

中間市 地域防災計画【資料編】

令和 8 年度版

中間市 地域防災計画

資料編目次

PAGE

第 1 章 総 則

第 4 節 市の概況

地形分類図-----	1. 4. 1
地質分類図-----	1. 4. 2
気象概況（図表）（1）～（3）-----	1. 4. 3
自治会別人口・世帯数-----	1. 4. 6
校区・産業・年齢別人口・世帯表-----	1. 4. 8

第 5 節 災害危険箇所

浸水想定区域図及び土砂災害危険箇所図-----	1. 5. 1
災害危険箇所等一覧-----	1. 5. 2
重要水防箇所表-----	1. 5. 3
急傾斜地崩壊危険区域-----	1. 5. 4
警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数等一覧表--	1. 5. 5
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域-----	1. 5. 9
浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者施設 一覧表-----	1. 5. 10

第 6 節 災害の想定

想定地震（震源）-----	1. 6. 1
想定震度分布図（1）～（9）-----	1. 6. 3
被害想定結果-----	1. 6. 13

一般災害対策計画

第 2 章 災害予防計画

第 3 節 防災知識普及計画

防災教育の時期と場所-----	2. 3. 1
防災に関する指導の目標・内容（小学校の例）-----	2. 3. 2
防災年間指導計画（中学校の例）-----	2. 3. 3
学校における防災組織例-----	2. 3. 4
中学生ができる防災アクション 10-----	2. 3. 5

第 5 節 防災施設、設備等の整備計画

雨量・水位観測所一覧-----	2. 5. 1
水防倉庫一覧-----	2. 5. 2
臨時ヘリポートの選定基準-----	2. 5. 3
避難所に必要な施設と設備（例）-----	2. 5. 4

第6節 応援協定計画

北九州市、中間市消防相互応援協定書-----	2. 6. 1
中間市、鞍手町消防相互応援協定書-----	2. 6. 2
中間市、水巻町消防相互応援協定書-----	2. 6. 4
中間市、遠賀町消防相互応援協定書-----	2. 6. 5
福岡県消防相互応援協定書-----	2. 6. 6
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定-----	2. 6. 9
中間市メッセージボード搭載災害対応型自動販売機設置に関する協定-----	2. 6. 11
災害時における応急対策業務に関する協定書-----	2. 6. 13
福岡県中間市における大規模な災害時の応援に関する協定書-----	2. 6. 15
災害時におけるボランティア活動に関する協定書-----	2. 6. 17
災害時における物資の供給に関する協定書(ハローデイ)---	2. 6. 20
災害時における物資の供給に関する協定書(イオン)-----	2. 6. 22
災害時における物資の供給に関する協定書(嘉穂無線)----	2. 6. 24
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書(東筑紫会)-----	2. 6. 26
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書(西日本医療)-----	2. 6. 28
災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書----	2. 6. 30
災害時における飲料水等の提供に関する協定書-----	2. 6. 32
中間市地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定書-----	2. 6. 34
遠賀川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関する協定書-----	2. 6. 38
避難所施設利用に関する協定書-----	2. 6. 41
水道事業に関する応援協定書-----	2. 6. 43
災害時における放送等に関する協定書-----	2. 6. 45
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書 ----	2. 6. 47
浸水時における応急対策業務に関する協定書(砂山営農)---	2. 6. 49
浸水時における応急対策業務に関する協定書(清光社)----	2. 6. 51
浸水時における応急対策業務に関する協定書(美浄社)----	2. 6. 53

特設公衆電話の設置利用に関する協定書-----	2. 6. 55
大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書-----	2. 6. 57
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書-----	2. 6. 58
災害時における復旧支援協力に関する協定-----	2. 6. 61
災害時における応急対策業務に関する協定書-----	2. 6. 63
中間地区災害復旧に関する覚書-----	2. 6. 66
災害時の指定緊急避難場所等利用に関する協定書-----	2. 6. 69
防災パートナーシップに関する協定書-----	2. 6. 71
中間市防犯カメラシステム支援自動販売機及び防犯カメラ の設置及び管理に関する協定書-----	2. 6. 73
災害発生時における中間市と中間市関係郵便局の協力に関 する協定-----	2. 6. 76
福岡県防災・行政情報通信ネットワークの管理運営に関す る協定書-----	2. 6. 79
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書-----	2. 6. 81
災害時における物資供給に関する協定-----	2. 6. 83
緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書-----	2. 6. 85
災害時における応援派遣に関する協定書-----	2. 6. 87
水害による緊急時の避難先としての県営住宅の空き住戸活 用に関する基本協定書-----	2. 6. 89
災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する 協定書-----	2. 6. 91
災害時における消毒液類の調達及び供給に関する協定書--	2. 6. 93
災害時等における応援派遣に関する協定書-----	2. 6. 95
安全安心なまちづくりと地域活性化のための包括連携協定 -----	2. 6. 97
災害時における車両の使用に関する協定書-----	2. 6. 99
学校法人福原学園と中間市との災害時の被災者支援に関す る協定書-----	2. 6. 102
災害時等におけるレンタル機材及び資材の提供に関する 協定書-----	2. 6. 103
災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書--	2. 6. 106
中間市と GZ キャピタル株式会社との災害時の被災者支援 に関する協定書-----	2. 6. 108
排水ポンプ車が「県管理河川に係る浸水被害以外」 に対して出動した場合に要する費用負担に係る協定書----	2. 6. 109
中間市と株式会社新生堂薬局との包括的連携に関する協定 書-----	2. 6. 111

中間市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地域 の安全安心に関する連携協定-----	2. 6. 113
災害時等における無人航空機による協力に関する協定----	2. 6. 115
災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する 協定-----	2. 6. 118
災害時におけるキャンピングカーに関する協定-----	2. 6. 120
第 9 節 土砂災害予防計画	
地すべり等防止法（抜粋）-----	2. 9. 1
第 11 節 建築物災害予防計画	
史跡一覧-----	2. 11. 1
第 15 節 火災予防計画	
消防組織図-----	2. 15. 1
消防本部現有自動車一覧表-----	2. 15. 2
消防分団格納庫一覧-----	2. 15. 3
消防団自動車配置状況-----	2. 15. 3
火災危険区域、火災防ぎょ困難地域、 断水時警防計画地域-----	2. 15. 4
消防法（抜粋）-----	2. 15. 11
中間市火災予防査察規程-----	2. 15. 12
第 16 節 林野火災予防計画	
消防資機材等装備調査-----	2. 16. 1
第 17 節 危険物災害予防計画	
危険物取扱施設一覧表-----	2. 17. 1
第 18 節 公益事業等施設災害予防計画	
液化石油ガス取扱所一覧表-----	2. 18. 1

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画	
中間市災害対策本部条例-----	3. 1. 1
中間市災害対策本部条例施行規則-----	3. 1. 2
中間市防災会議条例-----	3. 1. 6
中間市災害救助条例-----	3. 1. 8
中間市災害救助条例施行規則-----	3. 1. 10

市対策本部の標識（案）	-----	3. 1. 11
-------------	-------	----------

第 2 節 動員配備計画

配備完了報告書	-----	3. 2. 1
---------	-------	---------

第 3 節 気象予報・警報等伝達計画

中間市の注意報・警報・情報等の種類並びに発表 の基準	-----	3. 3. 1
気象・火災・地震の情報	-----	3. 3. 3
防災気象情報（注意報・警報・情報等）伝達系統図	-----	3. 3. 5

第 4 節 被害情報等収集伝達計画

福岡県災害調査報告実施要綱（抄） 〈災害状況報告様式を添付〉	-----	3. 4. 1
被害認定の基準	-----	3. 4. 5
被害状況等の調査・報告事項	-----	3. 4. 8
消防無線通信系統図	-----	3. 4. 9
中間市消防本部通信施設設備一覧	-----	3. 4. 10
通信施設の状況	-----	3. 4. 11
なかまコミュニティ無線局の名称及び設置場所	---	3. 4. 12

第 5 節 災害広報計画

災害に関する対策のための放送要請に関する協定	-----	3. 5. 1
放送要請様式	-----	3. 5. 2
緊急警報放送に関する確認	-----	3. 5. 4

第 6 節 自衛隊災害派遣要請計画

知事への要求様式	-----	3. 6. 1
災害派遣要請様式	-----	3. 6. 2

第 8 節 避難計画

各種の避難施設	-----	3. 8. 1
避難所指定図	-----	3. 8. 2
避難収容台帳・避難所収容者名簿	-----	3. 8. 3
災害対策基本法（抜粋）	-----	3. 8. 5
警察官職務執行法（抜粋）	-----	3. 8. 8

第 9 節 水防計画

	水防法（抜粋）-----	3. 9. 1
第 13 節	医療救護計画	
	主要医療機関一覧（1）～（3）-----	3. 13. 1
第 15 節	食料供給計画	
	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領-----	3. 15. 1
第 19 節	緊急輸送計画	
	緊急通行車両の証明書等（様式 1～4）-----	3. 19. 1
	市有車両確認一覧表-----	3. 19. 4
第 26 節	ボランティア応急活動計画	
	中間市災害ボランティア活動支援システムの事例	3. 26. 1
第 34 節	災害救助法適用計画	
	災害救助法（抜粋）-----	3. 34. 1
	災害救助法施行令（抜粋）-----	3. 34. 2
	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに 実費弁償の基準-----	3. 34. 4
	救助法適用の一覧-----	3. 34. 10
	災害救助法による帳簿様式-----	3. 34. 11

第 4 章 災害復旧計画

第 3 節	災害復旧資金対策計画	
	中間市災害弔慰金の支給等に関する条例-----	4. 3. 1
	中間市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 -----	4. 3. 7

地震災害対策計画

第 5 章 地震災害予防計画

第 6 章 地震災害応急対策計画

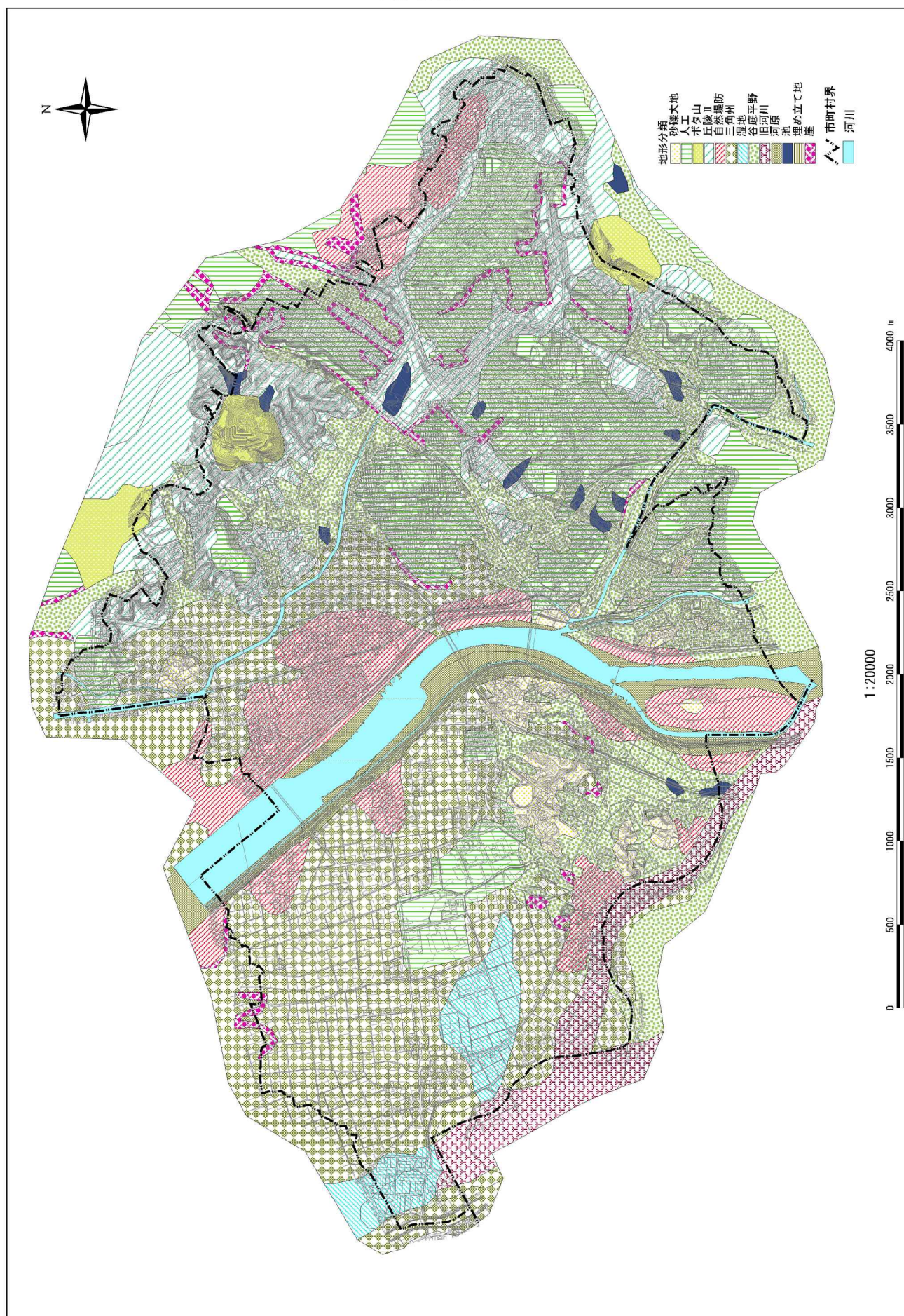
第 2 節	市の動員配備計画	
	地震関連図-----	6. 2. 1

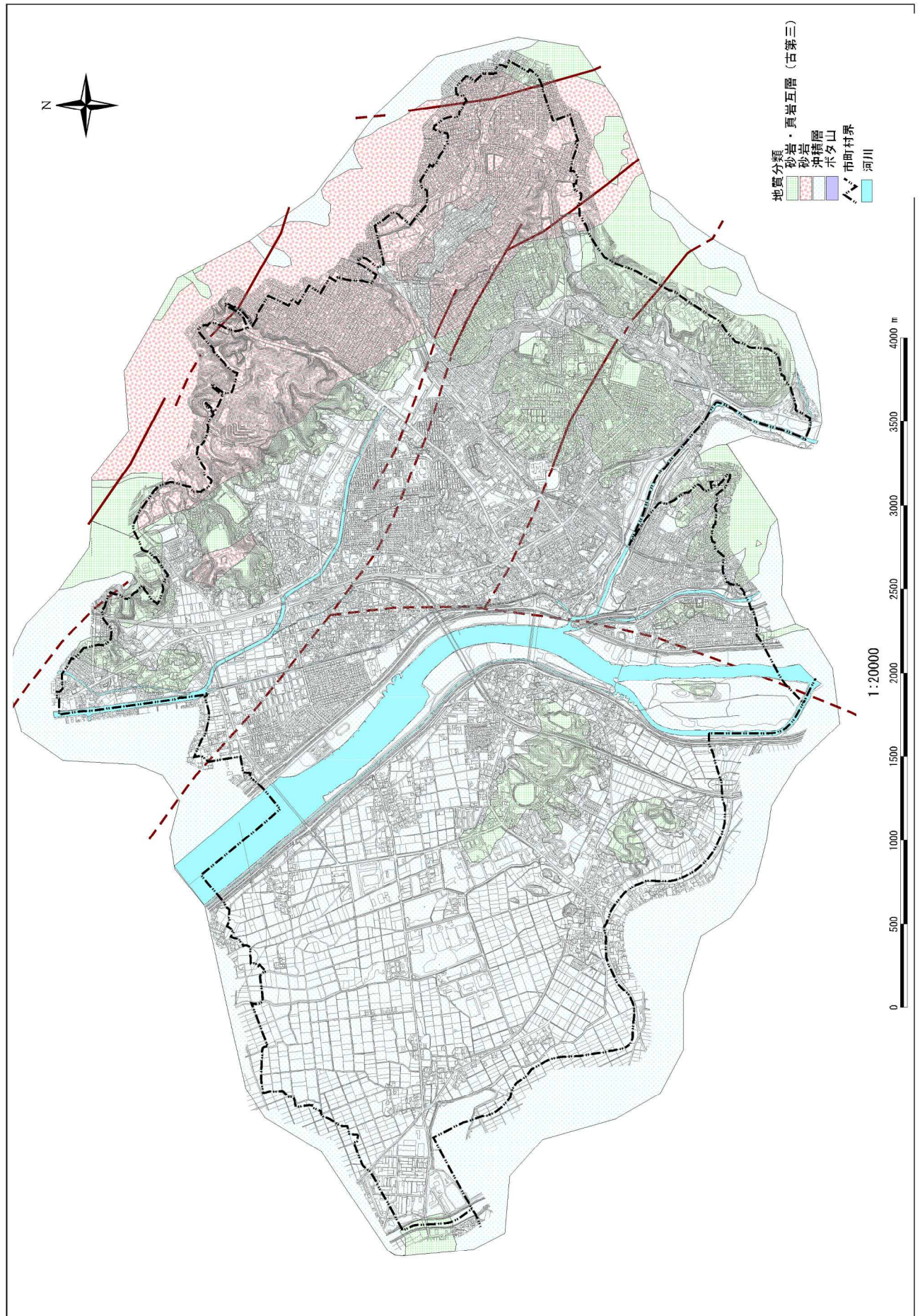
気象庁震度階級表-----	6.2.2
---------------	-------

第 7 章 地震災害復旧計画

【 その他 】	関係機関の電話番号 -----	7.1.1
	中間市災害対策協力会構成員 -----	7.1.3
	中間市内指定給水装置工事事業者一覧表-----	7.1.4
	葬儀社一覧表 -----	7.1.6

地形分類図





《気象状況(降水量)》

八幡観測所

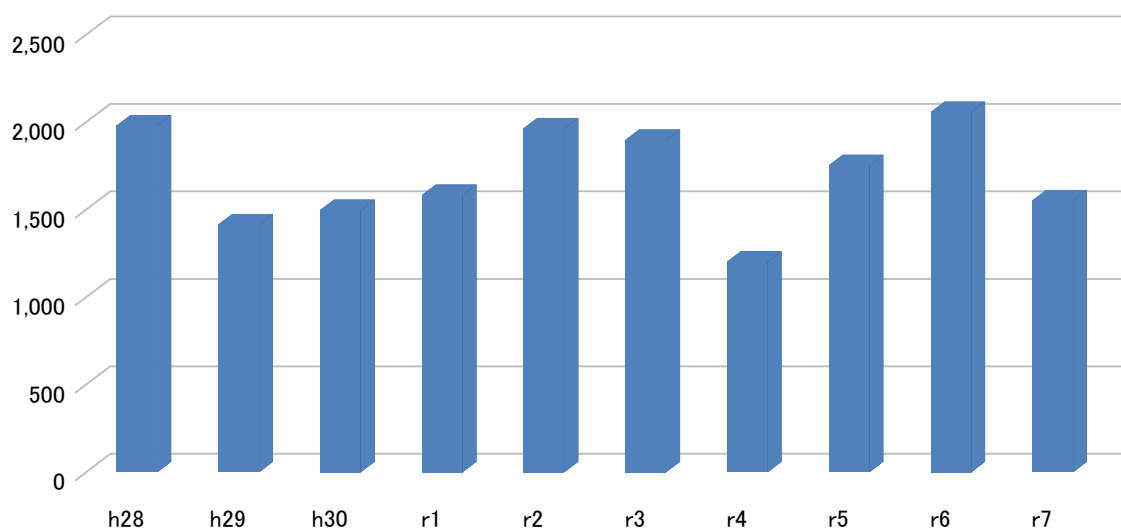
(単位:mm)

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計	平均
2016	h28	84	136	76	223	150	323	185	77	360	136	108	127	1,982	165.1
2017	h29	75	60	62	180	44	91	322	119	153	245	36	30	1,416	118.0
2018	h30	79	36	157	59	140	247	364	34	232	46	29	75	1,498	124.8
2019	r1	52	63	112	122	48	168	307	388	106	111	19	90	1,584	132.0
2020	r2	162	80	174	98	131	269	644	63	215	50	28	56	1,966	163.8
2021	r3	47	81	119	61	176	161	67	749	269	27	107	37	1,898	158.2
2022	r4	32	24	99	114	48	113	196	179	268	68	32	33	1,204	100.3
2023	r5	96	70	71	167	251	210	561	108	80	14	52	77	1,755	146.3
2024	r6	75	166	177	171	123	236	361	239	30	123	331	29	2,059	171.5
2025	r7	26	52	135	57	187	290	68	499	99	76	34	31	1,553	129.4
平均		72.6	76.6	118.1	125.1	129.6	210.6	307.4	245.4	181.1	89.4	77.4	58.3	1,536	142.2

(2016～2025年気象庁気象統計情報から)

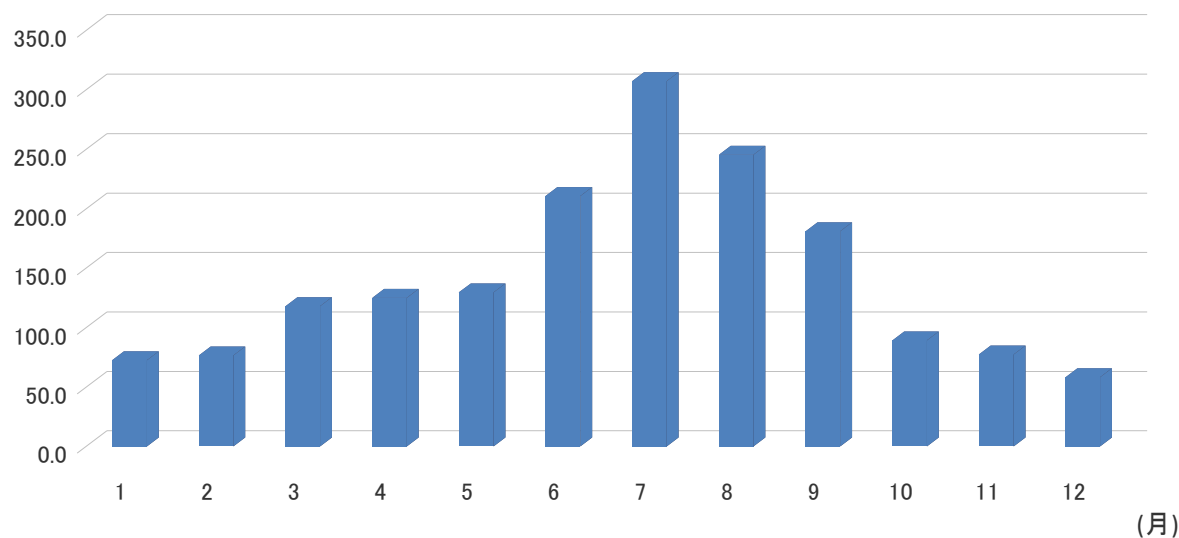
年間降水量

(mm)



月別平均降水量

(mm)



(月)

《気象状況(気温)》

八幡観測所

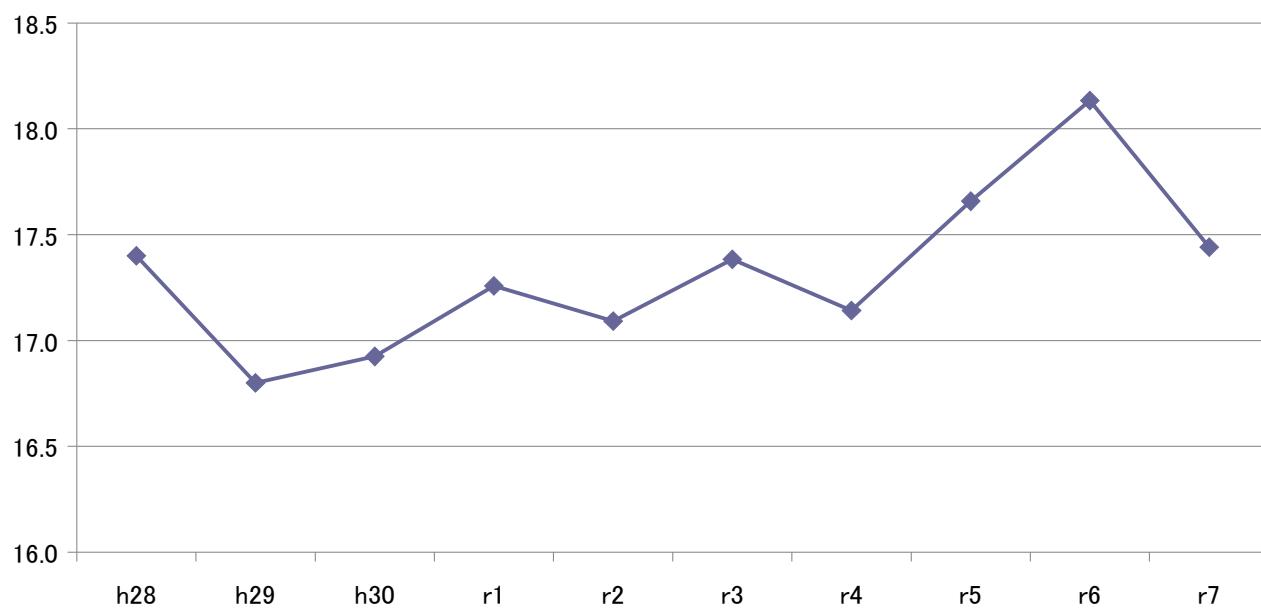
(単位:℃)

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
2016	h28	6.5	7.0	10.8	16.1	20.3	23.1	27.7	28.8	24.6	20.6	13.6	9.7	17.4
2017	h29	6.7	7.4	9.5	15.9	20.5	22.6	28.6	28.5	23.4	19.1	12.7	6.7	16.8
2018	h30	4.9	5.3	11.1	16.3	20.0	23.1	28.1	29.3	24.1	18.2	13.4	9.3	16.9
2019	r1	7.3	8.4	11.0	14.6	20.5	22.8	26.0	27.7	25.4	19.9	13.9	9.6	17.3
2020	r2	8.8	8.7	11.6	13.2	19.7	24.2	25.0	29.5	23.9	18.7	14.3	7.5	17.1
2021	r3	6.3	9.2	12.5	15.7	19.7	23.7	28.0	26.9	25.0	20.0	13.2	8.4	17.4
2022	r4	6.0	5.3	11.8	15.7	19.9	24.3	28.1	29.0	25.1	18.7	15.0	6.8	17.1
2023	r5	6.4	8.0	12.8	16.0	19.6	23.5	28.0	29.1	26.3	18.9	14.1	9.2	17.7
2024	r6	7.4	9.0	10.7	16.8	19.5	23.5	28.8	29.7	28.1	21.2	14.8	8.1	18.1
2025	r7	6.0	4.7	10.9	15.3	18.7	24.1	29.1	28.9	27.2	21.3	13.6	9.5	17.4
平均		6.6	7.3	11.3	15.6	19.8	23.5	27.7	28.7	25.3	19.7	13.9	8.5	17.3

(2016～2025年気象庁気象統計情報から)

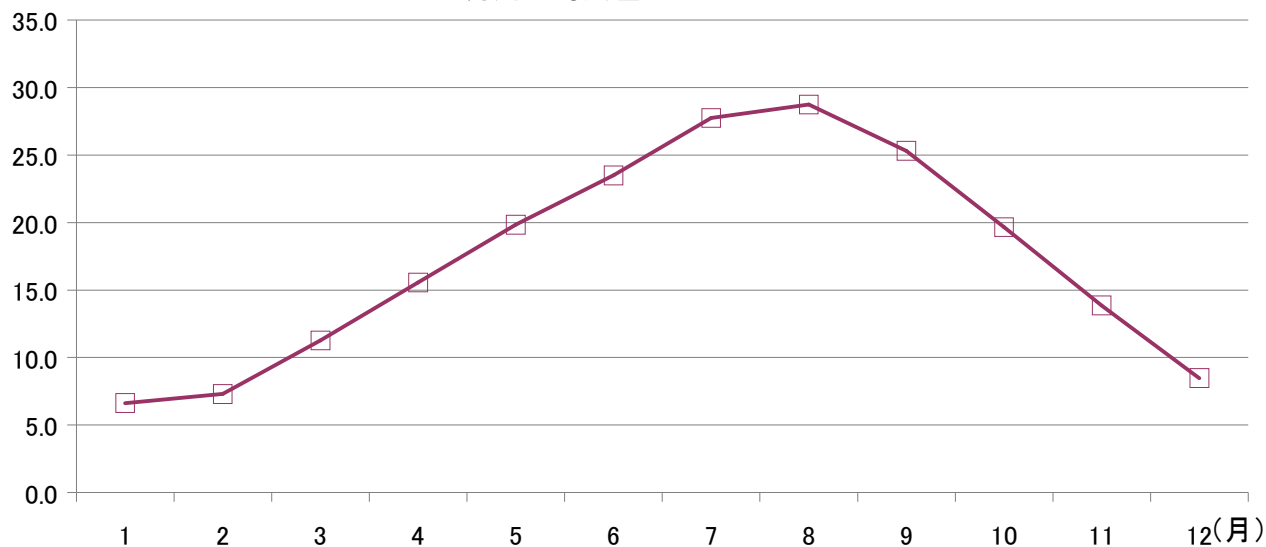
(℃)

年別平均気温



(℃)

月別平均気温



《気象状況(風向・風速)》

八幡観測所

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2016	h28	西北西	南西	南南西	西	西南西	南南西	南	南西	北北東	南	南	南南西
2017	h29	西北西	南	西北西	南	南	東南東	西北西	南南西	南南西	南	南南西	西北西
2018	h30	西北西	南南西	南西	南南西	西南西	南	南	南東	北北東	南南西	南	南南西
2019	r1	北西	南	南南西	南	東南東	南南東	南東	南東	南南西	南南西	南	北西
2020	r2	南	南	西	南	西南西	南東	南	南南西	南	西北西	南南西	西北西
2021	r3	北西	南南西	南南西	南東	南	東南東	南東	南南西	南東	北西	西	西南西
2022	r4	西北西	北西	西北西	南南西	西南西	南	東南東	西	南	西南西	西南西	西北西
2023	r5	西北西	南	南	南東	北	南	南	東南東	西北西	南	西北西	南
2024	r6	南	西南西	北西	東南東	西南西	東南東	南	東南東	南	東南東	西北西	西北西
2025	r7	西北西	西北西	南	南	西南西	南南西	東南東	南	南南西	南	南	北西

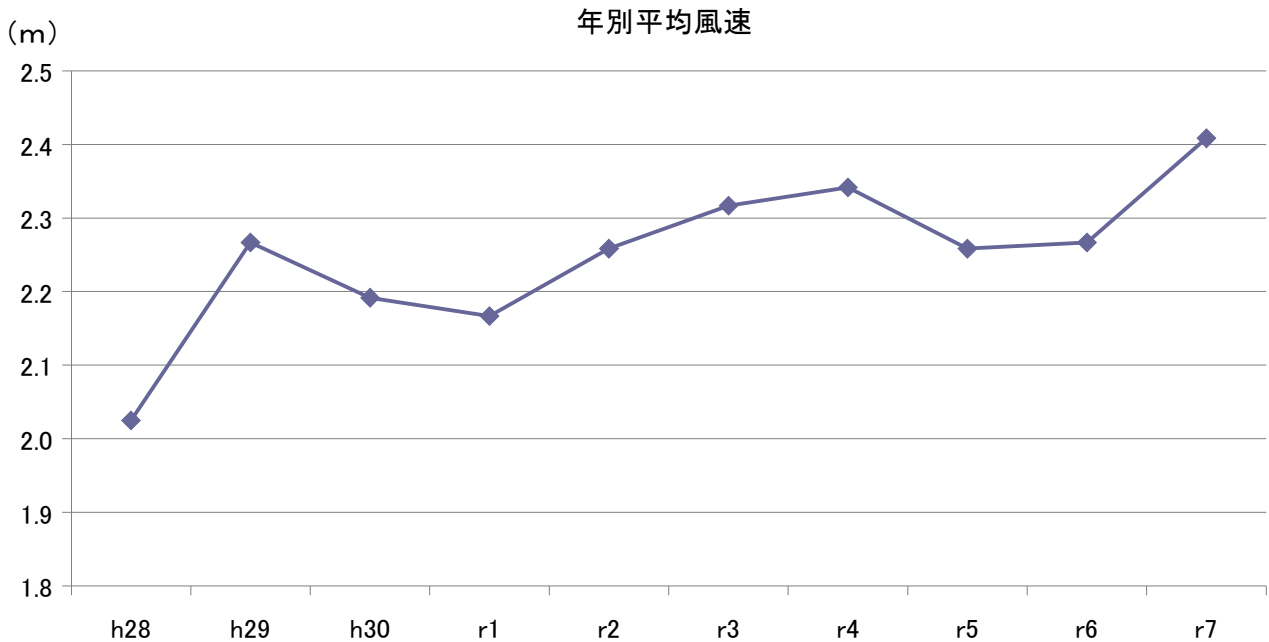
(2016～2025年気象庁気象統計情報から)

八幡観測所

(単位:m/s)

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
2016	h28	2.4	2.6	2.0	2.0	1.9	2.0	2.2	2.1	1.6	1.6	1.8	2.1	2.0
2017	h29	2.4	2.7	2.2	2.4	2.4	1.9	2.5	2.3	1.8	1.9	2.1	2.6	2.3
2018	h30	2.5	2.4	2.3	2.4	2.4	1.9	2.2	2.4	2.0	2.1	1.6	2.1	2.2
2019	r1	2.3	2.0	2.5	2.2	2.6	2.1	2.1	2.3	2.0	2.0	1.9	2.0	2.2
2020	r2	2.1	2.3	2.5	2.7	2.2	2.2	2.3	2.6	2.3	1.9	1.8	2.2	2.3
2021	r3	2.5	2.9	2.2	2.4	2.6	1.8	2.6	2.2	1.9	1.7	2.2	2.8	2.3
2022	r4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.0	2.8	2.5	2.8	2.3	2.0	1.8	2.5	2.3
2023	r5	2.4	2.1	2.1	2.4	2.1	2.1	2.5	2.4	1.9	2.1	2.4	2.6	2.3
2024	r6	2.5	2.0	2.6	1.7	2.2	2.2	2.9	2.4	2.0	1.9	2.1	2.7	2.3
2025	r7	2.6	2.9	2.9	2.7	2.3	2.3	2.4	2.3	2.2	1.8	2.1	2.4	2.4
平均		2.4	2.5	2.4	2.3	2.3	2.1	2.4	2.4	2.0	1.9	2.0	2.4	2.3

(2016～2025年気象庁気象統計情報から)



《自治会別人口・世帯数》

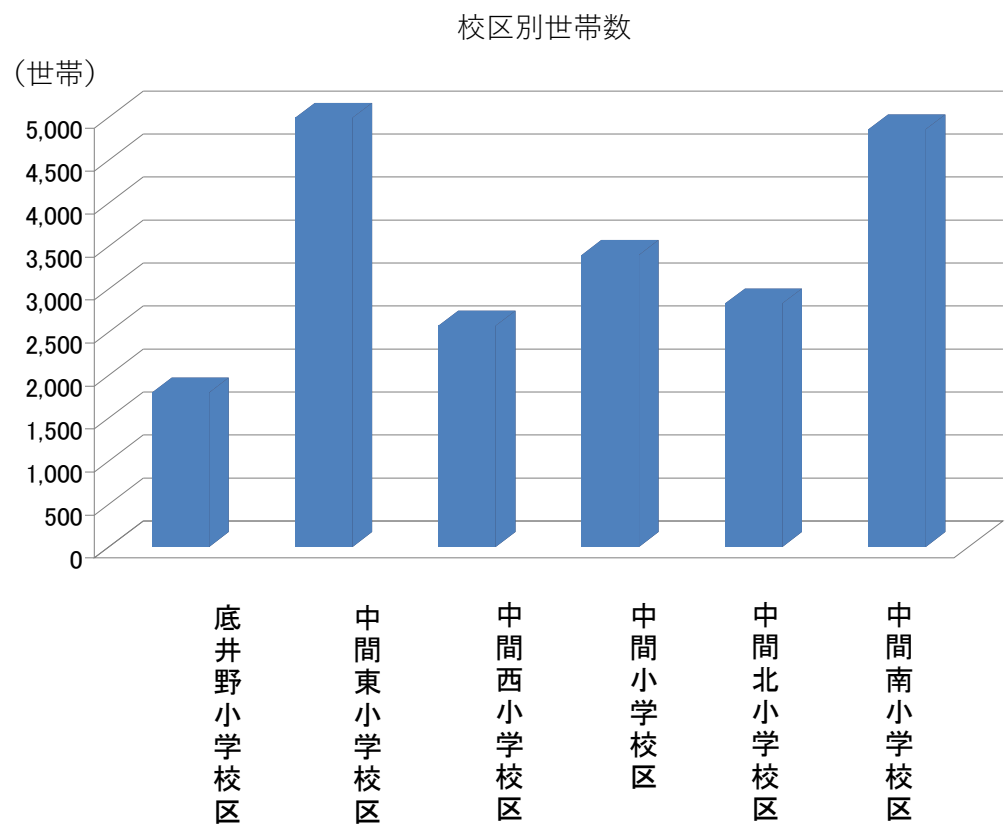
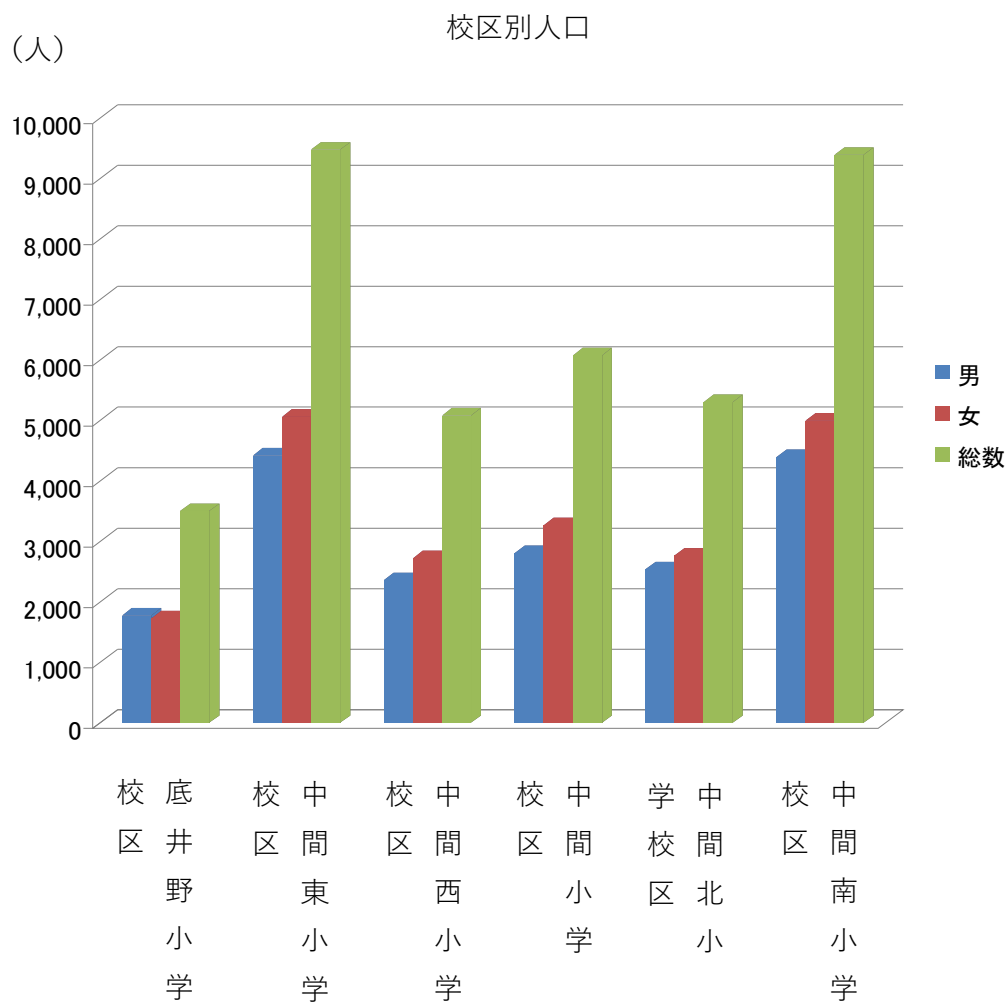
(令和8年3月31日)

No.	校区	地区名	人口(人)			世帯数
			男	女	総数	
1	小学校区 底井野	垣生町	742	675	1,417	760
2		砂山	166	189	355	171
3		下大隈	195	209	404	224
4		上底井野	586	567	1,153	544
5		中底井野	85	86	171	96
小 計			1,774	1,726	3,500	1,795
6	中間東小学校区	上蓮花寺	207	215	422	211
7		扇ヶ浦一区	549	674	1,223	650
8		扇ヶ浦二区	264	309	573	267
9		松ヶ岡一区	377	406	783	413
10		松ヶ岡二区	179	294	473	254
11		中尾	925	1037	1,962	1,018
12		土手ノ内一丁目	451	494	945	466
13		土手ノ内二区	367	385	752	414
14		土手ノ内三丁目	432	499	931	494
15		新手	311	344	655	375
16		唐戸	91	92	183	109
17		本町	150	166	316	182
18		徳若	118	142	260	138
小 計			4,421	5,057	9,478	4,991
19	小学校区 中間西	大辻町	398	412	810	405
20		七重	339	340	679	321
21		弥生町	375	446	821	396
22		小田ヶ浦	479	574	1,053	525
23		池田町	425	576	1,001	544
24		深坂	342	373	715	382
小計			2,358	2,721	5,079	2,573
25	中間小学校区	中町	49	55	104	66
26		鳥森	175	196	371	178
27		屋島	116	147	263	140
28		御館町	152	179	331	177
29		昭和町	165	175	340	193
30		栄町	349	395	744	406
31		川端	160	162	322	147
32		片峯町	67	57	124	69
33		中鶴一区	212	253	465	277
34		中鶴二丁目	265	389	654	422
35		中鶴三区	303	400	703	382
36		浄花町	264	318	582	335
37		岩瀬西町一区	322	332	654	367
38		岩瀬西町二区	208	210	418	237
小 計			2,807	3,268	6,075	3,396

《自治会別人口・世帯数》

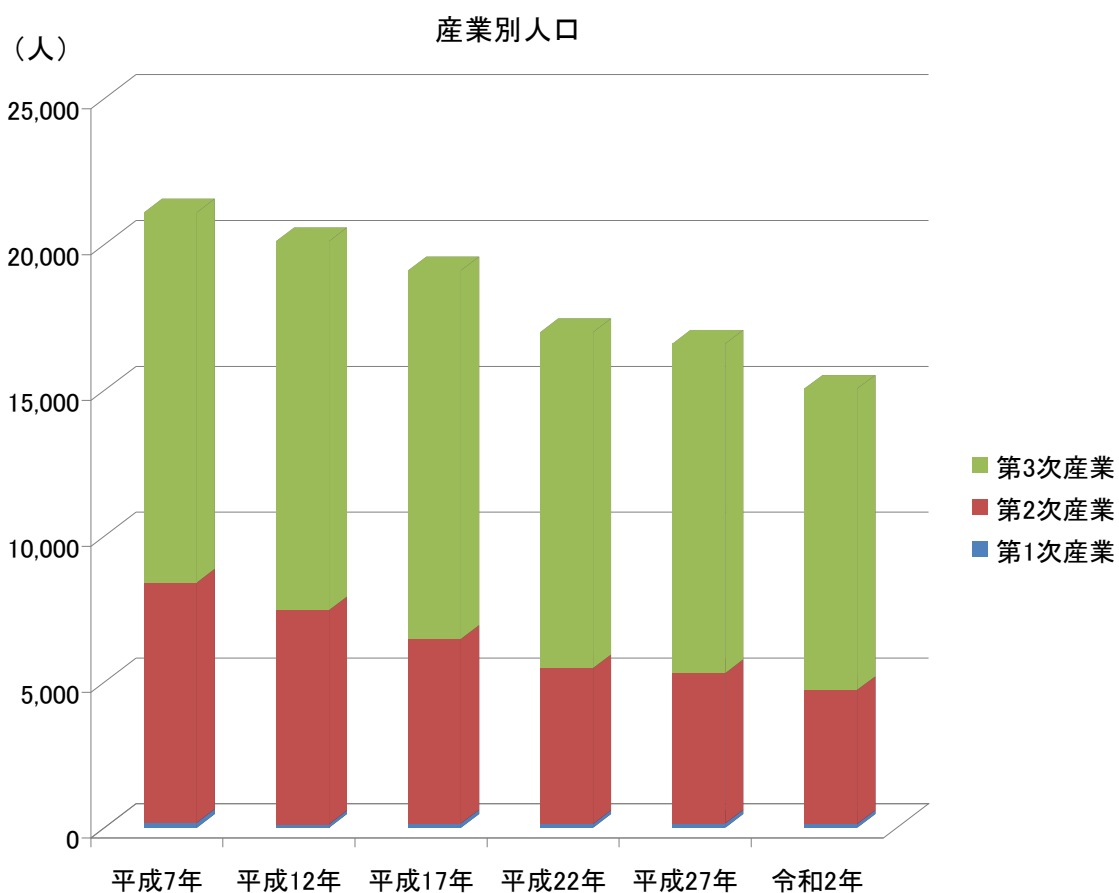
(令和8年3月31日)

No.	校区	地区名	人口(人)			世帯数
			男	女	総数	
39	中間北小学校区	岩瀬北町	193	172	365	192
40		岩瀬東町	238	225	463	251
41		岩瀬南町	271	294	565	334
42		自由ヶ丘	117	115	232	127
43		下蓮花寺	311	322	633	337
44		中牟田	270	297	567	301
45		白天	146	174	320	195
46		大根土	142	229	371	202
47		宮林	163	172	335	197
48		高見	204	213	417	195
49		曙町	484	553	1,037	501
小　　計			2,539	2,766	5,305	2,832
50	中間南小学校区	太賀一区	493	561	1,054	568
51		太賀二区	364	413	777	401
52		太賀三区	90	104	194	103
53		通谷一丁目	409	496	905	566
54		通谷二区	422	514	936	481
55		通谷三区	380	434	814	377
56		通谷四区	548	559	1,107	520
57		桜台	525	592	1,117	545
58		星ヶ丘	126	138	264	141
59		朝霧	570	614	1,184	588
60		鍋山	369	462	831	459
61	中央町	99	110	209	108	
小　　計			4,395	4,997	9,392	4,857
合　　計			18,294	20,535	38,829	20,444



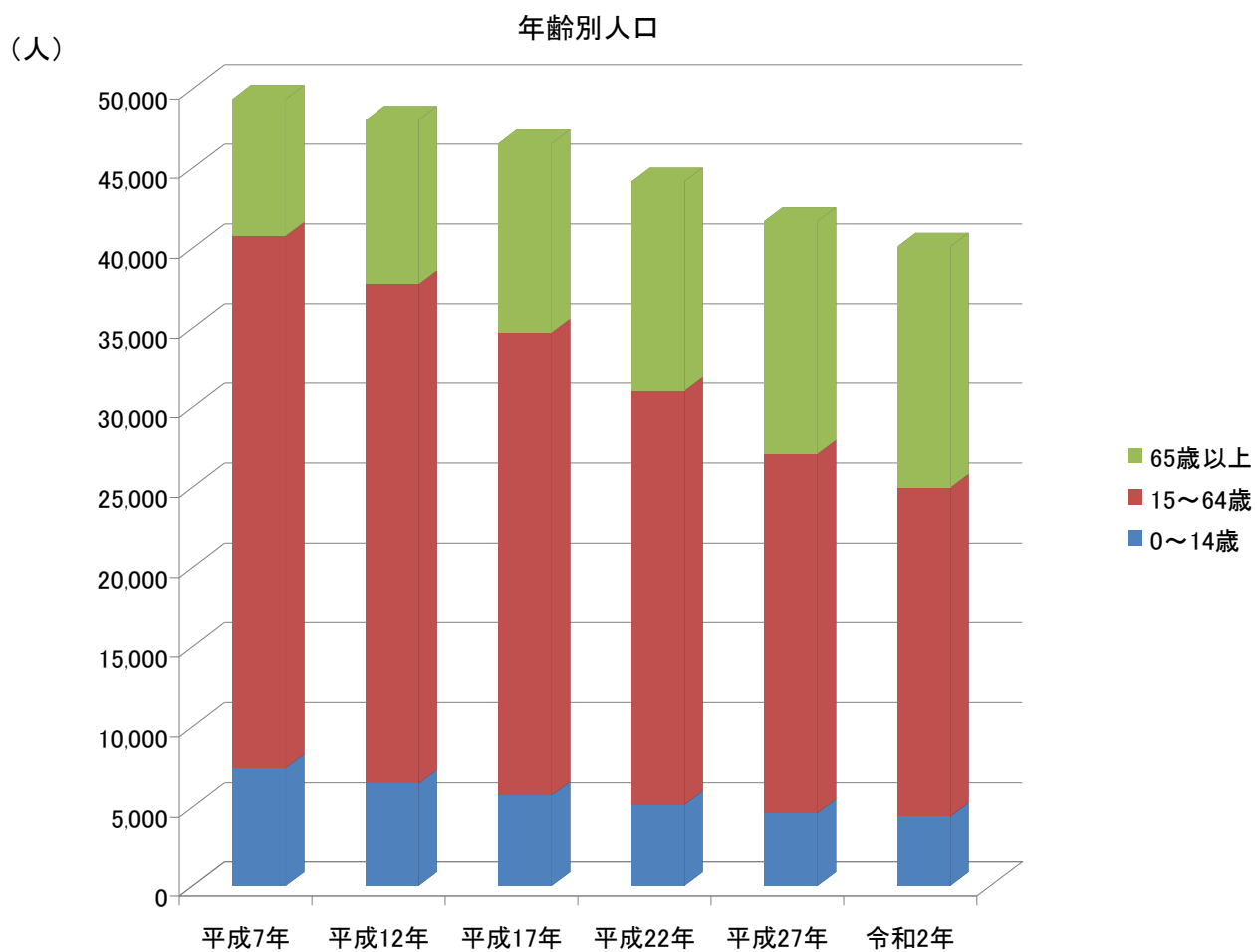
《産業別人口の推移》

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		総数	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
平成7年	182	1	8,230	39	12,687	60	21,099	100
平成12年	127	1	7,333	36	12,648	63	20,108	100
平成17年	152	1	6,327	33	12,633	66	19,112	100
平成22年	135	1	5,340	31	11,517	68	16,992	100
平成27年	152	1	5,151	31	11,292	68	16,595	100
令和2年	132	1	4,597	30	10,326	69	15,055	100



《年齢別人口の推移》

	0～14歳		15～64歳		65歳以上		不詳	総数	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)		人数(人)	割合(%)
平成7年	7,443	15	33,330	68	8,579	17	1	49,353	100
平成12年	6,452	13	31,279	65	10,298	22	7	48,036	100
平成17年	5,720	12	29,008	62	11,832	26	0	46,560	100
平成22年	5,122	11	25,915	59	13,124	30	49	44,210	100
平成27年	4,616	11	22,489	54	14,585	35	106	41,796	100
令和2年	4,405	11	20,583	51	15,106	38	268	40,362	100



《 災害危険箇所等一覧 》

令和8年4月1日現在

災害危険箇所等	所管	箇所数	備 考
①重要水防箇所	国・県	14	
②重要水防構造物	国・県	9	
③急傾斜地崩壊危険区域	県	3	
④山地災害危険地区	県	4	
④-1 山腹崩壊危険地区		4	④の内訳
④-2 崩壊土砂流出危険地区		—	④の内訳
④-3 地すべり危険地区		—	④の内訳
⑤道路危険箇所	県	12	カルテ作成箇所
⑥土砂災害警戒区域	県	81	
⑥-1 土石流		5	⑤の内訳
⑥-2 急傾斜地の崩壊		76	⑤の内訳
⑦土砂災害特別警戒区域	県	75	
⑦-1 土石流		4	⑥の内訳
⑦-2 急傾斜地の崩壊		71	⑥の内訳
危険箇所 計		199	

《 国土交通大臣管理区間重要水防箇所表 》

① 遠賀川水系（重要度 A）

河川名	地 先 名	岸別	位 置	延 長	備 考	水防工法
黒 川	中間市土手ノ内地先	左	0/300～0/400	1 0 0 m	越水 A	積み土俵
〃	中間市土手ノ内地先	左	0/400～0/700	3 0 0 m	越水 A・堤体漏水 B 0/500～0/700 (法崩れ)	積み土俵 シート張り
〃	中間市中間地先	右	0/300～0/500	2 0 0 m	越水 A	積み土俵
〃	中間市七重地先	右	1/500～1/700	2 0 0 m	越水 A	積み土俵
〃	中間市七重地先	右	2/100～2/500	4 0 0 m	越水 A	積み土俵

② 遠賀川水系（重要度 B）

河川名	地 先 名	岸別	位 置	延 長	備 考	水防工法
遠賀川	中間市垣生地先	左	10/300～10/700	4 0 0 m	越水 B	積み土俵
〃	中間市垣生地先 中間市下大隈地先	左	10/900～11/850	9 5 0 m	越水 B	積み土俵
〃	中間市浄花町地先	左	9/100 9/300	2 0 0 m	堤体漏水 B	シート張り
〃	中間市中間地先	右	10/300～10/500	2 0 0 m	堤体漏水 B	シート張り
〃	中間市中間地先	右	10/500～10/700	2 0 0 m	越水 B 堤体漏水 B	積み土俵 シート張り
〃	中間市中間地先	右	11/100～11/500	4 0 0 m	越水 B	積み土俵
〃	中間市中間地先	右	11/700～12/200	5 0 0 m	越水 B	積み土俵
黒川	中間市中間地先 中間市土手ノ内地先	左	0/100～0/300	2 0 0 m	越水 B	積み土俵
〃	中間市土手ノ内地先	左	0/700～0/900	2 0 0 m	堤体漏水 B (法崩れ) 越水 B	積み土俵 シート張り
〃	中間市中間地先	右	0/100～0/300	2 0 0 m	越水 B	積み土俵
〃	中間市中間地先 中間市中尾地先	右	0/500～1/300	8 0 0 m	越水 B	積み土俵
笹尾川	中間市土手ノ内地先	左	1/100～1/200	1 0 0 m	堤体漏水 B	シート張り

《急傾斜地崩壊危険区域》 資料 1.5.3

番号	区域の名称	概ねの位地	指定面積 (㎡)	指定年月日	告示番号
1	岩瀬南町	岩瀬字塘ノ内	3,500	S61.1.25	98
2	岩瀬東町	岩瀬字野添	15,060	S62.9.19	1413
			1,920	S63.6.16	940
3	自由ヶ丘	岩瀬三丁目	3,743	S61.1.25	98
			9,830	H3.3.20	550
			9,485	H13.10.12	1672

警戒区域及び特別警戒区域一覧表 土石流

【土砂災害警戒区域告示 5渓流】

市町村名：中間市

自然現象 の種 類	区 域 の 名 称	所 在 地	特別 警戒 区域	特別警 戒区域 人家	地質区 分	警 戒 区 域				特 別 警 戒 区 域			
						面積 (㎡)	人家 戸数	重 複	公 共 的 建 物 戸数	重 複	面積 (㎡)	人家 戸数	公 共 的 建 物 戸数 内 訳
土石流	深坂谷川 〇 1	中間市蓮花寺 3 丁目	○		花崗岩	11,246	21		0		57	0	0
土石流	蓮花寺谷川 〇 1	中間市蓮花寺 3 丁目			花崗岩	14,286	9		0		0	0	0
土石流	蓮花寺谷川 〇 2	中間市蓮花寺 2 丁目	○		花崗岩	13,961	9		0		87	0	0
土石流	蓮花寺谷川 〇 3	中間市蓮花寺 1 丁目及び蓮 花寺2丁目	○		花崗岩	9,668	12		0		7	0	0
土石流	蓮花寺谷川 〇 4	中間市蓮花寺 1 丁目及び蓮 花寺2丁目	○		花崗岩	2,456	1		0		61	0	0
						小計	52	0	0	0	212		
箇所数	5渓流		4	0			52		0			0	0
						合 計		52			合 計	0	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 人家戸数の重複とは、他の渓流による土石流の警戒区域と重複している戸数を記入すること。

警戒区域及び特別警戒区域一覧表
【土砂災害警戒区域告示 76箇所】

急傾斜地の崩壊

市町村名：中間市

自然現象 の種 類	区 域 の 名 称	住 所	特別 警戒 区域	特別重 戒区域 人家	警 戒 区 域					特別警戒区域				備 考	
					面積 (㎡)	人 家 戸 数		公 共 の 建 物		面積 (㎡)	人 家 戸 数	公 共 の 建 物			
						戸 数	重 複	戸 数	重 複			内 訳	戸 数		内 訳
急傾斜地の崩壊	岩瀬西町1区(A)－1	中間市岩瀬西町	○	○	1,636	0	0	1	0	公民館	407	0	1	公民館	
急傾斜地の崩壊	岩瀬西町1区(A)－2	中間市岩瀬西町	○	○	5,483	4	0	1	0	須賀神社	1,577	3	0		
急傾斜地の崩壊	岩瀬西町1区(A)－3	中間市岩瀬西町	○	○	2,261	4	0	1	1	須賀神社	637	2	0		I-001N-2と重複
急傾斜地の崩壊	岩瀬－1	中間市岩瀬西町	○	○	5,789	5	0	0	0		2,141	2	0		
急傾斜地の崩壊	岩瀬－2	中間市岩瀬西町及び岩瀬4丁目	○	○	8,731	7	1	0	0		2,786	2	0		I-002N-1と重複
急傾斜地の崩壊	岩瀬東町－1	中間市岩瀬4丁目及び水巻町吉田南2丁目	○	○	7,839	2	0	2	0	老人福祉施設 天理教教会	3,297	1	0		
急傾斜地の崩壊	岩瀬東町－2	中間市岩瀬4丁目及び水巻町吉田南2丁目	○	○	24,881	32	0	5	1	老人福祉施設-3 天理教教会 公民館	6,284	1	1	天理教教会	I-003N-1と重複
急傾斜地の崩壊	岩瀬東町－3	中間市岩瀬4丁目	○		1,038	1	1	1	1	天理教教会	52	0	0		I-003N-1と重複
急傾斜地の崩壊	岩瀬東町(a)－1	中間市岩瀬2丁目、 岩瀬3丁目及び岩瀬4丁目	○	○	22,270	12	1	1	1	公民館	8,261	5	0		I-003N-2と重複
急傾斜地の崩壊	岩瀬東町(a)－2	中間市岩瀬2丁目	○	○	8,150	5	5	0	0		3,911	2	0		I-004N-1と重複 (REDの2戸も重複)
急傾斜地の崩壊	自由ヶ丘(A)	中間市岩瀬3丁目	○	○	27,038	40	0	0	0		6,318	6	0		
急傾斜地の崩壊	小牟田－1	中間市岩瀬2丁目	○	○	2,286	4	0	0	0		707	1	0		
急傾斜地の崩壊	小牟田－2	中間市岩瀬2丁目	○	○	2,764	1	0	0	0		516	1	0		
急傾斜地の崩壊	寿町－1	中間市岩瀬2丁目及び 岩瀬3丁目	○	○	17,981	17	3	1	0	公民館	6,716	4	0		I-006N-1と重複
急傾斜地の崩壊	寿町－2	中間市岩瀬2丁目及び 岩瀬3丁目	○	○	6,439	10	2	0	0		2,192	3	0		I-007N-1と重複
急傾斜地の崩壊	自由ヶ丘	中間市岩瀬2丁目及び 岩瀬3丁目	○		40,710	30	0	2	0	学校、集会所	3,504	0	0		
急傾斜地の崩壊	下蓮花寺(a)－1	中間市蓮花寺3丁目	○	○	3,752	3	0	2	0	寺社等	1,279	3	0		
急傾斜地の崩壊	下蓮花寺(a)－2	中間市蓮花寺3丁目	○	○	4,222	3	1	2	2	寺社等	1,260	0	2	寺社等	I-009N-1と重複
急傾斜地の崩壊	下蓮花寺(a)－3	中間市蓮花寺3丁目	○	○	1,978	1	0	0	0		754	1	0		
急傾斜地の崩壊	下蓮花寺(a)－4	中間市蓮花寺3丁目	○		5,041	1	1	0	0		1,935	0	0		I-009N-3と重複
急傾斜地の崩壊	下蓮花寺(b)	中間市蓮花寺3丁目	○	○	2,063	3	0	0	0		587	3	0		
急傾斜地の崩壊	上蓮花寺(c)	中間市蓮花寺1丁目 及び蓮花寺2丁目	○	○	18,014	6	0	0	0		6,628	4	0		
急傾斜地の崩壊	太賀	中間市蓮花寺1丁目、 蓮花寺2丁目、太賀1丁目 及び太賀2丁目	○		15,610	18	3	0	0		2,467	0	0		I-011Nと重複
急傾斜地の崩壊	太賀(1)	中間市蓮花寺1丁目、 蓮花寺2丁目、太賀2丁目、 太賀3丁目、太賀4丁目、 北九州市八幡西区永大丸南町2丁目及び永大丸西町4丁目	○	○	55,898	36	0	1	0	公民館	21,029	2	0		
急傾斜地の崩壊	太賀(2)	中間市太賀1丁目、 太賀2丁目及び通谷1丁目	○	○	30,412	29	0	0	0		9,129	3	0		
急傾斜地の崩壊	上底井野－1	中間市大字上底井野 及び大字垣生			7,882	7	0	0	0		0	0	0		

【土砂災害警戒区域告示 76箇所】

市町村名：中間市

自然現象 の種類	区域の名称	住所	特別警戒区域	特別警戒区域 人数	警戒区域					特別警戒区域				備考	
					面積 (㎡)	人家戸数		公共的建物		面積 (㎡)	人家戸数	公共的建物			
						戸数	重複	戸数	重複			内 訳	戸数		内 訳
急傾斜地の崩壊	上底井野－２	中間市大字上底井野及び大字垣生	○	○	9,321	1	0	0	0		3,183	1	0		
急傾斜地の崩壊	垣生	中間市大字垣生			2,540	12	0	0	0		0	0	0		
急傾斜地の崩壊	池田１丁目	中間市深坂２丁目及び朝霧４丁目	○	○	16,222	15	0	1	1	集会所	5,680	0	1	集会所	
急傾斜地の崩壊	通谷(1)－１	中間市朝霧２丁目	○	○	20,686	39	0	0	0		3,631	4	0		
急傾斜地の崩壊	通谷(1)－２	中間市朝霧２丁目	○	○	1,602	3	3	0	0		132	0	0		I-018N-1と重複
急傾斜地の崩壊	朝霧３丁目－１	中間市朝霧３丁目	○	○	3,396	1	0	0	0		1,290	1	0		
急傾斜地の崩壊	朝霧３丁目－２	中間市朝霧３丁目	○	○	3,582	4	1	0	0		1,033	0	0		I-021N-1と重複
急傾斜地の崩壊	朝霧３丁目－３	中間市朝霧３丁目	○	○	2,039	1	0	0	0		743	1	0		
急傾斜地の崩壊	朝霧３丁目－４	中間市朝霧３丁目及び通谷３丁目	○	○	9,100	3	1	0	0		4,014	0	0		I-021N-3と重複
急傾斜地の崩壊	朝霧３丁目－５	中間市朝霧３丁目	○	○	10,401	3	1	0	0		4,322	2	0		I-021N-4と重複
急傾斜地の崩壊	通谷(2)－１	中間市桜台２丁目及び通谷６丁目			7,567	9	0	0	0		0	0	0		
急傾斜地の崩壊	通谷(2)－２	中間市桜台２丁目及び通谷６丁目	○	○	2,438	4	0	1	0	公民館	725	1	0		
急傾斜地の崩壊	七重(B)	中間市七重町	○		5,392	3	0	0	0		1,099	0	0		
急傾斜地の崩壊	七重(A)	中間市七重町	○		7,983	6	0	0	0		426	0	0		
急傾斜地の崩壊	上蓮花寺(a)	中間市蓮花寺２丁目	○	○	6,276	2	0	0	0		2,252	1	0		
急傾斜地の崩壊	上蓮花寺(b)	中間市蓮花寺２丁目	○	○	6,132	1	1	0	0		1,555	0	0		Ⅱ-001Nと重複
急傾斜地の崩壊	上蓮花寺(d)	中間市蓮花寺１丁目及び蓮花寺２丁目	○	○	18,602	5	5	0	0		6,721	2	0		I-011Nと重複 I-012Nと重複 I-013Nと重複
急傾斜地の崩壊	下蓮花寺(c)－１	中間市蓮花寺２丁目	○	○	2,817	3	0	0	0		817	3	0		
急傾斜地の崩壊	下蓮花寺(c)－２	中間市蓮花寺２丁目	○	○	1,496	1	0	0	0		511	0	0		
急傾斜地の崩壊	中間(a)	中間市蓮花寺２丁目	○	○	20,628	4	1	0	0		4,755	2	0		I-013Nと重複
急傾斜地の崩壊	中間(a)－２	中間市蓮花寺２丁目	○		15,149	0	0	0	0		4,355	0	0		
急傾斜地の崩壊	岩瀬(a)	中間市岩瀬西町及び水巻町吉田南２丁目	○	○	4,903	2	0	0	0		1,568	1	0		
急傾斜地の崩壊	岩瀬(b)	中間市岩瀬西町及び岩瀬４丁目	○	○	2,836	4	0	0	0		1,022	2	0		
急傾斜地の崩壊	岩瀬(c)	中間市岩瀬３丁目	○		7,778	17	3	0	0		2,652	2	0		I-005Nと重複 I-008Nと重複
急傾斜地の崩壊	岩瀬(d)－１	中間市岩瀬３丁目及び水巻町吉田南５丁目	○	○	3,246	9	1	0	0		997	4	0		NK-003Nと重複
急傾斜地の崩壊	岩瀬(d)－２	中間市岩瀬３丁目及び蓮花寺３丁目	○		11,056	1	1	0	0		3,638	0	0		NK-004Nと重複
急傾斜地の崩壊	岩瀬(e)	中間市岩瀬２丁目	○	○	4,796	3	1	0	0		1,613	3	0		I-008Nと重複
急傾斜地の崩壊	岩瀬東町(b)	中間市岩瀬２丁目	○	○	2,196	4	0	0	0		735	2	0		

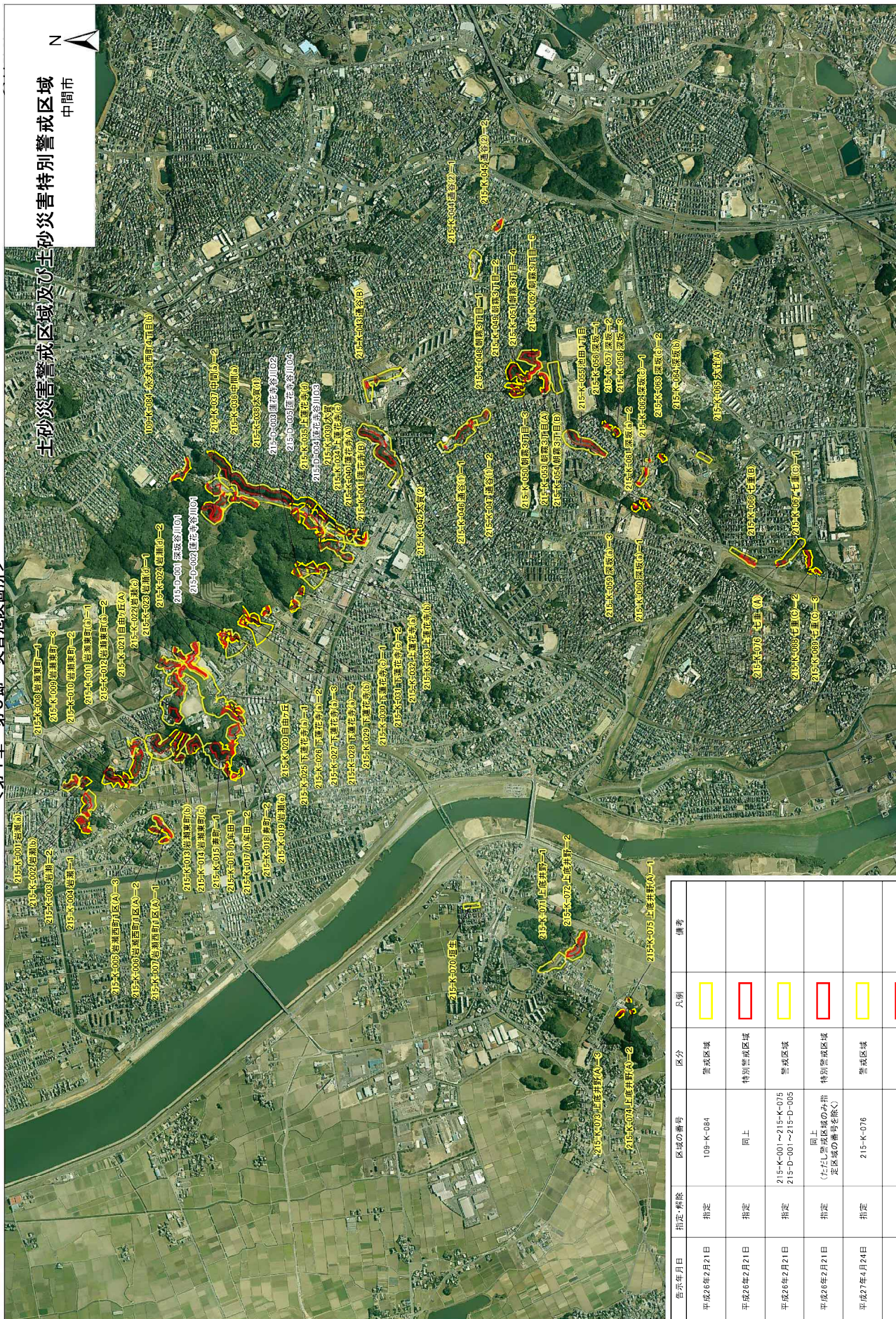
【土砂災害警戒区域告示 76箇所】

市町村名：中間市

自然現象 の 種 類	区 域 の 名 称	住 所	特別 警戒 区域	特別警 戒区域 人家	警 戒 区 域					特別警戒区域				備 考	
					面積 (㎡)	人家戸数		公 共 的 建 物		面積 (㎡)	人家 戸数	公 共 的 建 物			
						戸数	重複	戸数	重複			内 訳	戸数		内 訳
急傾斜地の崩壊	岩瀬東町(c)	中間市岩瀬2丁目	○	○	6,905	2	0	0	0	3,065	2	0			
急傾斜地の崩壊	蓮花寺(A)	中間市蓮花寺1丁目 及び太賀1丁目	○		2,741	2	0	0	0	871	1	0			
急傾斜地の崩壊	蓮花寺(B)	中間市蓮花寺1丁目	○	○	3,932	5	0	0	0	1,189	2	0			
急傾斜地の崩壊	通谷(B)	中間市通谷1丁目	○	○	12,563	0	0	7	医療、老人福祉 身障者福祉 その他	707	0	2	その他		
急傾斜地の崩壊	朝霧3丁目(A)	中間市朝霧3丁目	○	○	4,697	4	1	1	0	老人福祉施設	1,401	1		I-021N-5と重複	
急傾斜地の崩壊	朝霧3丁目(B)	中間市朝霧3丁目及 び朝霧5丁目			9,051	4	1	1	1	老人福祉施設	0	0	0	NK-012Nと重複	
急傾斜地の崩壊	深坂－1	中間市深坂2丁目	○	○	847	1	0	0	0	254	1	0			
急傾斜地の崩壊	深坂－2	中間市深坂2丁目	○		943	1	1	0	0	244	0	0		NK-015Nと重複	
急傾斜地の崩壊	深坂－3	中間市深坂2丁目	○	○	1,610	1	0	0	0	472	1	0			
急傾斜地の崩壊	深坂(a)－1	中間市大辻町	○		1,117	1	0	0	0	249	0	0			
急傾斜地の崩壊	深坂(a)－2	中間市大辻町及び深 坂1丁目	○	○	693	1	0	0	0	209	1	0			
急傾斜地の崩壊	深坂(a)－3	中間市大辻町	○		1,356	0	0	0	0	321	0	0			
急傾斜地の崩壊	深坂(c)－1	中間市深坂1丁目	○	○	3,292	10	0	0	0	501	1	0			
急傾斜地の崩壊	深坂(c)－2	中間市深坂1丁目	○	○	320	2	0	0	0	75	1	0			
急傾斜地の崩壊	深坂(b)	中間市深坂1丁目	○	○	1,444	1	0	0	0	259	1	0			
急傾斜地の崩壊	大辻(A)	中間市大辻町及び北 九州市八幡西区香月 西1丁目			2,482	0	0	1	0	学校	0	0	0		
急傾斜地の崩壊	七重(C)－1	中間市七重町	○	○	3,035	3	0	0	0	765	2	0			
急傾斜地の崩壊	七重(C)－2	中間市七重町	○	○	479	1	0	0	0	90	1	0			
急傾斜地の崩壊	七重(C)－3	中間市七重町	○	○	1,069	2	0	0	0	214	2	0			
急傾斜地の崩壊	上底井野(A)－1	中間市大字上底井野	○		439	0	0	0	0	121	0	0			
急傾斜地の崩壊	上底井野(A)－2	中間市大字上底井野	○		534	0	0	0	0	95	0	0			
急傾斜地の崩壊	上底井野(A)－3	中間市大字上底井野	○		1,217	0	0	1	0	要援護者施設	288	0	0		
			71	55	小計	482	40	33	8			98	7		
箇所数	73				合 計	467					合 計	105			

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
中間市



土砂災害警戒区域 K-001 岩瀬(a) 区域の番号、区域の名称
土砂災害特別警戒区域 D:土石流 K:急傾斜地の崩壊 J:地滑り



オルソ位置図

告示番号	告示年月日	指定・解除	区域の番号	区分	凡例	備考
福岡県告示第113号	平成26年2月21日	指定	109-K-084	警戒区域		
福岡県告示第114号	平成26年2月21日	指定	同上	特別警戒区域		
福岡県告示第115号	平成26年2月21日	指定	215-K-001～215-K-075 215-D-001～215-D-005	警戒区域		
福岡県告示第116号	平成26年2月21日	指定	同上 (ただし警戒区域のみ指定区域の番号を除く)	特別警戒区域		
福岡県告示第135号	平成27年4月24日	指定	215-K-076	警戒区域		
福岡県告示第136号	平成27年4月24日	指定	215-K-076	特別警戒区域		

<第1章 第5節 災害危険箇所>

<<浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等の要配慮者施設一覧>>

以下の施設は、遠賀川とその支流がはん濫した場合に50cm以上の浸水が想定される区域及び土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に所在しているため、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。

R8. 4現在

対象施設名	所在地	電話番号	用途	洪水想定 浸水深	高潮想定 浸水深	土砂災害警戒区域	
						警戒区域	特別警戒区域
中間北中学校	岩瀬3-4-1	244-3522	中学校			周囲	周囲
中間小学校	長津1-26-1	244-3100	小学校	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
底井野小学校	大字上底井野423	244-3122	小学校	0.5m～3.0m			
中間保育園	中鶴1-1-11	246-2066	児童福祉施設	0.5m～3.0m	3.0m～5.0m		
砂山保育園	垣生1535	245-2525	児童福祉施設	3.0m～5.0m	1.0m～3.0m		
さくら保育園	岩瀬1-7-14	245-7775	児童福祉施設	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
緑ヶ丘第三幼稚園	浄花町21-1	244-2487	幼稚園	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
北九州高等学園	大辻町18-1	246-3000	特別支援学校			○	
親子ひろばリンク	岩瀬1-1-10	244-0742	療育支援センター	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
中村整形外科医院	長津2-16-47	245-0231	医療機関	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
桑原産婦人科医院	中間3-5-5	245-0052	医療機関	0.5m～3.0m			
久原内科医院	蓮花寺1-1-8	246-2850	医療機関	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
ウエルパークヒルズデイサービスセンター	通谷1-36-3	244-6388	老人福祉施設			○	
第2智美園	大字垣生2017-3	243-4568	老人福祉施設	0.5m～3.0m			
特別養護老人ホーム 垣生の里	大字上底井野787-1	243-5515	老人福祉施設	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
介護老人ホーム ほのぼの	大字垣生890-8	244-5773	老人福祉施設	3.0m～5.0m	0.5m～1.0m		
介護老人保健施設 千寿中間	通谷1-36-6	243-1200	介護老人保健施設			○	○
住宅型老人ホームらふと中間3号館	中尾1-1-25	243-3939	有料老人ホーム	0.5m～3.0m			
デイサービス 茶の間	中央3-1-3	246-5700	有料老人ホーム	0.5m～3.0m			
デイサービスセンター 桃のはな	大字垣生1424-2	246-6901	有料老人ホーム	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
砂山デイサービスセンター	大字垣生1535	246-5151	通所介護施設	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
デイサービスセンター ひかりのさと	岩瀬1-26-12	243-7775	通所介護施設	0.5m～3.0m			
リハビリテーションデイサービススタート	長津3-4-26	980-1040	通所介護施設	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
やすらぎの家中間デイサービスセンター	蓮花寺2-11-30	244-6881	通所介護施設	0.5m～3.0m		○	
ミック健康の森 高須西中間サテライト	岩瀬西町63-5	701-5095	通所介護施設	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
リハビリ特化型デイサービス GRAND	垣生2023-4	981-3662	通所介護施設	0.5m～3.0m			
デイサービス コピーヌなかま	中鶴1-24-1	243-7711	通所介護施設	0.5m～3.0m			
グループホーム たなごころ	岩瀬4-13-2	244-5536	小規模多機能居宅介護	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
グループホーム 砂山	大字垣生1535	243-7112	小規模多機能居宅介護	3.0m～5.0m	1.0m～3.0m		
希望の郷なかま	朝霧3-10-15	243-7600	小規模多機能居宅介護			○	○
グループホーム ほのぼの	蓮花寺3-21-3	245-0038	小規模多機能居宅介護	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
グループホーム なかお	中尾1-11-17	243-7123	小規模多機能居宅介護	0.5m～3.0m			
障がい者支援施設 なのみ園	大字上底井野786-1	245-6178	障害者支援施設	0.5m～3.0m			
仲間園ケアホーム	朝霧3-10-5	245-5558	障害者福祉サービス施設			○	○
コロレ	中央2-13-23	244-8866	障害者支援施設	0.5m～3.0m	3.0m～5.0m		

デイサービス暖家	土手ノ内1-40-26		通所介護施設	3.0m～5.0m			
グループホームかえで中間	大字上底井野1675-	246-5515	グループホーム	0.5m～3.0m			
看護小規模多機能型居宅介護りんどう	大字上底井野1675-	246-5517	小規模多機能居宅介護	0.5m～3.0m			
中間市底井野学童保育所	大字上底井野825	246-5035	社会福祉施設	0.5m～3.0m			
中間市中間学童保育所	長津1-26-1	246-1023	社会福祉施設	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
九州介護サービス たいよう	中央1-17-1	981-9221	通所介護施設	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
デイサービス キャッチ	岩瀬西町20-39	701-6956	通所介護施設	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
住宅型有料老人ホーム オリーブ中間館	垣生909-2		有料老人ホーム	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
デイサービスリハビリセンターEAST	中央1-1-1	863-9848	通所介護施設	0.5m～3.0m			
岩尾内科デイサービスそらはな	中尾1-1-7	245-0036	通所介護施設	0.5m～3.0m			
住宅型有料老人ホームセカンド	長津3-4-26	980-1040	有料老人ホーム	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
デイサービスリハビリセンターActive	中央1-8-19	701-8565	通所介護施設	0.5m～3.0m			
住宅型有料老人ホームはつらつ	大字垣生848-1	246-0266	有料老人ホーム	0.5m～3.0m	0.5m～1.0m		
デイサービスセンターはつらつ	大字垣生848-3	246-0266	通所介護施設	0.5m～3.0m	0.5m～1.0m		
ライフタイムムーブフィットネス	岩瀬西町64-18	482-8911	通所介護施設	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
住宅型有料老人ホームリップル	大字垣生1417-1	701-7315	有料老人ホーム	0.5m～3.0m	0.5m～1.0m		
住宅型有料老人ホーム凧	長津1-11-18		有料老人ホーム	0.5m～3.0m	1.0m～3.0m		
ソーシャルインクルーホーム中間中鶴	中鶴4-25-1	701-5711	グループホーム	3.0m～5.0m	1.0m～3.0m		

《 想定地震 》

想定地震の設定は、福岡県の実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（令和7年10月）」に基づき、地震及び被害の設定を行うものとする。以下に想定概要を示す。

1) 海溝型想定地震モデルの設定

本県に影響を及ぼすことが想定される海溝型の地震は、南海トラフで発生する地震が挙げられるため、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が実施した想定しうる最大クラスの地震動の予測で使用したモデル（南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）（以下、「内閣府（2012）」という。））を使用するものとした。

2) 活断層による想定地震モデルの設定

本県に影響を及ぼすことが想定される活断層型の地震は、下記の7つの主な活断層であることから、これらを活断層による想定地震とする。

- ① 小倉東断層
- ② 福知山断層帯
- ③ 西山断層帯
- ④ 宇美断層
- ⑤ 警固断層帯
- ⑥ 日向峠－小笠木峠断層帯
- ⑦ 水縄断層帯

3) 地表での地盤特性に応じた地震動に基づく想定地震モデルの設定

地表に現れない未知の活断層の存在を考慮し、県内どこでも地震が発生し得る基盤上に一定の地震動を与え、表層地盤の増幅特性の相違のみを考慮した地震（基盤一定の地震）を想定する。

〈第1章 第6節 災害の想定〉

表－1 想定地震の震源断層パラメーター一覧表

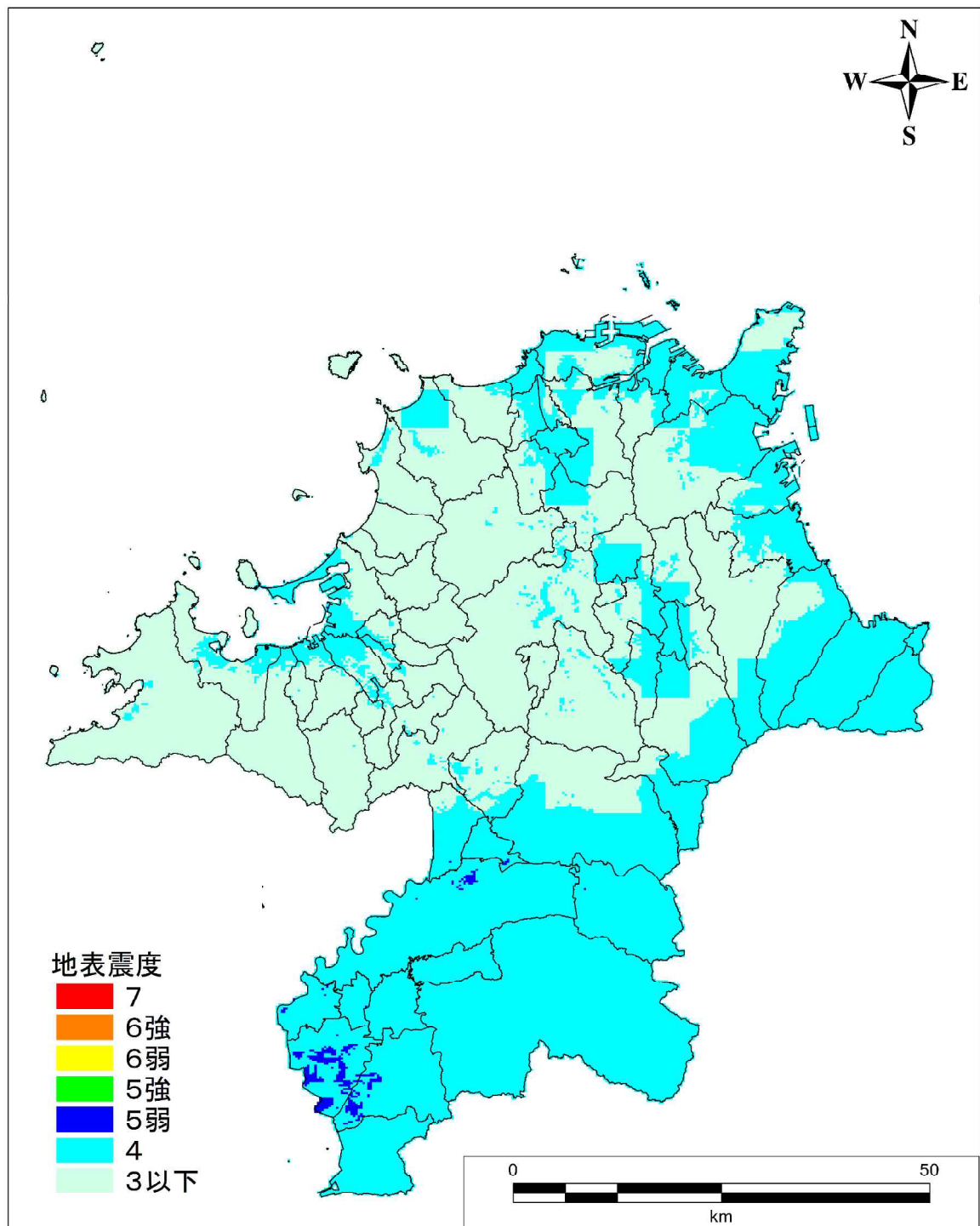
(福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書より)

項目	海溝型	活断層型			
	南海トラフ	小倉東断層	福智山断層帯	西山断層帯 大島沖区間	西山断層帯 西山沖区間
面積[km ²]	110,150	392	384	672	768
モーメント マグニチュード Mw	9.0	6.6	6.7	6.9	7.0
地震モーメント M ₀ [Nm]	3.40×10^{22}	1.07×10^{19}	1.57×10^{19}	2.85×10^{19}	3.64×10^{19}
すべり量D[m]	7.6	0.9	1.3	1.4	1.5
応力パラメータ [MPa]	2.3	3.4	5.1	4.0	4.2

項目	活断層型				
	西山断層帯 嘉麻峠区間	西山断層帯 (連動)	宇美断層	警固断層帯 北西部	警固断層帯 南東部
面積[km ²]	544	1,776	392	448	512
モーメント マグニチュード Mw	6.8	7.4	6.6	6.6	6.7
地震モーメント M ₀ [Nm]	1.69×10^{19}	1.76×10^{20}	1.07×10^{19}	1.12×10^{19}	1.47×10^{19}
すべり量D[m]	1.0	3.2	0.9	0.8	0.9
応力パラメータ [MPa]	3.2	3.1	3.4	2.9	3.1

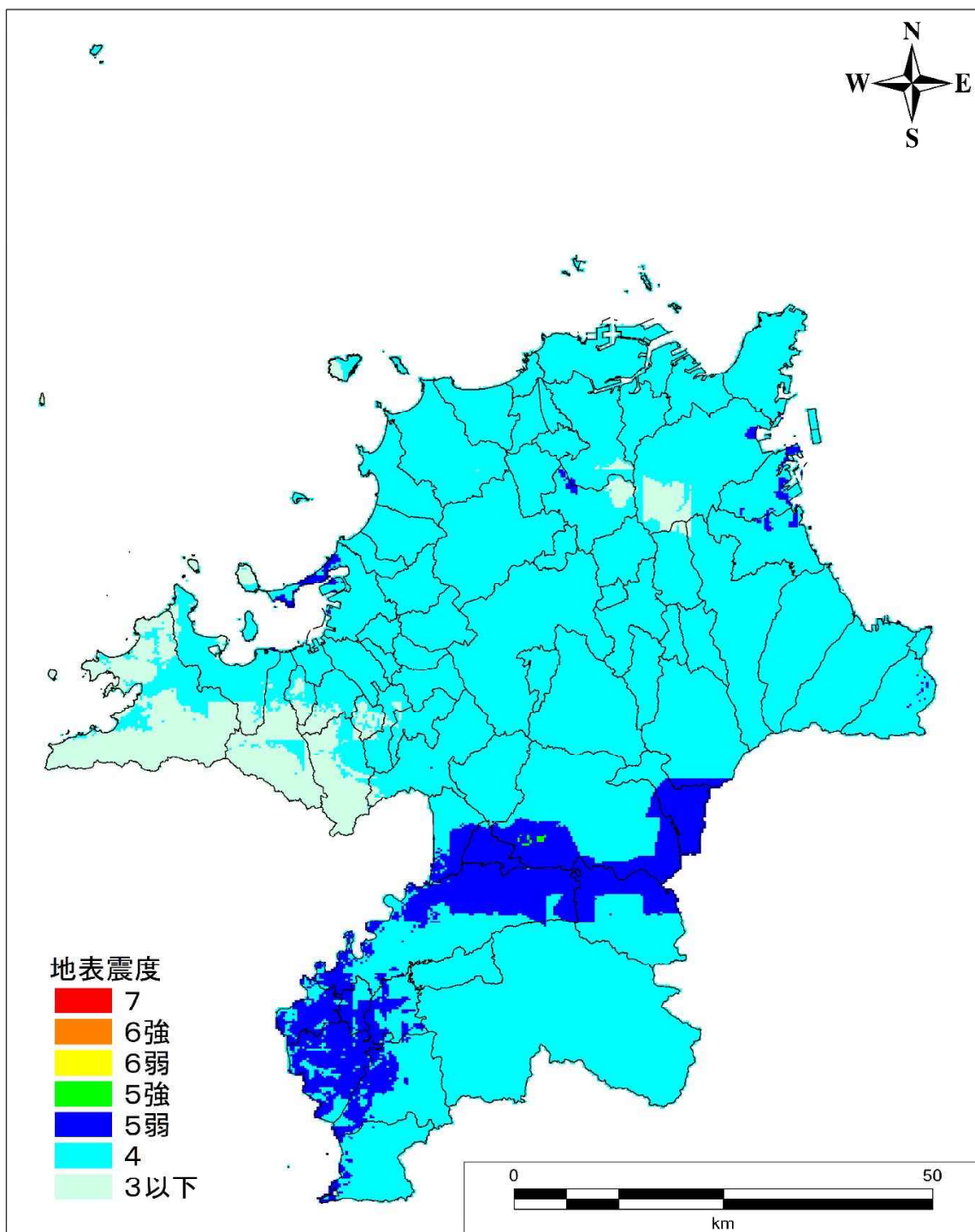
項目	活断層型			基盤一定
	警固断層帯 (連動)	日向峠-小笠木峠 断層帯	水縄断層帯	
面積[km ²]	857	448	420	－
モーメント マグニチュード Mw	7.0	6.7	6.7	6.8
地震モーメント M ₀ [Nm]	4.09×10^{19}	1.57×10^{19}	1.36×10^{19}	－
すべり量D[m]	1.5	1.1	1.0	－
応力パラメータ [MPa]	3.1	4.0	3.8	－

〈第1章 第6節 災害の想定〉

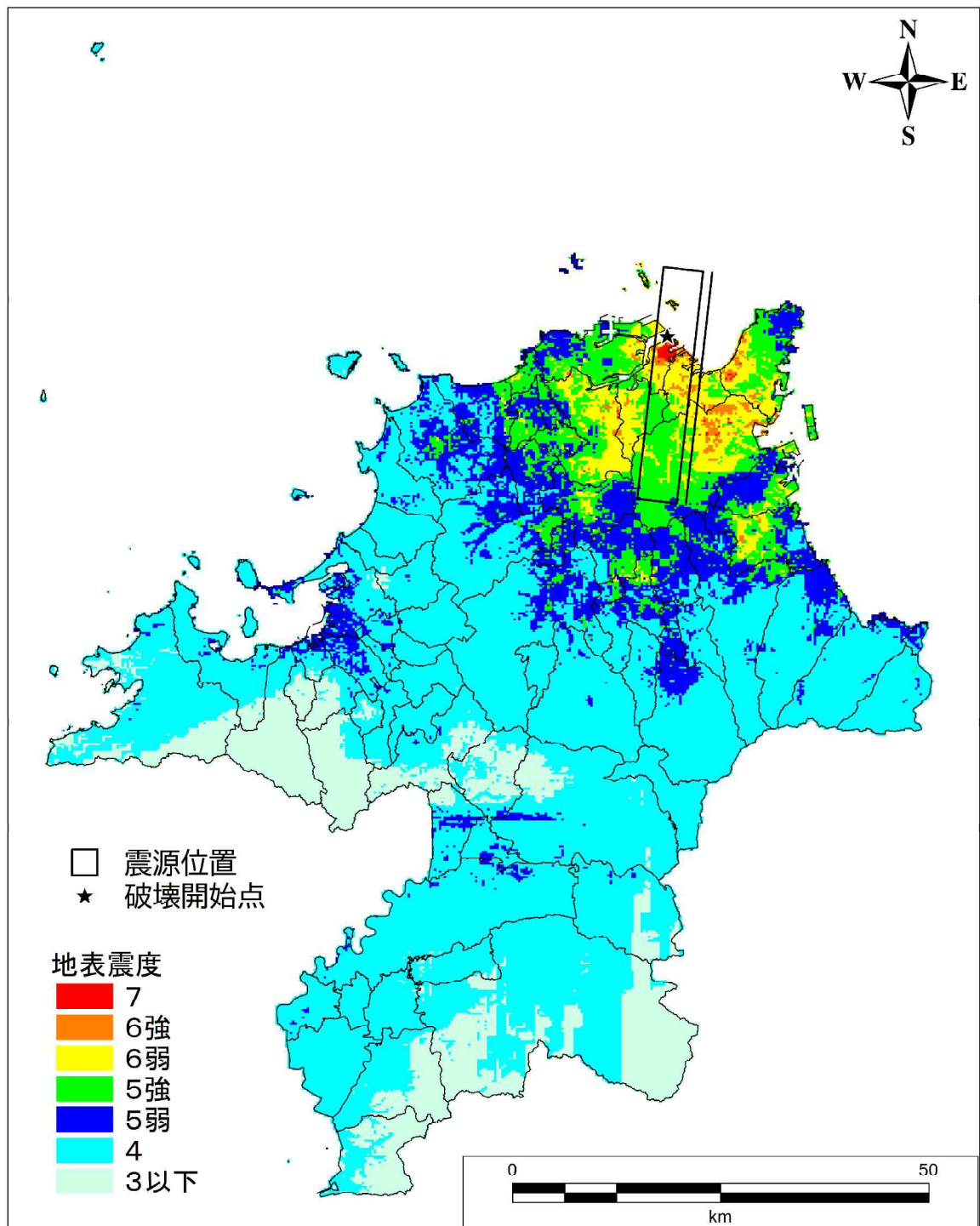


地表震度分布図
【南海トラフ（基本ケース）】

〈第1章 第6節 災害の想定〉

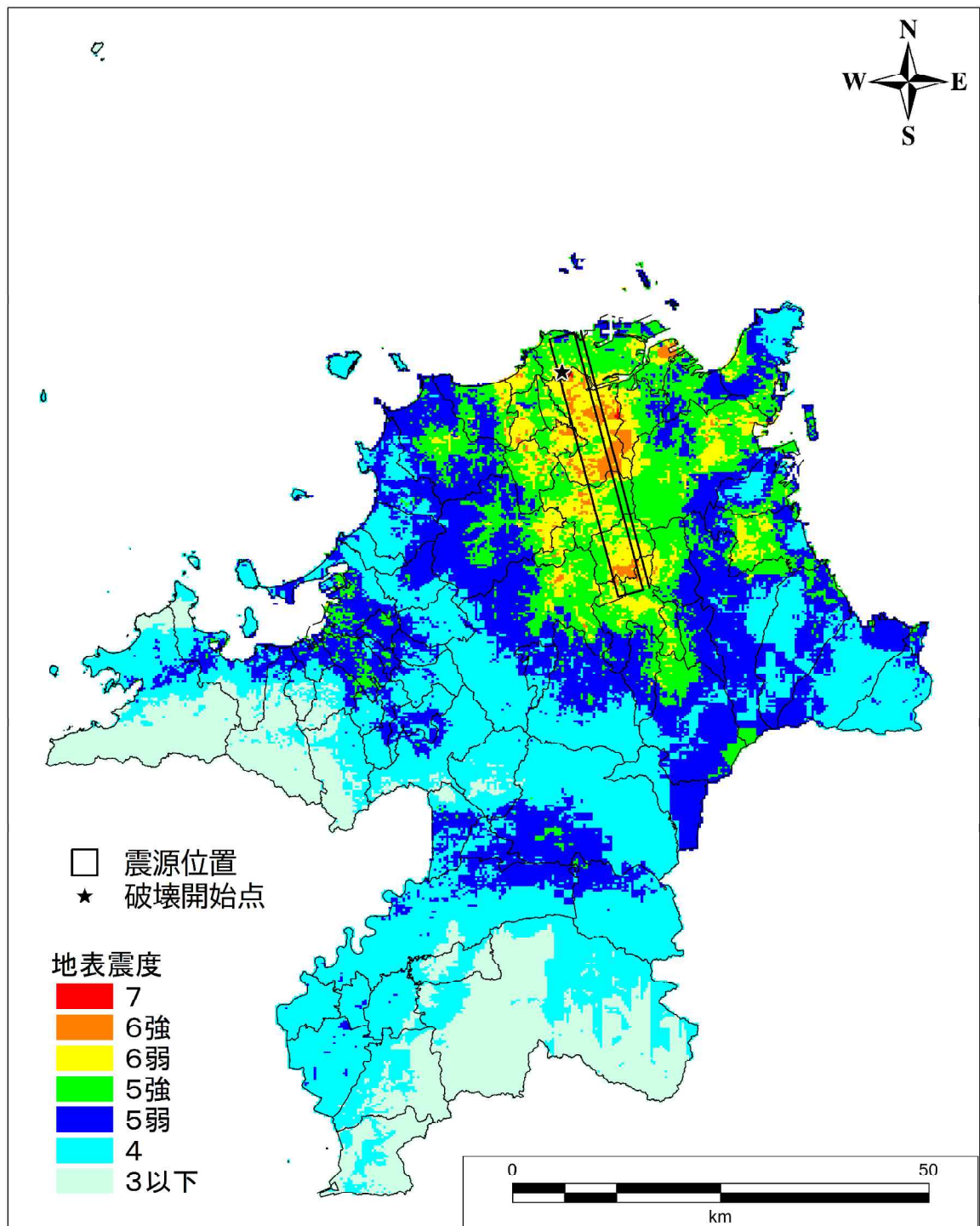


地表震度分布図
【南海トラフ（陸側ケース）】



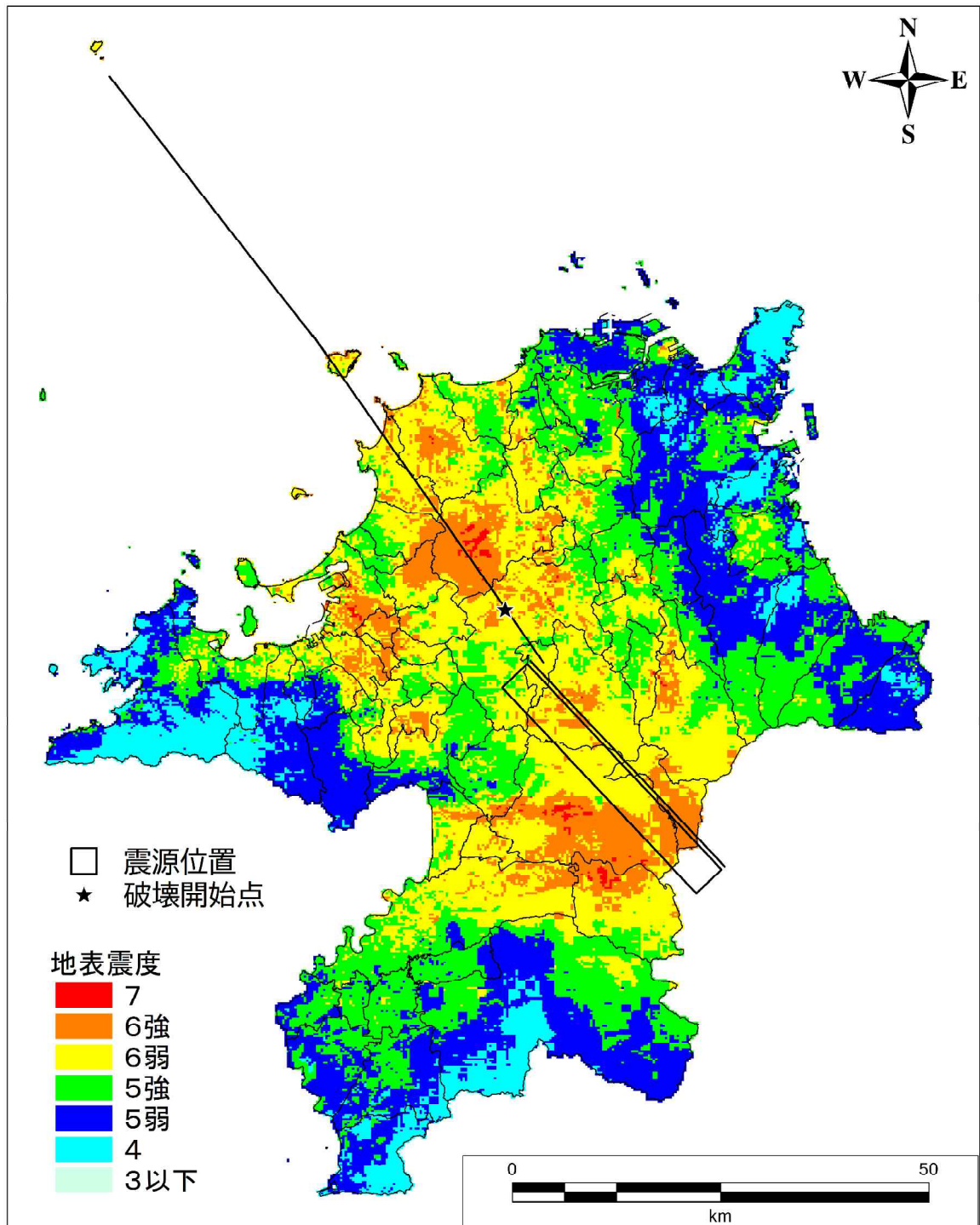
地表震度分布図
【小倉東断層（破壊開始点：北側）】

※震度分布図は、最大震度のメッシュ数が一番多いケースを示している



地表震度分布図
【福智山断層帯（破壊開始点：北側）】

※震度分布図は、最大震度のメッシュ数が一番多いケースを示している

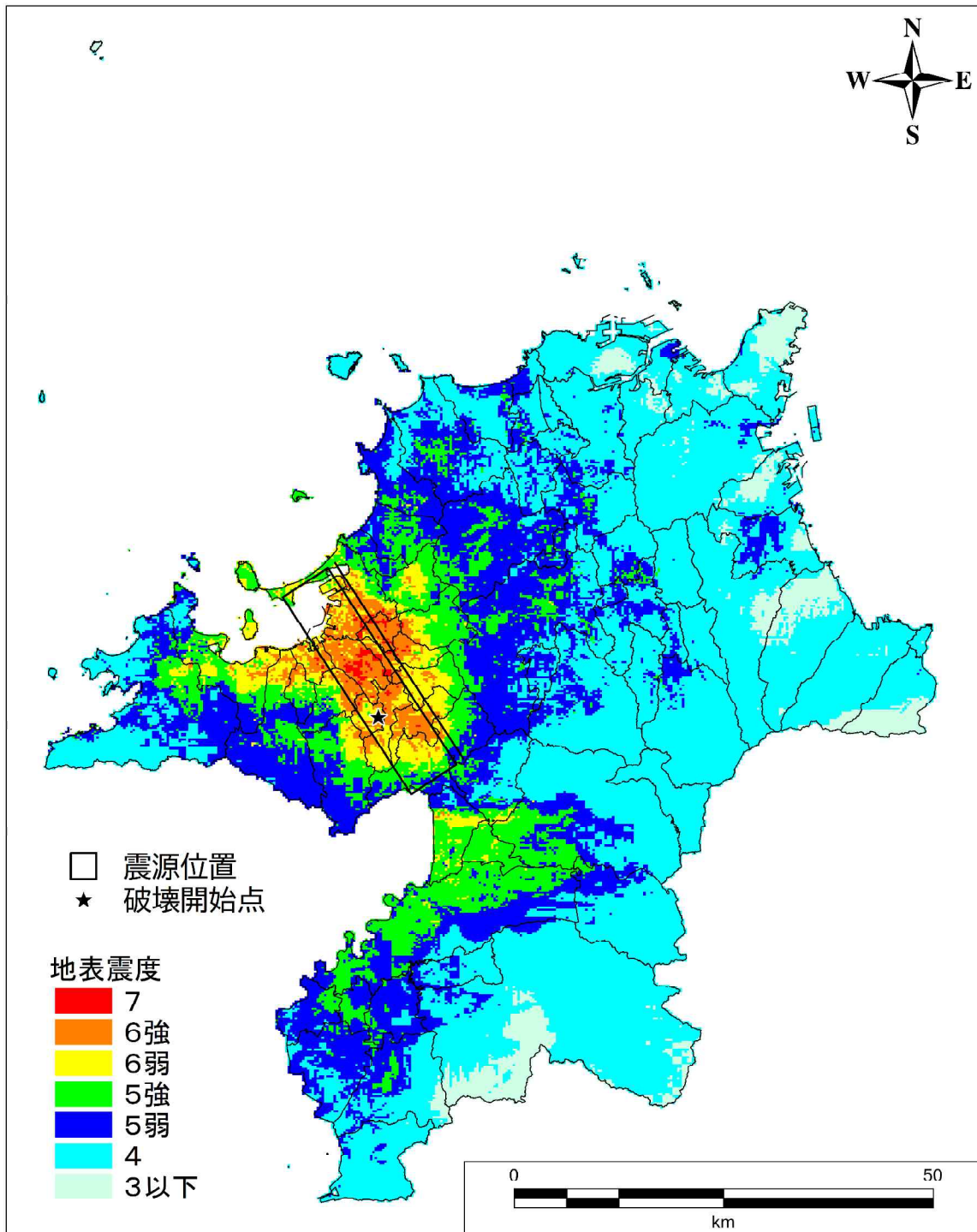


地表震度分布図

【西山断層帯（大島沖区間＋西山区間＋嘉麻峠区間）（破壊開始点：中央）】

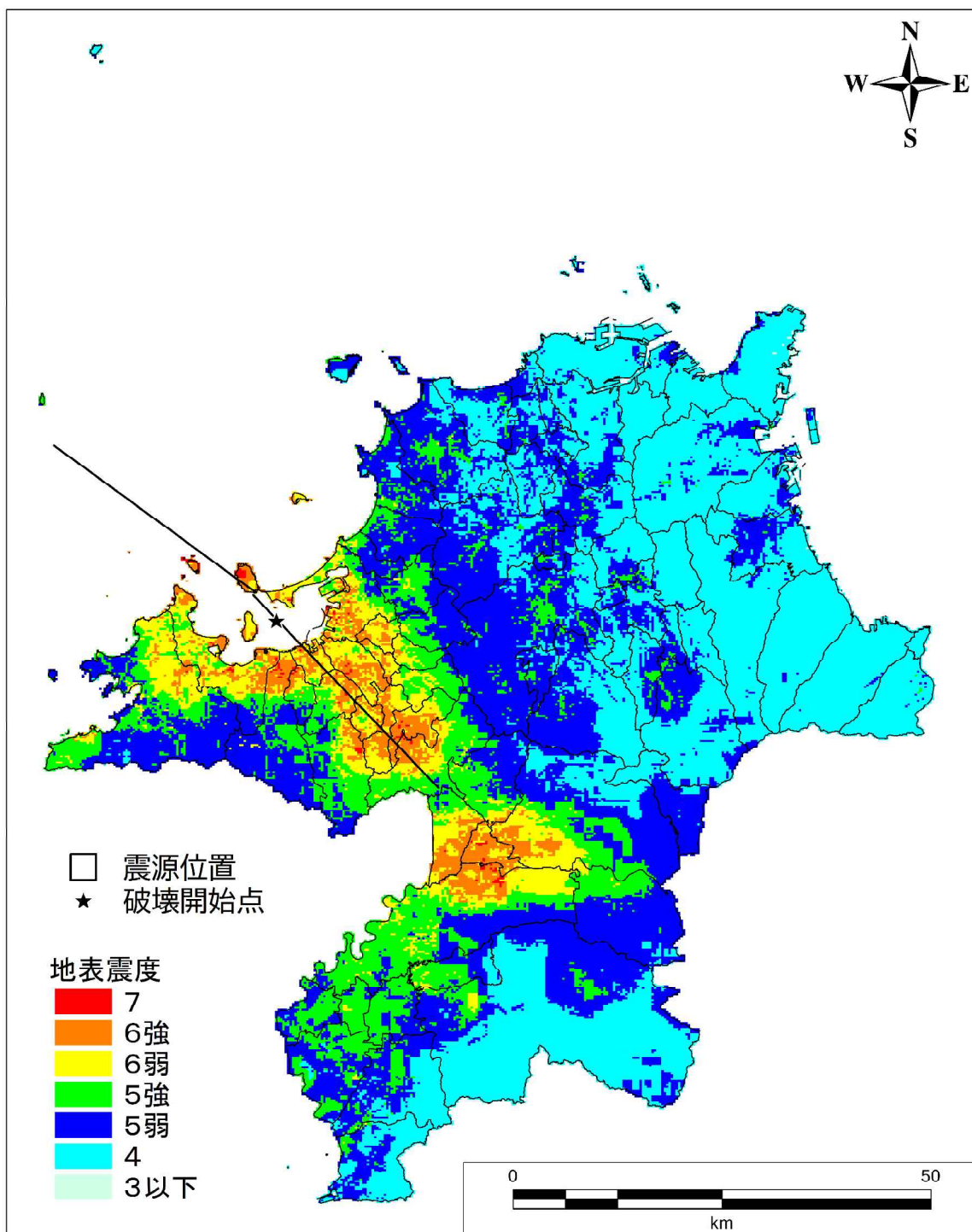
※震度分布図は、最大震度のメッシュ数が一番多いケースを示している

〈第1章 第6節 災害の想定〉



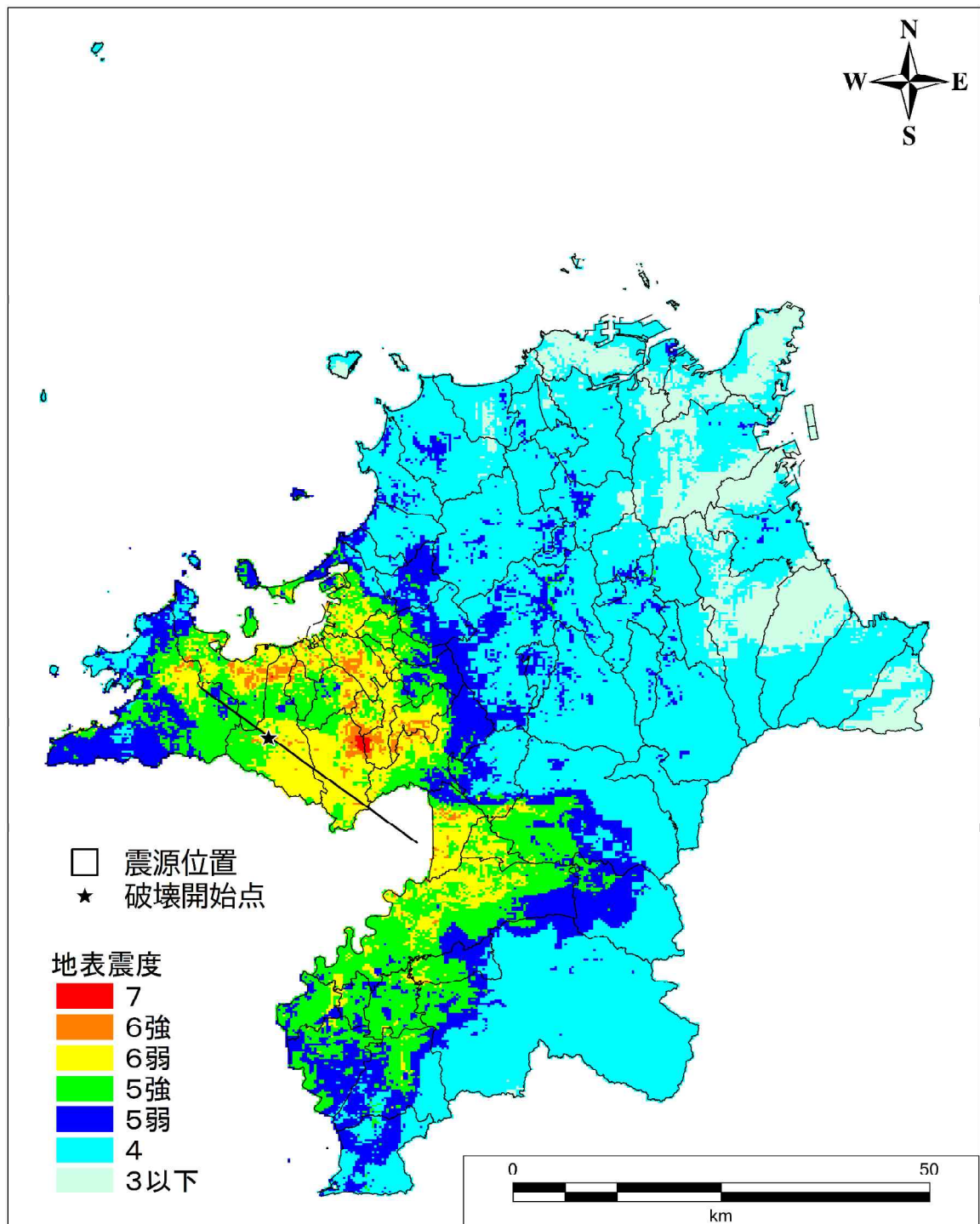
地表震度分布図
【宇美断層（破壊開始点：南側）】

※震度分布図は、最大震度のメッシュ数が一番多いケースを示している



図Ⅱ.2-67 地表震度分布図
【警固断層帯（北西部＋南東部）（破壊開始点：中央）】

※震度分布図は、最大震度のメッシュ数が一番多いケースを示している

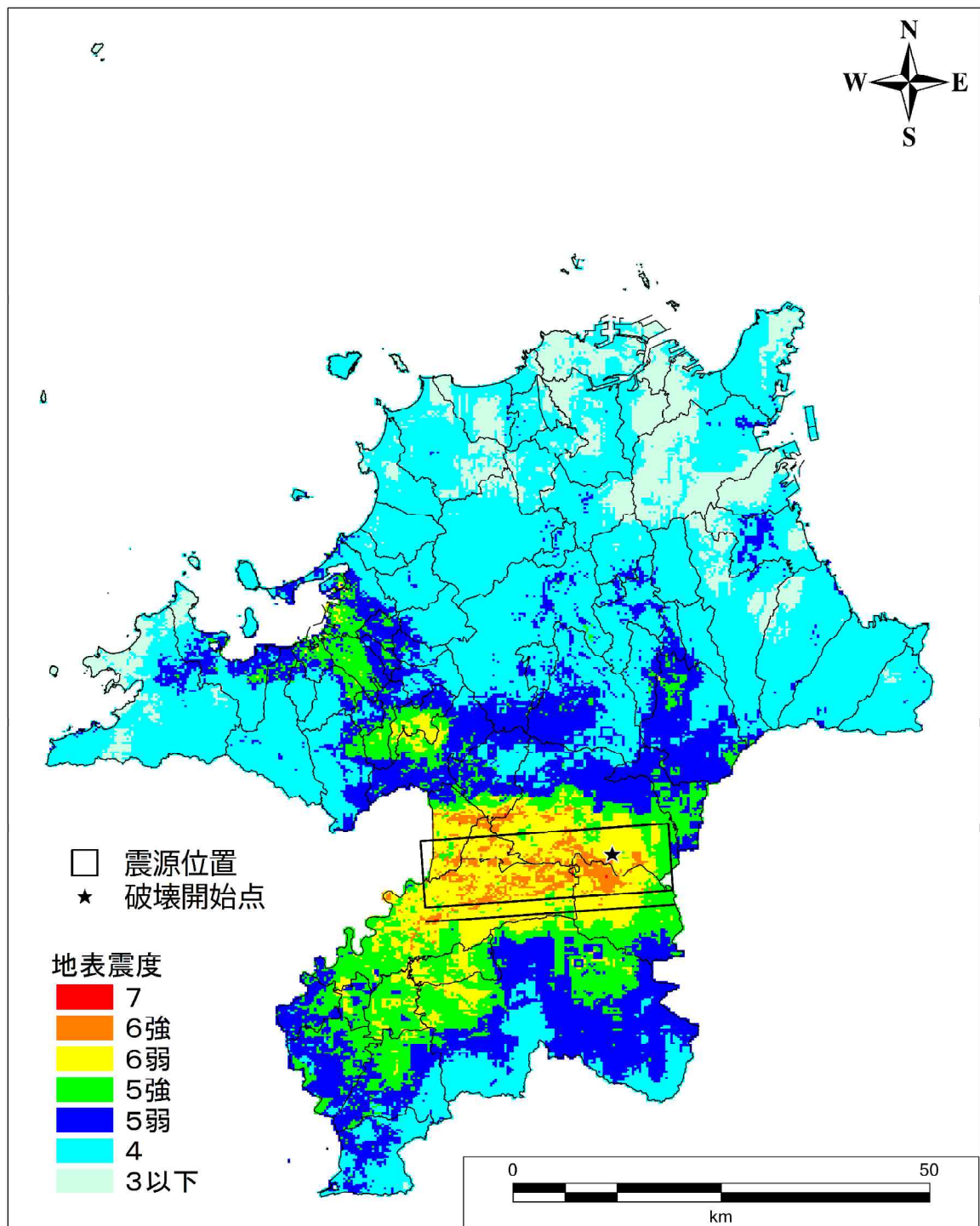


地表震度分布図

【日向峠－小笠木峠断層帯（破壊開始点：中央）】

※震度分布図は、最大震度のメッシュ数が一番多いケースを示している

〈第1章 第6節 災害の想定〉

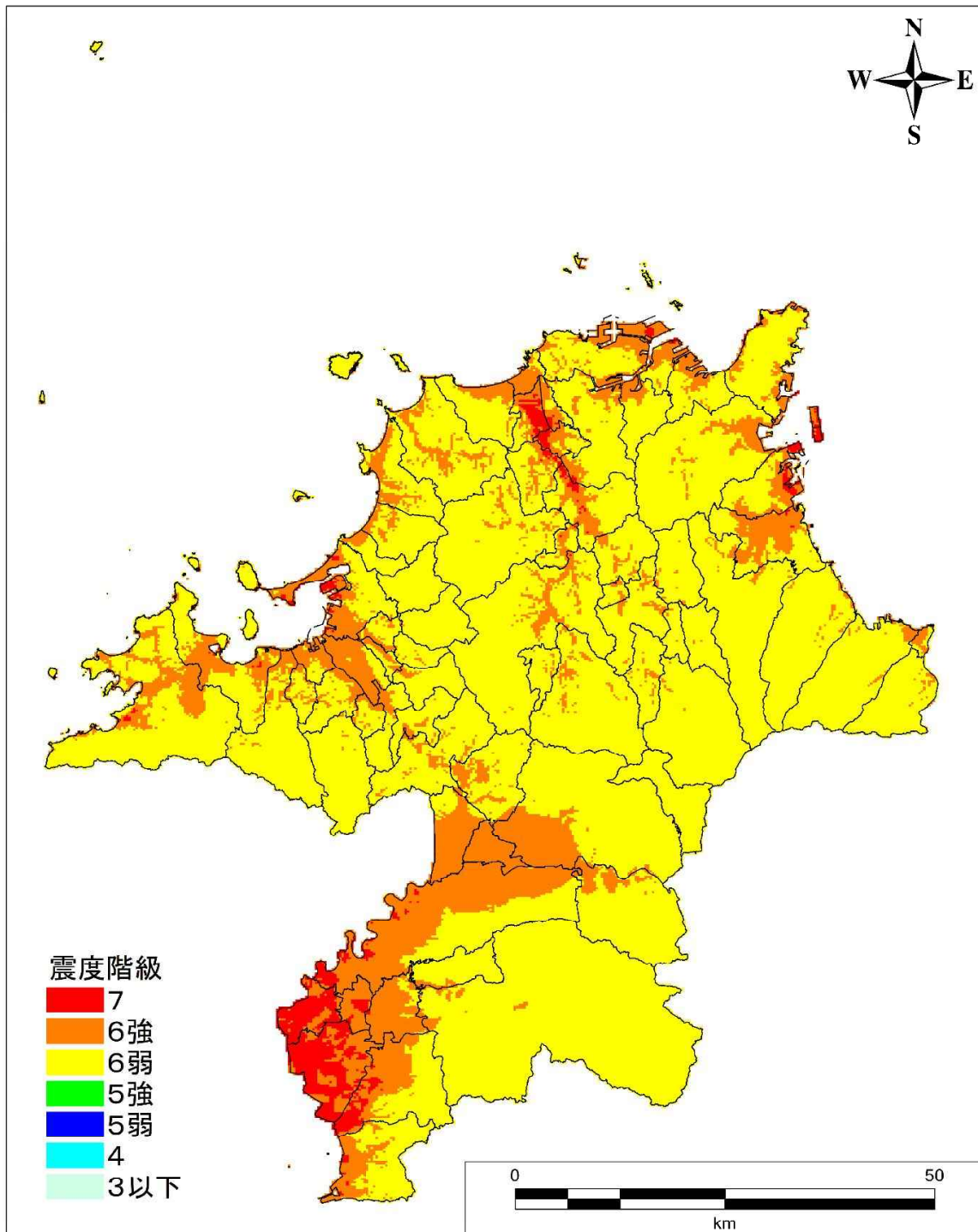


地表震度分布図

【水縄断層帯（破壊開始点：東側）】

※震度分布図は、最大震度のメッシュ数が一番多いケースを示している

〈第1章 第6節 災害の想定〉



震度分布図

【基盤一定 Mw6.8 深さ10km】

※本図は、各市町村の危険度を見るためのもので、現実に県内一様に基盤地震動が発生することはない。

《 被害想定結果 》

1) 中間市の想定震度の結果

	想定地震	震源	最大震度
1	小倉東断層北東部	M7.1	6強
2	福智山断層帯北西部	M7.2	7
3	西山断層帯南東部	M7.9-8.2	6強
4	宇美断層	M7.1	6強
5	警固断層帯南東部	M7.1	5強
6	日向峠－小笠木峠断層帯	M7.2	5弱
7	水縄断層帯	M7.2	4
8	南海トラフ地震	M8-9クラス	4

2) 中間市における人的・施設等被害

被害想定項目		1)小倉東 断層	2)福知山 断層帯	3) 西山 断層帯	4) 宇美 断層	5) 警固 断層帯	6) 日向峠－小笠木 峠断層帯	7) 水縄 断層帯	8) 南海トラフ地震
1	死者数 【人】	0	30	0	0	0	0	0	0
2	負傷者 【人】	60	300	100	0	0	0	0	0
3	要救助者数 【人】	0	10	10	0	0	0	0	0
4	全焼全壊 【棟】	200	700	200	0	0	0	0	0
5	半壊 【棟】	900	2,400	1,200	0	10	0	0	0
6	避難者 【人】	1,200	3,900	1,700	0	10	0	0	0
7	上水道被害 (断水人口) 【人】	300	4,400	2,700	0	10	0	0	10
8	下水道被害 (支障人口) 【人】	100	800	300	0	0	0	0	0
9	電力被害 (電柱折損数) 【本】	0	30	10	0	0	0	0	0
10	通信(固定電話)被害 (電柱折損数) 【本】	10	40	20	0	0	0	0	0
11	都市ガス被害 (停止戸数) 【戸】	15,000	14,000	15,000	30	60	20	0	0

今回調査の結果は、冬18時・強風のケースを示している。

なお、避難者数は、冬5時・強風・発災1ヶ月後のケースを示している。

《 防災教育の時期と場所 》

《 対 象 別 の 防 災 教 育 内 容 例 》		
対 象	内 容	方 法、媒 体
防 災 関 係 者	ア. 災害に関する知識 イ. 災害危険区域に関する知識 ウ. 動員体制及び職員が果たすべき役割 エ. 避難誘導方法	ア. 研修会、講習会 イ. 訓練 ウ. 防災計画書
住 民	ア. 災害に関する知識 イ. 災害危険箇所に関する知識 ウ. 家族の連絡方法 エ. 情報収集伝達体制 オ. 避難路、避難場所等、避難時の知識 カ. 初期消火方法	ア. 自治会等における指導、訓練 イ. 自主防災組織の育成強化 ウ. 防災パンフレット、DVD 等の広報資料
児 童 ・ 生 徒	ア. 災害時の危険に関する知識 イ. 火災予防及び初期消火に関する知識 ウ. 安全な避難場所、避難方法等の知識 エ. 災害時の安全な行動方法 オ. 地域の防災対策と避難計画	ア. 授業 イ. 避難訓練 ウ. 映画会、講演会 エ. 防災副読本 オ. DVD、スライド

(地域防災データ総覧・防災教育編)

《 防災に関する指導の目標・内容（小学校の例） 》

		〈 1 ・ 2 年 〉	〈 3 ・ 4 年 〉	〈 5 ・ 6 年 〉
火 災	ね ら い	火災の時は、先生の指示に従って安全に避難できるようにする。	火災の原因や災害の様子について知り、火災の防止と火災時の安全な行動ができるようにする。	いろいろな場合における避難の仕方、火災時の安全な行動ができるようにする。
	内 容	○避難の仕方 ・合図と同時に着席 ・先生の指示を聞く ・私語はしない ・荷物の整理 ・席の立ち方 ・教室での並び方 ・廊下への出方・廊下、階段の歩行の仕方など	○火災の原因とその防止 ・火遊びによる火災 ・ストーブによる火災など ○火災の時の災害と安全な行動の仕方 ・火をかぶってのやけど ・煙に巻かれての窒息 ・集団の場で避難する時のきまりと適切な行動の仕方など	○いろいろな場合の火災発生を想定した安全な行動の仕方 ○学校や家で火災が起きた時 ○学校や家の近所に火災が起きた時 ○避難中における下級生や病弱者及び転倒者の保護など
地 震	ね ら い	地震の時は、先生の指示に従って安全に避難できるようにする。	地震の時に起こるいろいろな危険について知り、安全に避難ができるようにする。	いろいろな場合における避難の仕方、地震時の安全な行動ができるようにする。
	内 容	○地震が起きたら ・机の下に体を入れる ・頭部を保護する。 ○学校にいる時の避難のきまり ・走らない ・押し合わないなど	○地震時の色々な危険 ・震動に伴う落下物 ・家屋、塀などの倒壊 ・地割れ、土砂崩れ、電線などの切断 ・地震に伴う火災 ○避難の仕方と安全な行動 ・廊下にいる時 ・校庭で遊んでいる時 ○避難のきまり ・あわてない ・走らない ・押し合わない	○学校にいる時 ・校舎内にいる時 ・校庭、運動場にいる時 ○家庭にいる時 ○道路を歩行中 ○避難のきまり ・あわてない ・走らない ・押し合わない ・込み合う場所での下級生の優先など ○警報などがでた時
風 水 雪 害	ね ら い	風水（雪）害の時には、先生や親の指示に従って安全に行動する。	風水（雪）害の時の危険について知り、安全な行動ができるようにする。	風水（雪）害の時の安全な行動の仕方について理解を深め、いろいろな場合における安全な行動ができるようにする。
	内 容	○風水害時の通学 ○大雪時の通学 ○洪水時の通学	次のような危険と安全な行動の仕方 ○風による落下物など ○大雨による土砂崩れ ○竜巻や突風の時 ○洪水時、大雪の時など	○暴風雨（雪）の時の情報のとり方と認知 ○洪水時の避難場所 ○暴風雨（雪）時の登下校時における下級生の保護など

（地域防災データ総覧・防災教育編）

《 防災年間指導計画（中学校の例） 》

月	種別	訓練内容	指導事項及び管理事項	対象・その他
5	地震 洪水	避難の基本的行動の理解	放送や指示、伝達をよく聞く態度、避難の合図 経路、集結の方法	全生徒
	火災	防災計画と組織の共通理解	避難、救助、搬出、点検、年間計画、平常時・ 災害時の組織分担	全職員
7	火災	授業中の出火、避難と集合	安全・迅速な避難、秩序ある安全誘導	全生徒
		防災用具と施設の点検、消火器 等の取扱い	数量と場所の確認、配置・運行図の掲示	全職員
9	地震	授業中の地震、避難方法の体得	一次避難（机の下等安全な場所へ一時避難） 中央路行進練習	全生徒
		危険物、危険箇所の点検・整備	ガラス窓・下駄箱・薬品等倒壊物の点検整備、 電気・水・ガス源の確認	全職員
11	総合	防災意識を高め、安全への態度 の育成	ポスター・標語等による啓発、講話、安全行動	全生徒
		消防署との協力	第1，2避難経路への安全確認	全職員
1	地震	休憩時の地震に避難する能力・ 態度	机の下等へ一時避難 第1次避難場所への退避、集結、点呼	全生徒
		重要物件の整理	搬出物件の表示	全職員
3	総合	緊急避難と本年度の計画	予告なし。迅速安全な避難の習慣化、反省	全生徒
		反省と次年度の計画	各係分担の反省、施設・用具の点検、構内避難 経路の安全点検、計画案	全職員

《 学校における防災組織例 》

組織・分担		平常時	訓練及び災害時
本部 本部長 学校長 副本部長 教頭 ・指揮・統括 ・情報分析 ・対応策決定 ・教委、関係との連絡等 防災委員会	通報連絡係 教務主任 事務主事	通報に必要な施設器具の整備管理にあたる（放送設備等が使用不可能となった場合にも備える）	・本部の指示で、校内への通報連絡 ・消防署への通報 ・警察署、PTA、家庭、保健所等との連絡
	避難誘導係	避難口、避難通路、避難所、学級旗、出席簿、笛、防災応急袋等の避難用具の確認と管理	・本部の指示により、各種災害に応じた適切な方法によって、児童・生徒の安全誘導 ・人員点呼・副本部長への連絡 ・授業中—状況の把握と避難方法場所を確認する。 児童・生徒を掌握し、人員を確認して避難誘導にあたる。 ・休憩時—散在する児童・生徒の掌握につとめ安全な場所に集結させる。必要に応じ、避難場所へ誘導させる。 ・避難場所—人員を確認し、副本部長に報告し本部の指示に従う。むやみに児童・生徒を離散させたり、帰宅させない。
	救助係 1階〇〇教諭 2階〇〇教諭 3階〇〇教諭 屋上〇〇教諭	救助用具の点検整備、防災避難上の施設・設備の点検にあたる	・校舎内の残留児童、生徒の検索 ・要救助者の救出 ・防火扉の開閉
	救護係 養護教諭	救急器具、医薬品類の整備保管 応急手当の習熟と普及	・要看護児童・生徒の応急救護 ・必要に応じて救急隊と連絡
	防災係 校務員	消火器具、防災用具の管理と常時使用できるようにする 使用方法の習熟	・被害を最小限にとどめるよう各種災害に対処する。 ・火災時には初期消火にあたる。
	搬出係 事務主事 事務主事補	「非常持出」の表示 重要物件の整理 搬出用具の整備	・本部長の指示により、搬出準備及び搬出 ・搬出物の管理・保存

《 学校での防災教育の推進 》

災害に強い「中間市」を創ろう!!

★中学生ができる防災アクション10★

【学びのゴール】

災害に強い「中間市」を創るため、私たち中学生ができることを中間市民に伝えたい!

そこで 「自助(自分で自分を守ります)」

「共助(地域などで助け合います)」 に視点をあて、

「中学生ができる防災アクション10」を提案します!!

学びの過程「自助」と「共助」 探究の足跡

9月

【STEP1】

「中間市安全安心まちづくり課からの依頼」

- 「安全安心まちづくり課」の方から、防災について学ぶ。
- 「自助」「共助」の大切さを知り、「防災アクション」作成を学習課題とする。

10月

【STEP2】「道徳科の授業 将くんのホームページ」

- 阪神淡路大震災で被災された方が作成した「将くんのHP」を資料とした道徳の授業で、命の大切さや生きるということについて学ぶ。

11月
初旬

【STEP3】「石巻市渡波中学校から語り部さんとのオンライン授業」

- 宮城県震災遺構「門脇小学校」「大川小学校」を教師が訪れ、当時の様子や復興の実際等を取材する。
- 震災当時、渡波中学校教頭先生によるオンライン授業。直接当時の様子を質問し、交流を行う。

中旬

【STEP4】「修学旅行で神戸へ 被災者の方の講演」

- 神戸の「人とみらい防災センター」で震災学習。
- 神戸大学講堂で、「将くんのHP」の作者の方の講演。直接、将くんへの思いを聞き、命についての考えを深める。

2月

【STEP5】

「震災遺構門脇小学校とのオンライン授業」

- 3月11日、東日本大震災の日に向け、学習を計画。
- 「自助」と「共助」についてさらに考え、準備、実行する。



学年集会



道徳科の授業



石巻とのオンライン授業



神戸での震災学習



門脇小学校との交流

この学習を通して、私たちの根底に芽生えたのは…
「命の尊さ」「家族へのありがとう」

中間市立中間南中学校 第二学年生徒一同

令和5年 3月 作成



《学校での防災教育の推進》

★2年1組★防災アクション10★

1

自分の**命**を**最優先**します。

災害時に、何よりも大切なのは「自助」つまり、「自分で自分の命を守ること」です。自分の命を守らなければ、家族や友人を二次被害に巻き込んだり、他の誰かを助けたりすることができません。

2

避難先でも**気**を**抜かず**、行動します。

避難したから安全というわけではなく、「二次避難」「三次避難」も想定しながら、その場に合わせた行動がとれるようにします。災害時には、想定を超えるようなことが起こると備えておくことが大切です。

3

ハザードマップを定期的に確認し、**危険な場所**を知っておきます。

ハザードマップの確認によって、中間市に多い浸水被害や土砂災害に対応できるようになります。また、災害に対する危機意識を高めることもできます。

4

連絡手段や**避難場所**について、家族で話し合っておきます。

別々の場所にいるときに被災しても、家族で連絡手段や避難場所について話し合っておけば、連絡が取れなくても家族と合流することができます。

5

家の**家具**を**固定**しておきます。

阪神淡路大震災では、死者数の80%以上が家屋の倒壊や家具の転倒による圧迫死により亡くなっていることを学びました。家具の固定には、つっぱり棒やねじ、ストッパーなどが有効です。

6

避難経路にものを置きません。

避難する時にものがあつたら、スムーズに行動することができなくなってしまうので、常日頃から身の回りのものを、小さいものや大きいものに分けたりして、整理整頓しておきましょう。

7

避難訓練を真面目に行います。

避難訓練を実際の災害だと思って行うことや“おはしも”を意識して行動することで、災害が起こっても慌てずに、混乱しないで冷静に行動することができるようになります。

8

防災バックを準備して、定期的に点検しておきます。

水、非常食、簡易トイレなどを必要なものを厳選して入れておくとう便利です。準備しておけば、逃げ遅れることがないですが、重くなりすぎないように定期的に防災バックを点検することも大切です。

9

地域の方との交流を深めておきます。

普段から挨拶を積極的にしたり、地域の行事やボランティア活動に参加したりして、コミュニケーションを深め、気軽に話しやすい環境にします。そうすることで、災害時にも協力して、避難することができます。

10

過去の災害から**学び**、後世に**伝えて**いきます。

過去の災害を教訓とし、今の自分たちの生活を見直し、災害に備えたいと思います。また、その教訓が忘れ去られることのないように、後世へと伝えていきます。

《 学校での防災教育の推進 》

★2年2組★防災アクション10★

- 1 **地震・津波・火災**などそれぞれの災害の**正しい知識**をつけておきます。
それぞれの災害の正しい知識を身につけることで、いざという時にどう行動すればいいのか、どんな危険性があるのかなど理解でき、災害時の行動へとつながります。
- 2 **ハザードマップ**を見て、自分の街について**知って**おきます。
それぞれの自治体でハザードマップを作成しているので、自分が住んでいる地域を見て、どんな危険があるのか、避難所がどこになるのかを調べておくことが大切です。
- 3 **避難バック**を準備しておきます。
避難バックを準備しておく、いざ災害が起こったときに慌てずにすみません。水や食料はもちろんのことラップやウェットティッシュ、タオルなどを準備しておく、断水したときにも便利です。
- 4 災害時に**どのように行動するか**を家族で話し合っておきます。
どこに避難するのか、どうやって連絡をとるのかなど、前もって話し合っておくことで、災害時の不安を減らすことができます。災害用伝言版ダイヤルなども活用するとよいでしょう。
- 5 **地域の人**とコミュニケーションをとり、**交流**を深めておきます。
お互いに顔を知っている、名前を知っているという相手なら、災害時にも協力しやすいと思います。また、名前が分かれば、声をかける際にも役立ちます。普段からの挨拶などを大切にしましょう。
- 6 **避難所**では自分にできることを見つけ、**貢献**できるように行動します。
避難所では、積極的に支援物資を配ったり、子どもたちと遊んだりして、自分たちができることをします。そして、みんなが少しでも笑顔でいられるような環境にしたいと思います。
- 7 **正しい情報**かを判断し、**誤った情報**を流しません。
災害時には、不安なあまり不確かな情報やデマを拡散してしまうことがあります。そのようなことにならないように、その情報が正しい情報なのかをよく調べてから、伝えましょう。
- 8 **様々な視点**で物事を捉え、**命の大切さ**について考えます。
この学習をすることで、改めて命の尊さについて感じました。何気ない日常を大切に、日頃から家族や友達に感謝の気持ちを伝えることの大切さを実感しました。
- 9 被災した方々の**記憶**を**紡いで**いきます。
被災された方々には辛い記憶を、私たちの震災学習のために、たくさん話していただきました。私たちのその思いを受けとり、繋いでいきたいと思っています。
- 10 **募金活動**などの復興支援に、**積極的に**協力します。
災害時はもちろんのこと、災害が起こった後に復興していくのも大変です。だからこそ、その手助けとなるように募金活動やボランティア活動などに、積極的に協力しましょう。

《 学校での防災教育の推進 》

★2年3組★防災アクション10★

- 1 **避難場所や避難経路を確認し、二次被害への備えを行います。**
災害時にパニックにならないように、またスムーズに避難できるように、各自でしっかり避難経路や避難場所を確認しておきましょう。また、「次」に起きることを予測しておくことも重要です。
- 2 **自分たちで防災バックを準備しておきます。**
災害が起きたときには必要なものがたくさんあります。そんな時に備えて、100円ショップやホームセンターなどで、楽しみながら防災グッズを集めておきましょう。(水、缶詰、タオル、懐中電灯など)
- 3 **家の中で危険な箇所を確認し、家具などを固定しておきます。**
タンスやテレビなどで下敷きとならないように固定することが大切です。家の中の防災は、自分たちでしないと誰もすることができません。
- 4 **家族で災害時の避難場所など、話し合っておきます。**
みんなが家にいる時だけに災害が起こるのではなく、家族がバラバラの時に起こる可能性もあります。そんな時にできるだけ早く、安否を確認するために、避難場所を決めておきましょう。
- 5 **近所の人との交流を増やします。**
普段から、近くにどんな人が住んでいるのかを知っておくことで、災害時に助け合うことができます。まずは、挨拶をすることから始めるのもいいと思います。
- 6 **高齢者や障がい者の方、幼児などの避難補助を行います。**
高齢者の方や幼児などは1人では避難できなかったり、自分で判断できなかったりと思うので、率先して声をかける、一緒に逃げるなど、自分にできる行動をしていきたいと思います。
- 7 **災害時には、現実を受け止め、状況判断をしっかりします。**
災害時には、なかなか家から離れられなかったり、避難経路がふさがれていたりするかもしれません。そんな時、自分の命を自分で守るためには、しっかり状況判断をすることが大切です。
- 8 **避難所における生活環境の確保を行います。**
避難所でのストレスをできるだけ減らすために、プライバシーの確保や防寒着の用意など、非常食の配布補助など、長期にわたる避難所生活に対応できるよう行動しましょう。
- 9 **災害について意欲的に学習し、知識を身につけます。**
過去の災害を学習し、被災時の行動や判断に役立てます。私たちもこの学習をすることで、多くのことを学び、考えるようになりました。今後も、自分たちから関心をもって学び続けます。
- 10 **私たちが震災学習を通して学んだことを伝えていきます。**
この学習で学んだことを私たちだけのものとするのではなく、身近な人や後輩、地域の方々に伝えていくことが大切です。過去の出来事とならないように、伝え続けます。

《雨量・水位観測所一覧》

番号	水系	観測所名	種別	所在地	摘要
1	—	消防本部	転倒 ます型	中間市中間2-2-2	令和8年設置 0.5mm/パルス
2	遠賀川	中間水位観測所	自記	福岡県中間市大字中間(遠賀橋上流約70m)	国土交通省 遠賀川河川 事務所所管
3	山田川	山田川水位観測点	目視	中間市大字下大隈1276	山田川水利 組合所管
4	〃	〃	〃	中間市大字下大隈1628-1	〃
5	〃	〃	〃	中間市大字下大隈1501	〃
6	〃	〃	〃	中間市大字上底井野1698-1	〃
7	〃	〃	〃	中間市大字上底井野1370-2	〃
8	〃	〃	〃	中間市大字上底井野1307	〃
9	〃	〃	〃	中間市大字上底井野1494-1	〃
10	〃	〃	〃	中間市大字中底井野354	〃
11	〃	〃	〃	中間市大字中底井野629	〃
12	曲川	曲川水位観測点	〃	中間市長津2-2-1(昭和橋)	消防署所管
13	〃	危機管理型水位計	自記	中間市岩瀬1-3-10(鳴王寺橋)	県土整備事 務所所管
14	黒川	危機管理型水位計	自記	中間市土手ノ内(黒川0k650)	国土交通省 遠賀川河川 事務所所管

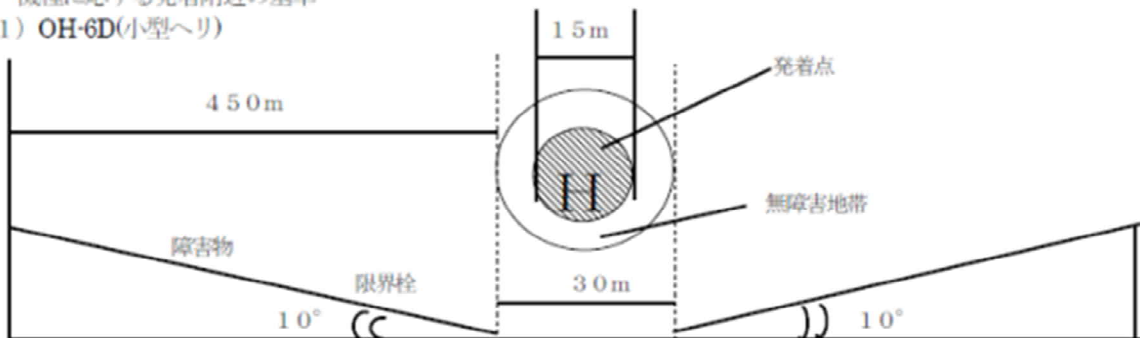
《 水 防 倉 庫 等 一 覧 》

番号	倉庫名	所在地	建設年度	構造	延面積 (㎡)
1	水防倉庫	中間市浄花町23	H3	鉄骨スレート	191
2	防災倉庫	中間市大字垣生660番地1	H23	軽量鉄骨造	9.9

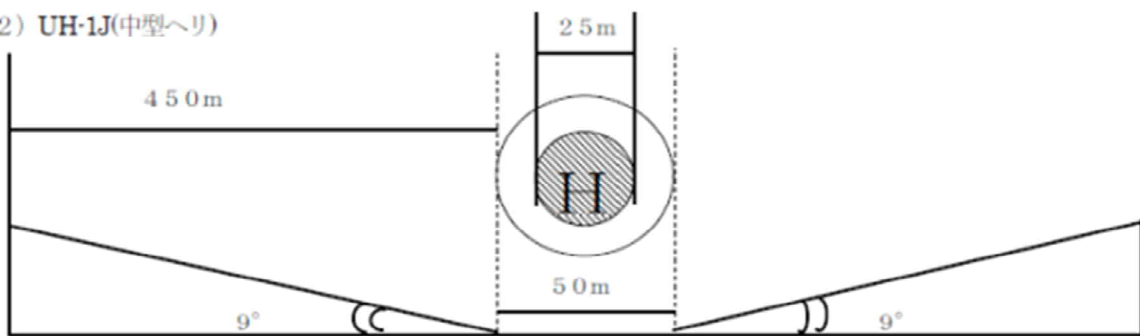
《 臨時ヘリポートの基準 》

1 機種に応ずる発着附近の基準

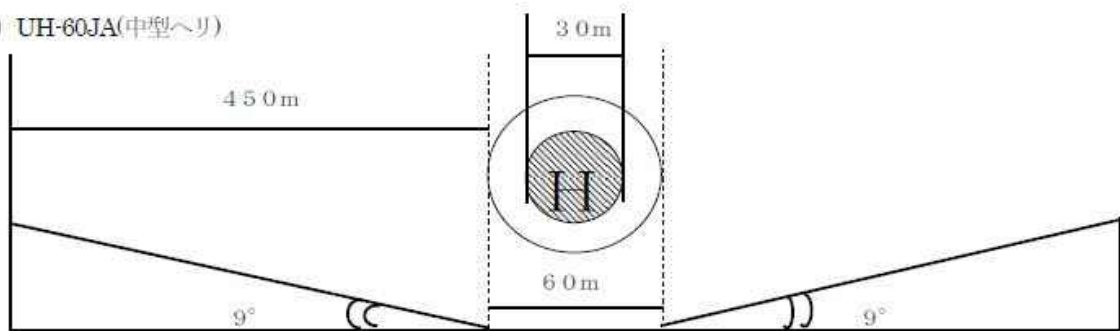
(1) OH-6D(小型ヘリ)



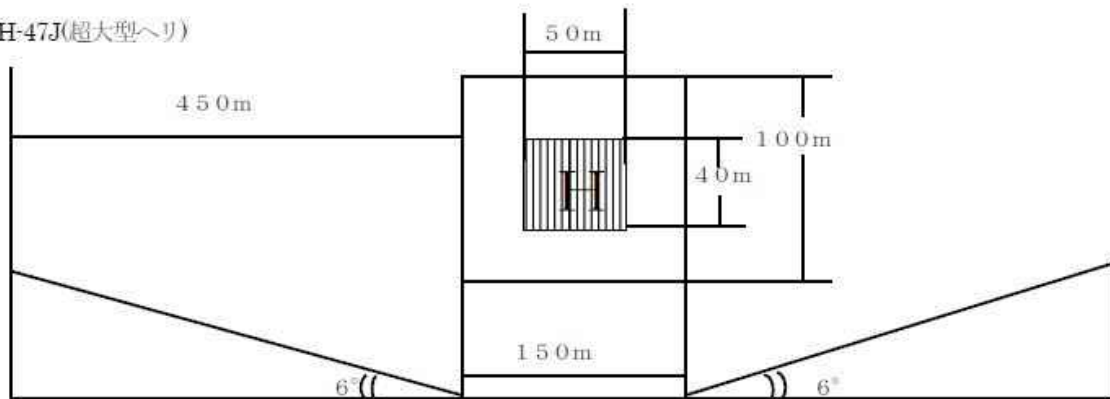
(2) UH-1J(中型ヘリ)



(3) UH-60JA(中型ヘリ)



(4) CH-47J(超大型ヘリ)



注：発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された地点

無障害地帯 発着に障害とならない地帯

《避難所に必要な施設と設備（例）》

項 目				内 容
貯	水	施	設	耐震性貯水槽、ペットボトル飲料水
備	蓄	施	設	食料、医薬品、毛布、衣料品、
情	報	施	設	仮設電話、テレビ、ラジオ、通信機、伝言板
生	活	必	需	仮設トイレ、仮設風呂、非常用電源、冷暖房設備、照明
そ	の	他	の	プライバシー確保用間仕切り、更衣スペース、仮設テント、
		施	設	工具、炊事用具、ダンボールベッド等
要	援	護	者	折畳ベッド、車いす、歩行器、シャワーベンチ
		施	設	

《北九州市、中間市消防相互応援協定書》

（目的）

第1条 この協定は消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定にもとづき、水火災その他の災害に関し、北九州市（以下「甲」という。）と中間市（以下「乙」という。）が協力し、相互に消防力を活用して被害を量小限度に防止することを目的とする。

（応援の方法）

第2条 相互応援の方法は次のとおりとする。

- （1） 甲または乙が応援を要請する場合は、受援側消防長から応援側消防長に対し、災害の状況及びその見とおし並びに派遣人員、所要機械器材、派遣場所等を示して行うものとする。但し、応援出動隊の人員装備等は、応援側消防長が定めるものとする。
- （2） 通信途絶の場合は、応援側消防長の判断によって出動するものとする。
- （3） 災害が甲、乙の境界付近で発生し、出動した場合において管轄外であったときは、応援を要請されたものとみなす。

（指揮）

第3条 応援出動隊は、全て受援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

（状況の報告）

第4条 応援出動隊の長は、現場到着および引きあげの時期並びに消防行動の状況をそのつど前条の現場最高指揮者に報告しなければならない。

（経費の負担）

第5条 応援のために要する経費は、次の各号により負担するものとする。

- （1） 応援出動隊の応援に起因する重大な機械器材その他の物件の破損修理費及び隊員の死傷等に要する補償費（応援側の条例、規則に規定する額）並びに一般者の死傷等に要する補償費は、応援側および受援側がそれぞれ均等に負担する。
- （2） 応援出動隊の手当、被服の損料および動力ポンプの燃料は、応援側の負担とする。
- （3） 応援出動隊の応援が長時間にわたる場合の食料の費用は、受援側の負担とする。

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、そのつど、協議して定める。

第7条 この協定は、正本2通を作成し各自1通を所持するものとする。

附 則

この協定は、昭和40年4月1日から施行する。

以上の証拠として、この協定書に署名押印した。

昭和40年4月1日

甲	北九州市	
	代表者	北九州市長
乙	中間市	
	代表者	中間市長

《中間市、鞍手町消防相互応援協定書》

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき水災害その他の災害に関し、中間市（以下「甲」という。）と鞍手町（以下「乙」という。）が協力し、相互に消防力を活用して被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援の方法）

第2条 相互応援の方法は次のとおりとする。

甲又は乙が応援を要請する場合は、受援側の長（甲にあっては消防長、乙にあっては町長）からのから応援側の長（甲にあっては消防長、乙にあっては町長）に対し次にあげる方法によって行うものとする。

- （1） 受援側は電話その他の方法により次の事項を明確に要請するものとする。
 - （イ） 災害の種別、状況
 - （ロ） 所要隊数（ポンプ台数）
 - （ハ） 応援隊派遣の場所
- （2） 通信途絶の場合は応援側の判断によって出動するものとする。
- （3） 災害が甲、乙の境界付近で発生し出動したときは、管轄外であったときは応援されたものとする。
- （4） 災害が上底井野、上木月両地区内で発生したときは、両区内分団はそれぞれ覚知次第応援要請があったとみなし出動するものとする。

（応援団の誘導）

第3条 受援地の指揮者は受援場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に勤めるものとする。

（指揮）

第4条 応援隊はすべての受援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

（状況報告）

第5条 応援出動隊の長は、現地到着及び引きあげの時期及びに消防行動の状況をそのつど前条の現場最高指揮者に報告しなければならない。

（経費の負担）

第6条 応援に要した費用は次にあげる方法によって負担するものとする。

- （1） 受援地において発生した重大なる機械器具の破損に要する修理費はそれぞれ半額を負担すること。
- （2） 受援地における応援隊員の死傷による災害補償は、応援側の規定による額のそれぞれ半額を負担すること。
- （3） 応援の場合における隊員の手当及び被服の損傷は、応援側の負担とすること。
- （4） 応援が長時間にわたる場合の食料に要する費用は、受援側の負担とすること。
- （5） 動力ポンプに要する燃料は、応援側の負担とする。但し、応援作業中に燃料が欠乏した場合は、受援側において供給すること。

2 前各号の以外の費用については、協定当事者においてその都度協議決定すること。

上記のとおり協定する。

この協定書は正本2通を作成し、各々1通を所持するものとする。

附 則

この協定は昭和40年12月1日から施行する。

以上、協定成立の証拠としてこの協定書に署名捺印する。

昭和40年12月1日

「甲」 中間市長

「乙」 鞍手町長

《中間市・水巻町消防相互応援協定書》

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき水火災その他の災害に関し、中間市（以下「甲」という。）と水巻町（以下「乙」という。）が協力し、相互に消防力を活用して被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援の方法）

第2条 相互応援の方法は次のとおりとする。

- (1) 甲又は乙が応援を要請する場合は、受援側消防長から応援側消防長に対し、災害状況及びその見とおし並びに派遣人員所要機械器材、派遣場所等を示して行うものとする。ただし、応援出動隊の人員装備等は、応援側消防長が定めるものとする。
- (2) 通信途絶の場合は、応援側消防長の判断によって出動するものとする。
- (3) 災害が甲・乙の境界付近で発生し、出動した場合において管轄外であったときは、応援を要請されたものとみなす。

（指揮）

第3条 応援出動隊はすべての現場で受援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

（状況の報告）

第4条 応援出動隊の長は、現場到着及び引揚げの時期並びに消防行動の状況をその都度、前条の現場最高指揮者に報告しなければならない。

（経費の負担）

第5条 応援に要した費用は次の各号により負担するものとする。

- (1) 応援に際し受援地において発生した重大な機械器材、その他物件の破損修理費及び隊員並びに一般者の死傷等に要する療養扶助費（応援側の条例、規則に規定する額）は応援側及び受援側それぞれ均等に負担する。
- (2) 応援出動隊の手当、被服の損料は応援側の負担とする。
- (3) 応援が長時間にわたる場合の動力ポンプの燃料及び食料の費用は受援側の負担とする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲、乙協議して定める。

（補則）

第7条 この協定書は正本2通を作成し、甲乙1通を所持するものとする。

附 則

この協定は昭和40年12月1日から施行する。

以上の証拠としてこの協定書に署名押印した。

昭和40年12月1日

甲	中間市	
	代表	中間市長
乙	水巻町	
	代表	水巻町長

《中間市、遠賀町消防相互応援協定書》

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、水火災その他の災害に関し、中間市（以下「甲」という。）と遠賀町（以下「乙」という。）が協力し、相互に消防力を活用して被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援の方法)

第2条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

- (1) 甲又は乙が応援を要請する場合は、受援側の長（甲にあっては消防長、乙にあっては町長）から応援側の長（甲にあっては消防長、乙にあっては町長）に対し、災害の状況及びその見越し並びに派遣人員、所要機械器材、派遣場所等を示して行うものとする。ただし、応援出動隊の人員装備等は、応援側が定めるものとする。
- (2) 通信と絶の場合は、応援側の判断によって出動するものとする。
- (3) 災害が甲、乙の境界付近で発生し、出動した場合において管轄外であったときは、応援を要請されたものとみなす。

(指揮)

第3条 応援出動隊は、すべて受援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(状況の報告)

第4条 応援出動隊の長は、現場到着及び引揚げの時期並びに消防行動の状況をそのつど前条の現場最高指揮者に報告しなければならない。

(経費の負担)

第5条 応援のために要する経費は、次の各号により負担するものとする。

- (1) 応援出動隊の応援に起因する重大な機械器材その他の物件の破損修理費及び隊員の死傷等に要する補償費（応援側の条例、規則に規定する額）並びに一般者の死傷等に要する補償費は、応援側及び受援側がそれぞれ均等に負担する。
- (2) 応援出動隊の手当、被服の損料及び動力ポンプの燃料は応援側の負担とする。
- (3) 応援出動隊の応援が長時間にわたる場合の食料の費用は、受援側の負担とする。

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

この協定は、正本2通を作成し各自1通を所持するものとする。

附 則

この協定は昭和42年7月12日から施行する。

以上の証拠として、この協定書に署名捺印した

昭和42年7月12日

甲	中間市	
	代表者	中間市長
乙	遠賀町	
	代表者	遠賀町長

《福岡県消防相互応援協定書》

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（地域区分）

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- （1）林野火災，高層建築物火災，危険物火災等の大規模火災
- （2）地震，風水害その他大規模災害
- （3）航空機事故，列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故
- （4）武力攻撃が疑われる災害
- （5）放射性物質，生物剤又は化学剤による災害
- （6）その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で，応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第4条 応援要請は災害が発生した市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から，協定市町村等の長又は消防長に対し，災害規模等に応じて次の各号の区分により行う。

- （1）第一要請

第2条に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

- （2）第二要請

第一要請に加えて，他の地域の市町村等に対して行う応援要請

2 応援要請は，原則として第一要請，第二要請の順に行うものとする。ただし，要請側の長又は消防長が特に必要と認める場合は，この限りでない。

（応援隊の派遣及び中断）

第5条 前条の規定により応援の要請を受けた市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長は，当該発災市町村等における災害対応を応援するため，消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。ただし，やむを得ない理由により派遣し難い場合は，派遣をしないことができるものとする。

2 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては，応援側の長又は消防長は，要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（迅速な応援出動体制の確立）

第6条 協定市町村等の長又は消防長は、大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合又は被害状況が確認できない場合等の特に緊急を要するときには、第4条に規定する応援要請を待たず、先行調査のため、必要な応援隊（以下「先遣隊」という。）を派遣できるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。

（通報）

第7条 応援を要請した場合又は応援隊等を派遣した場合や派遣を中断した場合において、要請側又は応援側の長又は消防長は、その旨を福岡県に対して通報するものとする。

（応援側の指揮）

第8条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第9条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

（1）応援側の負担する経費

ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費

イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等

エ 交通事故における損害賠償費等

オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

（2）要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

（消防団応援）

第10条 消防団の応援に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

（航空消防応援）

第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

（改廃）

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

（委任）

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

1 この協定は、令和2年4月1日から効力を生じる

2 平成25年3月28日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。

3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

《災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定》

(目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。
ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

《中間市メッセージボード搭載災害対応型自動販売機設置に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエストジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、メッセージボード搭載災害対応型自動販売機設置運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、通常時及び災害時における中間市メッセージボード搭載災害対応型自動販売機（以下「災害対応型自動販売機」という。）の設置運用に係る相互協力支援等について定めるものとする。

（災害対応型自動販売機の設置）

第2条 乙は、甲が災害対策活動の拠点であり、災害対応型自動販売機の設置が必要と認める場所のうち、甲乙協議の上定める場所に災害対応型自動販売機を設置するものとする。

（支援の内容）

第3条 中間市に災害が発生し、水道施設が破壊又は寸断された時、甲は、その旨を乙に速やかに連絡するものとし、乙の承認後、甲は、対象となる災害対応型自動販売機を被災者への緊急対応とし、無料開放するものとする。ただし、通信手段の不通等により連絡が不可能である場合においては、乙の承認を得ず、無料開放できるものとする。

2 無料開放の期間中、乙は、前項に定める無料開放の開始のときから、水道施設が復旧又は甲において市民に対する飲料水の供給体制が構築された時までとし、対象となる災害対応型自動販売機については、甲乙協議の上決定するものとする。

3 無料開放の期間中、乙は、災害対応型自動販売機への商品の補給を1日1回（500本程度）行うものとする。ただし、補給に関しては、乙の対象自動販売機担当者の安全を第一優先とし、支障があると乙が判断したときは、甲との捧議の上、供給体制を講ずるものとする。

4 乙は、第1項の規定により甲から連絡を受けたときは、速やかに支援体制を整え万全を期するものとする。ただし、道路不通、停電等により補給に支障が生じたときは、甲と協議の上、供給対策を講ずるものとする。

5 甲は、乙が第3項に規定する商品の補給に使用する車輛を「緊急救援物資車輛」と認定するものとする。

（撤去及び増設）

第4条 災害対応型自動販売機の撤去及び増設については、甲乙協議により決定するものとする。

(設置条件)

第5条 乙は、災害対応型自動販売機を甲に無償貸与するものとする。

2 甲は、前項の規定により無償貸与された災害対応型自動販売機を付属施設として管理し、メッセージボード等の運用を行なうものとする。

3 通常時のメッセージボードで表示する情報の表現及び内容については、甲の管理において表示するものとする。

4 甲は、災害対応型自動販売機の設置に関する行政財産使用料を免除するものとする。

5 無料開放の期間以外の通常時における売価は通常売価とし、手数料は免除するものとする。

6 乙は、災害対応型自動販売機の設置及び維持に係る経費を負担するものとする。ただし、通信機器の構築に係る経費は甲の負担とし、甲は、情報システムの構築及び導入に便宜を図るものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙のいずれかからも協定解消の申出がないときは、同一条件をもって継続し、その後もまた同様とする。

(個人情報等の取扱い)

第7条 乙は、本協定において知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定の履行に関し、この協定に定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定成立の証として、本協定書2通を作成し、各自記名捺印し、各1通を保持する。

平成18年11月30日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
中間市
中間市長

乙 福岡県福岡市東区箱崎七丁目9番66号
コカ・コーラウエストジャパン株式会社
代表取締役社長

《災害時における応急対策業務に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と中間市災害対策協力会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による災害が発生し、当該災害が、甲において乙に協力を要請する必要があると認める規模の災害（以下「認定災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、認定災害発生時に、次の各号に掲げる施設の機能の確保及び回復のため、応急対策業務の実施に関し、甲が乙に協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（1） 甲が管理する道路及び河川（里道及び水路を含む。）その他の公共土木施設

（2） その他甲が管理する公共施設

（出動要請）

第2条 甲は、認定災害発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に出動を要請することができるものとする。

（応急対策業務施工者）

第3条 乙は、応急対策業務を実施する工事施工区間又は区域について、あらかじめ応急対策業務を施工する業者（以下「施工業者」という。）を定めなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができる。

2 乙は、必要があると認められるときは、前項の定めにかかわらず、他の工事施工区間又は区域の施工業者に支援出動させることができる。

3 乙は、前2項の工事施工区間又は区域を決定し、又は変更したときは、甲に通知しなければならない。

（要請手続）

第4条 第2条の要請を行う場合の要請手続きは、次に掲げる要請の区分に応じ当該各号に定めるところにより行うこととする。

（1） 連絡可能な場合の要請 通常の方法が可能な場合は、電話等により乙に出動を要請し、併せて認定災害の場所、被害状況及び工事内容について指示・連絡する。

（2） 連絡不可能な場合の要請 認定災害等により電話等が途絶し、連絡が不可能な場合は、甲の要請がない場合であっても、乙の判断により応急復旧が必要かつ可能であると認めるときは、第2条に定める要請があったものとみなし、施工業者に応急対策業務を施工させる。

（協力活動）

第5条 施工業者は、認定災害発生時において、甲から乙への現地調査の要請の有無にかかわらず、自主的にパトロールを実施し、災害状況等を甲に連絡するものとする。

- 2 施工業者は、中間市職員（以下「職員」という。）の指示に従い、施工するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず指示する職員がいなるときは、施工業者は第1条の趣旨に基づき、施工するものとする。
- 4 前2項における工事については、実費精算とし乙は、甲に請求することができる。
（着工報告）

第6条 乙は、施工業者が応急対策業務に着手したときは、その状況を速やかに書面により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって報告し、事後書面にて提出するものとする。

（費用の請求）

第7条 第5条第4項の規定により施工業者が一時立て替えた費用については、書面による請求に基づき、協議の上支払うものとする。

（災害補償）

第8条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が当該業務に起因する負傷、傷害及び死亡並びに疾病にかかった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとする。

（非優先権）

第9条 応急対策業務を行なった施工業者については、本工事施工に際していかなる優先権を与えるものではない。

（協定の期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定を証するため、協定書を2部作成し、甲乙記名押印のうえ、各1部を保管する。

平成20年6月19日

福岡県中間市

甲

中間市長

福岡県中間市中間一丁目6番5号（中間市建設協同組合内）

乙

中間市災害対策協力会
会 長

《福岡県中間市における大規模な災害時の応援に関する協定書》

福岡県中間市長(以下「市長」という。)と国土交通省九州地方整備局長(以下「局長」という。)は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 77 条に関して、国土交通省所管施設(直轄施設を除く。以下「所管施設」という。)に大規模な災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

(応援内容)

第 1 条 応援内容は、次に掲げる事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣)

第 2 条 中間市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と中間市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を中間市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

(応援の実施)

第 3 条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

(応援要請の手続)

第 4 条 市長は、中間市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局遠賀川河川事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、大規模な災害時の応援について(要請)(別記様式第 1 号)にて応援を要請するものとする。

2 局長(局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。)は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長(市長からの指示を受けた中間市の職員を含む。)に電話等により応援する旨を伝え、速やかに、大規模な災害時の応援について(通知)(別記様式第 2 号)により応援内容を通知するものとする。

(応援要請の手続ができない場合の応援)

第 5 条 中間市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要するとき、か

〈第2章 第6節〉

つ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長はあらかじめ、大規模な災害時の応援について(通知)(別記様式第3号)により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条第1号、第2号及び第3号の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条第4号及び第5号に規定する応援を行う場合

原則として中間市の負担とするが、第1条第4号に規定する応援を行う場合で、次のいずれにも該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

ア 大規模な災害と認められるとき。

イ 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令しているとき。

ウ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応であるとき(施設復旧を含まない。)

エ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でないとき、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置若しくは災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間であるとき。

(平常時の連絡)

第7条 中間市総務課と九州地方整備局企画部防災課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市長と局長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、中間市においては総務課長、九州地方整備局においては企画部防災課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年10月3日から施行する。

平成23年10月3日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長

福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市長

《災害時におけるボランティア活動に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と社会福祉法人中間市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中間市地域防災計画に基づき、災害時の応急活動及び復旧活動として行うボランティア活動に関し、甲が乙に協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 甲は、中間市内において、地震、風水害等により大規模災害が発生し、中間市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置した場合において、ボランティアによる応急活動及び復旧活動を実施する必要があると認めたときは、乙にセンターの設置を要請するものとし、乙は、速やかにセンターを設置するものとする。

（連携及び協力）

第3条 甲と乙は、相互に連携、協力し、センターの設置及び運営に関し、必要な業務を実施するものとする。

（センターの業務）

第4条 乙は、甲からセンターの設置を要請された場合は、ボランティア活動を支援するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 災害対策本部との連携による情報の収集、提供及び連絡調整に関すること。
- （2） ボランティア需要及び供給状況の把握及び調整に関すること。
- （3） ボランティアの募集、受付、登録及び派遣に関すること。
- （4） センター及びボランティアに関する各種の相談及び問合わせに関すること。
- （5） ボランティア活動に必要な資機材の調達に関すること。
- （6） 関係機関等との連絡調整、派遣要請に関すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に当たり必要と認められる業務

（設置場所）

第5条 センターの本部事務所は、ハピネスなかま内の甲の指定する場所に置く。ただし、ハピネスなかまが被災等により使用できない場合は、この限りでない。

2 乙は、著しく被害を受けた地域にセンターの現地事務所を設置する必要があると認めたときは、甲に設置場所の確保を要請することができるものとする。

3 甲は、前項に規定する要請があったときは、速やかに現地事務所の設置場所の確保に努めるものとする。

（センターの運営）

第6条 センターの運営は、乙が行うものとする。

2 センターが設置された場合において、甲及び乙は、連絡調整に係る担当者を定め、速やかに連携、協力体制を整えるものとする。

3 乙は、センターを円滑に運営するため、必要な人員を確保するよう努めるものとする。ただし、乙において人員の確保が困難である場合は、甲に人員の派遣を要請することができる。

4 前項に規定する要請を受けた場合に甲は、必要な人員の確保に努めるものとする。

（被災状況等の情報提供）

第7条 乙は、甲に対し被災状況等について情報提供を求めることができるものとし、甲は、法令等により、開示できないものを除き、情報提供を行うものとする。

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、ボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

（救援物資の受入れ、保管及び管理）

第9条 救援物資の受入れ、保管及び管理は、甲が行う。

2 甲は、市民等に対し、救援物資の仕分け、配布等を行う必要がある場合には、乙が管理するボランティアに協力を求めることができる。

3 甲は、ボランティア活動に必要な救援物資を乙に提供するものとし、当該救援物資の保管、管理は、乙が行うものとする。

（ボランティア保険）

第10条 甲又は乙が指示する応急活動及び復旧活動を行うボランティアは、ボランティア活動保険に加入するものとする。

（費用負担）

第11条 センターの運営に関し、次に掲げる費用は、甲及び乙が協議の上、甲の負担とする。

（1） 資機材等の購入

（2） 前条に規定するボランティア活動保険の掛け金

2 前項の規定にかかわらず、乙は、同項各号の費用について、甲以外の関係機関等から助成金等を受けることができる場合は、当該助成金等を優先して充当するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、センター運営に関し、特に必要な費用が生じた場合には、その都度、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

（センターの閉鎖）

第12条 センターは、原則として災害対策本部の廃止をもって閉鎖するものとする。

ただし、甲がセンターの設置期間の延長又は短縮が必要であると認めたときは、乙と協議の上、延長又は短縮することができる。

]

（平時の連携及び協力）

第13条 乙は、平時から災害に備え、センターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対し、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平時から相互に連携し、ボランティア団体、住民、関係機関等との良好な関係の維持に努めるとともに、センターの運営等災害時における支援体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、災害ボランティア及び自主防災組織の育成に努めるものとする。

（協定の期間）

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも文書による協定の解除、変更の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2部作成し、甲乙記名押印のうえ、各1部を保管する。

平成24年8月1日

福岡県中間市

甲

中間市長

社会福祉法人 中間市社会福祉協議会

乙

会 長

《災害時における物資の供給に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と株式会社ハローデイ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中間市域で地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の被災者の応急救助等に係る物資の供給について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、乙に対し、乙の店舗及び乙の関係機関において保有する生活必需物資等（以下「物資」という。）を供給することを要請することができ、乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条に掲げる物資の種類は次のとおりとする。

（1）食料品

（2）前号に掲げるもののほか、甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、乙に対し第2条に規定する物資の供給の要請を行う場合、品目、数量を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 甲の要請により乙が甲に供給する物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は、甲が受領した物資に対する代金を乙からの請求書に基づき、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、相互に情報交換を行うように努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月1日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 北九州市小倉南区徳力3丁目10番1号
株式会社ハローデイ
代表取締役社長

《災害時における物資の供給に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）とイオンストア九州株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中間市域で地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の被災者の応急救助等に係る物資の供給について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、乙に対し乙の店舗及び乙の関係機関において保有する生活必需物資等（以下「物資」という。）を供給することを要請することができ、乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条第1項に規定する物資の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 日用品
- (3) 医薬品
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、乙に対し第2条第1項に規定する物資の供給の要請を行う場合、品目、数量を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 甲の要請により乙が甲に供給する物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は、甲が受領した物資に対する代金を乙からの請求書に基づき、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

〈第2章 第6節〉

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、相互に情報交換を行うように努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。
ただし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年9月1日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9
番11号
イオンストア九州株式会社
代表取締役

《災害時における物資の供給に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と嘉穂無線株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中間市域で地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の被災個所の応急措置等に係る物資の供給について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、乙に対し、乙の店舗及び乙の関係機関において保有する応急措置に必要な物資等（以下「物資」という。）を供給することを要請することができ、乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条に掲げる物資の種類は次のとおりとする。

（1）日用品

（2）前号に掲げるもののほか、甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、乙に対し第2条に規定する物資の供給の要請を行う場合、品目、数量を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 甲の要請により乙が甲に供給する物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は、甲が受領した物資に対する代金を乙からの請求書に基づき、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、相互に 情報交換を行うように努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。
ただし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月11日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 福岡県福岡市博多区中洲中島町2-3
グッデイ株式会社
代表取締役社長

《 災害時における要援護者の緊急受入に関する協定書 》

中間市（以下「甲」という。）と社会福祉法人東筑紫会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中間市域で地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の要援護者の緊急受入れについて必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、乙の施設へ、被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ及び指定避難所に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受け入れを要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条に規定する緊急受入れの要請を行う場合、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、生年月日、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第4条 甲は、要援護者の介護等に係る日常生活用品、食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（緊急受入れの期間）

第5条 甲が緊急受入れを要請できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請に基づいて乙が行った緊急受入れに要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、乙からの請求書に基づき、緊急受入れに要した費用を災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、相互に情報交換を行うように努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、契約締結の日から平成25年3月31日までとする。
ただし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月12日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 福岡県中間市大字垣生2017番地3
社会福祉法人東筑紫会
理事長

《災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と株式会社西日本医療福祉総合センター（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中間市域で地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の要援護者の緊急受入れについて必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、乙の施設へ、被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ及び指定避難所に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受け入れを要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条に規定する緊急受入れの要請を行う場合、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（1） 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、生年月日、心身の状況、連絡先等

（2） 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3） 受入れ要請期間

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第4条 甲は、要援護者の介護等に係る日常生活用品、食料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（緊急受入れの期間）

第5条 甲が緊急受入れを要請できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請に基づいて乙が行った緊急受入れに要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、乙からの請求書に基づき、緊急受入れに要した費用を災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、相互に情報交換を行うように努めるものとする。

〈第2章 第6節〉

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、契約締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年4月2日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 中間市通谷一丁目36番2号
株式会社 西日本医療福祉総合センター
取締役社長

《災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と福岡県北九州地区ＬＰガス協会遠賀・中間部会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合における物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、中間市地域防災計画に基づき、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力し、被災した市民等に対して行う液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）の供給等に関する協力事項について定めることにより、迅速かつ的確な応急活動及び復旧活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この協定において、ＬＰガス供給等とは、災害時における公共施設などの避難所及び避難場所（以下「避難所等」という。）において、ＬＰガスを供給するために必要な器具類及び配管並びに容器等（以下「ＬＰガス設備」という。）を用いてＬＰガスを供給することをいう。

（ＬＰガス供給等の協力要請）

第３条 甲は、災害時において避難所等へＬＰガス供給等を必要と認めたときは、乙に対して協力を要請することができる。

２ 前項の要請は、別記第１号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（ＬＰガス供給等の協力実施）

第４条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、優先的にＬＰガス供給等に協力するとともに、その措置の状況を別記第２号様式をもって、甲に連絡するものとする。

（ＬＰガス設備等の設置及び保安業務）

第５条 ＬＰガス設備等の設置及び保安業務は、甲又は乙の指定するものを行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して設置及び保安業務の協力を求めることができる。

（費用等の負担）

第６条 前条及び第４条に規定するＬＰガス供給等の費用負担区分は、原則として別表のとおりとする。

２ 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議の上決定するものとする。

３ 甲の要請により参加協力した乙の会員が被災した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（設置の確認）

第7条 L P ガス設備等の設置場所は甲が指定するものとし、甲は当該設置場所に職員を派遣し、設備等を確認するものとする。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定する者が後日確認するものとする。

（情報の収集・提供）

第8条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民等に対して迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

「甲」 福岡県中間市
中間市長

「乙」 福岡県北九州地区L P ガス協会遠賀・中間部会
部会長

《災害時における飲料水等の提供に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）とアクアクララ株式会社（以下「乙」という。）は、飲料水及びウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、飲料水等の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が中間市災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において、甲が飲料水等を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が製造又は調達可能な飲料水等の提供について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、飲料水等の提供要請書（別記様式）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により当該要請を行うことができるものとし、後日、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項の要請に基づき乙が提供した飲料水等の代価は、一の災害時における初回の要請に基づくものの一部又は全部については乙の負担とし、乙の負担に係るもの以外については甲の負担とする。

2 飲料水等の取引価格は、災害発生の直前における販売価格とするものとする。

（費用の支払）

第6条 甲は、乙からの請求により、飲料水等の代価を支払うものとする。

（引渡し等）

第7条 飲料水等の引渡場所は、乙の北九州プラントとし、引渡場所からの運搬は、原則として甲が行うものとする。

〈第2章 第6節〉

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月10日

中間市中間一丁目1番1号

甲 福岡県中間市
中間市長

東京都品川区西五反田2-27-3
五反田フロント2階

乙 アクアクララ株式会社
代表取締役社長

《中間市地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と社団法人遠賀中間医師会（以下「乙」という。）とは、市内において大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中間市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護チームの要請及び派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動が必要であると認めた場合は、乙に対し、医療救護チームの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに医師等からなる医療救護チームを編成し、災害現場及び甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、市民等の生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ない事態が発生し、甲による要請を待つことができないと判断したときは、前項の規定にかかわらず医療救護チームの派遣を行うことができるものとする。

4 乙は、前項の規定により医療救護チームの派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

5 甲は、連絡手段等の途絶等により、第1項に規定する乙への派遣要請が困難な場合は、市民等の生命又は身体を保護するため、乙の会員に直接派遣要請を行うことができるものとする。

6 甲は、前項の規定により乙の会員に直接派遣要請を行った場合には、速やかに乙に報告するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、この協定に基づく円滑な医療救護活動を実施するため、次に掲げる事項を規定した災害医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

（1） 乙の内部の医療救護組織（医療救護チームその他の医療救護に携わる組織をいう。次号において同じ。）及び指揮命令系統

（2） 医療救護組織内の各担当業務

（3） 医療救護活動の実施方法

ア 災害情報の把握方法、連絡体制、具体的な応援要請及び出動命令方式

イ 応援医療救護チームを含めた医療救護チームの現地指導者

ウ 携行する医薬品、衛生資材等の内容

エ 訓練計画

オ その他必要な事項

2 乙は、前項の規定により策定した災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護チームの活動場所）

第4条 医療救護チームは、災害医療救護計画に基づき、災害現場及び甲が設置した医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

（医療救護所）

第5条 甲は、災害の状況に応じて、災害現場に近い施設等に医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に規定する医療救護所のほか、災害の状況により被災地周辺の医療施設等に乙及び乙の会員の協力を得て医療救護所を設置するものとする。

（医療救護チームの業務）

第6条 医療救護チームの業務は、次のとおりとする。ただし、第1号に掲げる業務を優先して実施するものとし、第2号、第3号及び第4号に掲げる業務は、可能な限りにおいて実施するものとする。

（1） 災害現場及び医療救護所等でのトリアージ並びに負傷した者に対する医療の実施

（2） 災害現場及び医療救護所等から医療機関への負傷者搬送時の医療

（3） 被災地内において対応が困難な重症患者の被災地外への搬送時の医療

（4） 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する業務

（指揮命令及び連絡調整）

第7条 医療救護チームに対する指揮命令は、甲が指定する者（以下「指揮命令者」という。）が行うものとする。この場合において、医療救護チームの助言を考慮するものとする。

2 医療救護チームの医療救護活動に係る連絡調整は、指揮命令者が自らの活動を補佐する者として乙が指定するドクターコマンダー（医療現場指導者）が行うものとする。

（医療救護チームの移動等）

第8条 医療救護チームは、現地までの移動、関係機関との連絡、生活手段等については、原則として、自ら確保しながら継続した活動を行うものとする。

（医薬品、衛生資材等の調達）

第9条 第2条の規定により派遣された医療救護チームが第6条各号に掲げる業務を行う場合に必要となる医薬品、衛生資材等は、当該医療救護チームにおいて携行したものを使用するものとする。

（医薬品、衛生資材等の運搬）

第10条 第5条に規定する医療救護所において、前条の規定により医療救護チームが携行した医薬品、衛生資材等に不足が生じたときは、原則として、乙又は乙の指定する者が医薬品、衛生資材等の運搬を行うものとする。ただし、当該運搬が困難であると甲が判断したときは、甲又は甲の指定する者が当該医療救護所まで運搬を行うものとする。

（医療費）

第11条 災害現場及び医療救護所等における患者が負担する医療費は、無料とする。また、緊急かつやむを得ない事情により、災害現場及び医療救護所等以外の場所で医療救護チームが行った医療救護における患者が負担する医療費についても、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法の定めるところによる。

（実費弁償等）

第12条 乙は、第2条の規定に基づき甲から医療救護活動等を要請された場合において、医療救護活動に要する次に掲げる経費は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

（1） 医療救護チーム等の派遣に要する人件費

（2） 第9条の規定により医療救護チーム等が携行し、かつ、使用した医薬品、衛生資材等の実費

（3） 医療救護チーム等の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（4） 第5条第2項の規定により医療救護所を設置した医療施設等において、医療救護活動により生じた施設又は設備の損傷についての実費

（5） 第10条の規定により乙又は乙の指定した者が医薬品、衛生資材等を運搬した場合の実費

（医事紛争の処理）

第13条 本協定により業務を実施した場合において、患者との間に医事紛争が生じたときは、甲又は乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、当該紛争の解決のため相互に協力して適切な措置を講ずるものとする。

（医療救護所の閉鎖）

第14条 医療救護所は、原則として災害対策本部の廃止をもって閉鎖するものとする。ただし、甲が医療救護所の設置期間の延長又は短縮が必要であると認めたときは、乙と協議の上、延長又は短縮することができる。

（防災訓練）

第15条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

（実施細目）

第16条 この協定に定めるもののほか、協定を実施するために必要な事項は、甲乙が協議して別に定める。

（協議）

第17条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

〈第2章 第6節〉

（有効期間）

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年12月16日

「甲」 福岡県中間市中間一丁目1番1号

福岡県中間市

中間市長

「乙」 福岡県遠賀郡水巻町下二西二丁目1番33号

社団法人遠賀中間医師会

会長

《遠賀川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関する協定書》

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長（以下「甲」という。）と、中間市長（以下「乙」という。）は、それぞれが整備する遠賀川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が整備する光ファイバー網を相互に接続し、河川監視カメラ等による河川情報（以下「河川情報」という。）を相互に提供することにより、水害発生等のおそれがある気象状況下において、災害防止への適正な対応を促進し、広域的かつ効率的な国土管理の実現と行政サービスの向上を図ることを目的とする。

（対象範囲）

第2条 本協定の対象範囲は、河川情報の伝達手段及び甲乙による相互交換情報とする。

（河川情報の伝達手段）

第3条 河川情報の伝達手段は、原則として光ファイバー網によるものとする。

（接続の方法）

第4条 接続にあたっては、甲乙が十分に調整のうえ施工するものとする。

2 相互接続運用を行う場合には、接続相手先の業務（河川管理等の情報伝達）に支障のないように施工するものとする。

（河川情報の内容）

第5条 甲及び乙が交換し共有する河川情報の内容は、甲乙が所掌する施設管理業務や防災活動などにおいて有用な情報とし、内容は別表1のとおりとする。ただし、別表1を変更する必要があるが生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して変更できるものとする。

2 河川情報の交換は、甲及び乙の整備状況の進捗にあわせて行うものとする。

（河川情報の取扱い）

第6条 第2条の規定に基づき交換する河川情報に係る一切の権利は、当該情報を保有する機関に帰属する。

2 第2条の規定に基づき河川情報の提供を受けた機関は、第1条の目的の範囲内において当該情報を使用するものとし、当該情報を自己の関係機関を除く第三者に提供する場合は、事前に相手の了解を得るものとする。

（関係機関）

第7条 前条第2項に規定する関係機関は、別表2のとおりとする。ただし、別表2を変更する必要があるが生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して変更できるものとする。

（河川情報の交換時間）

第8条 河川情報の交換は常時行うものとする。ただし、甲及び乙の職員を配置しなければならない時間は、災害の発生が予想される場合その他必要があると認められる場合を除き、それぞれの勤務時間とする。

（施設の設置）

第9条 第2条に規定する伝達手段及び情報を交換するために必要な光ファイバー、情報機器等（以下「施設」という。）は、甲乙がそれぞれ設置するものとし、施設の設置に要する費用は、甲乙がそれぞれ負担するものとする。

（施設の維持管理）

第10条 施設の維持管理は、甲乙がそれぞれ行い、維持管理に要する費用は甲乙がそれぞれ負担するものとする。

（財産の帰属）

第11条 第9条に基づき設置した施設については、施設の設置に要する費用を負担した者に帰属するものとする。

（施設の運用）

第12条 甲及び乙は、定期点検等により施設の運用及び情報の交換を計画的に停止する場合は、事前に相手方と連絡調整するものとする。

2 甲及び乙は、施設の故障や事故等による突発的な原因により運用が停止し、情報の交換に支障が発生した場合は、相互に協力して復旧に努めるものとする。

（工事等による運用中断等に係る協議）

第13条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に相手方と協議して処置を定めるものとする。

一 施設の改築、修繕及び災害復旧により運用の中断が予測される場合。

二 第三者が実施する工事等の原因により甲又は乙の所有する施設の運用の中断が予測される場合。

2 甲及び乙は、前項の規定に係わらず緊急かつやむを得ない理由により運用が中断した場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（施設の区分）

第14条 第9条から第11条まで規定する施設の区分は、原則として別図のとおりとするが、これによりがたいときは甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（施設の変更）

第15条 甲及び乙は、施設を変更する場合は、事前に協議するものとする。ただし、相手方に費用の負担を発生させない軽微なものは除くものとする。

（疑義の解決）

第16条 この協定に定めがない事項及び疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の変更）

第17条 この協定は、甲及び乙の協議により変更できるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

〈第2章 第6節〉

平成26年 3月 19日

- 甲 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所
所長

- 乙 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

《避難所施設利用に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と福岡県建築都市部下水道課（以下「乙」という。）との間において、災害時における福岡県遠賀川下流浄化センターの利用に関し、協定を次のとおり締結する。

（目的）

第3条 この協定書は、甲が福岡県遠賀川下流浄化センターを災害時における中間市中底井野地区の住民の一時避難場所及び集合場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第4条 この協定書において、次のとおり用語を定義する。

- （1）一次避難所 災害発生時に、最初に開設する避難所で、災害の規模が小さく、かつ、避難生活者が少ない場合に使用し、甲が指定する地区の公民館等
- （2）二次避難所 一次避難所では収容しきれない場合や災害の規模等が甚大な場合に開設する避難所で、甲が指定する小・中学校等
- （3）一時避難場所 二次避難所への移動が不可能な場合に一時的に避難する場所
- （4）集合場所 二次避難所へ移動する前に集合する場所

（一時避難場所等の利用）

第3条 甲は、遠賀川の堤防決壊による冠水被害発生時等における二次避難所への移動が必要な場合の集合場所及び二次避難所への移動が困難な場合における一時避難場所として、福岡県遠賀川下流浄化センターを利用することについて地域住民に周知しなければならない。

- 2 前項に定める一時避難場所及び集合場所として利用する施設は、福岡県遠賀川下流浄化センターとし、施設内の使用箇所については、別紙のとおりとする。

（一時避難場所等の開設）

第4条 甲は、災害時において一時避難場所及び集合場所を開設及び閉鎖する必要がある場合は、乙に対して次条に規定する連絡体制表に基づき必要な連絡を行う。

（連絡体制の確保）

第5条 甲及び乙は、夜間、休日を問わず速やかに連絡が取れるよう連絡体制を整備し、連絡体制表を作成するものとする。

（一時避難場所等の運営）

第6条 一時避難場所及び集合場所の運営は、乙と協議の上、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲は、乙の業務に支障が生じる場合は、一時避難場所及び集合場所の使用を中止する。

(費用負担等)

第7条 甲は、一時避難場所及び集合場所の施設運営に係る費用を負担する。

2 乙は甲に対し、一時避難場所及び集合場所の使用料は徴しない。

(開設期間)

第8条 一時避難場所及び集合場所の開設は、災害発生後に甲乙協議の上、必要な期間を決定する。

(原状復旧)

第9条 甲は、一時避難場所及び集合場所の使用に際し損害等を及ぼしたときは、その責任と負担において原状に復するものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間については、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成26年8月4日

甲 中間市中間1丁目1番1号
中間市
中間市長

乙 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部下水道課
下水道課長

《水道事業に関する応援協定書》

北九州市上下水道局（以下「甲」という。）、と中間市（以下「乙」という。）及び岡垣町（以下「丙」という。）は、水道災害時における相互応援及び水道事業の運営に関して技術協力を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の水道事業について、相互に協力して、事故や災害に強い体制の構築を図るとともに、効率的な事業運営を確保するため、甲、乙及び丙の技術協力を推進することを目的とする。

（緊急時の相互応援）

第2条 甲、乙又は丙において、地震などの自然災害や施設事故により、水道水の供給に支障が生じた場合には、円滑かつ迅速に応援を実施し、市民又は町民の日常生活に与える影響を軽減させることに努めるものとする。

2 前項における応援内容は、次のとおりとする。

（1）工事資材の調達

（2）応援給水の実施（給水車の派遣及び非常時用飲料水袋の配布等）

（3）人材派遣（広報活動、バルブ操作等）

（応援要請の手続き）

第3条 応援を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書により応援要請を行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、通信手段等により応援を要請することができる。

（1）被害の状況

（2）前条第2項第1号及び第2号に掲げる品名、規格及び数量

（3）前条第2項第3号に掲げる職種別人員及び派遣期間

（4）前3号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

（応援活動）

第4条 応援要請を受けた場合は、速やかに応援体制をとり、第2条第2項に定める応援を行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した者の負担とする。

2 応援経費の算出及び請求方法については、別に定める。

（情報の交換）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように情報交換を行うものとする。

（技術協力）

第7条 甲は、毎年度実施する水道職員の研修に、乙及び丙の職員を受け入れるものとする。

2 甲、乙及び丙は、効率的な事業運営を確保するための連携について、協議を行うものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関して必要な細目事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙が協議の上、処理するものとする。

（効力の発生時期）

第10条 この協定の効力は、締結の日から生じる。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月19日

甲 北九州市水道事業管理者
上下水道局長

乙 中間市
中間市長

丙 岡垣町
岡垣町長

《災害時における放送等に関する協定》

中間市(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコム九州(以下「乙」という。)は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、中間市の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム西日本メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙のとおり定めるものとする。

3 要請は、災害情報放送要請書(別記第1号様式)により、メール及びファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安全安心情報等)及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず、乙は、自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

〈第2章 第6節〉

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、契約の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからでも、協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月2日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 福岡県福岡市中央区那の津3-13-10
株式会社ジェイコム九州
代表取締役社長

《災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と福岡県石油商業・協同組合北九州支部遠賀中間石油部会中間ブロック（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合における物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中間市地域防災計画に基づき、大規模な災害が発生した場合（以下「災害等」という。）に、甲が乙の協力を得て、石油類燃料の給油を円滑に実施できることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲は、乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

（1）甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先供給

（2）甲が指定する災害対策上重要な施設等への石油類燃料の優先供給

2 前項の要請は、別記第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲において支援を実施するよう指導するものとし、その措置の状況について別記第2号様式をもって、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 乙等が供給した石油類燃料の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「経費」という。）は、甲が負担するものとし、原則として、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲と乙等が協議の上決定するものとする。

（経費の支払）

第5条 甲は、その経費を乙等からの請求書に基づき、災害発生による混乱が沈静化した後、乙等へ速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむ得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 甲の要請により参加協力した乙の会員が被災した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（協力体制の構築）

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務局及び事業所等の名簿を作成し、相互に交換するとともに、平時から防災に関し、必要な訓練や対策について協力するものとする。

2 乙等の災害に対する研修等、この協定の円滑な実施を図るために必要な事項について、甲は協力するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合は、期間満了日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 28年 2月 15日

「甲」 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

「乙」 福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目1番35号
福岡県石油商業・協同組合 北九州支部 遠賀中間石油部会
中間ブロック代表

《浸水時における応急対策業務に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と（株）砂山営農組合（以下「乙」という。）は、風水害等による浸水が発生し、当該浸水により、水没したくみ取便所の便槽周辺等の清掃・消毒及びし尿収集に関し、甲が乙に協力を要請する必要があると認めた場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浸水発生時に、応急対策業務の実施に関し、甲が乙に協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（出動要請）

第2条 甲は、浸水発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に出動を要請することができるものとする。

（要請手続）

第3条 前条の要請を行う場合の要請手続は、次に掲げる要請の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- （1）連絡可能な場合の要請 電話等により乙に出動を要請し、併せて浸水の場所、被害状況及び施工内容について指示及び連絡する。
- （2）連絡不可能な場合の要請 乙が応急対策が必要かつ可能であると判断したときは、甲の要請の有無にかかわらず、第2条に定める要請があったものとみなす。

（協力活動）

第4条 乙は浸水発生時において、甲から乙への出動要請の有無にかかわらず、応急対策業務が必要であると判断出来る箇所がある場合は、甲に連絡するものとする。

2 乙は、中間市職員（以下「職員」という。）の指示に従い、応急対策業務を実施するものとする。

3 前項の規定にかかわらず指示する職員がいなときは、乙は第1条の趣旨に基づき、応急対策業務を実施するものとする。

4 前2項における応急対策業務の実施にかかる費用については実費精算とし、乙は甲にこれを請求することができる。

（着工報告）

第5条 乙は、応急対策業務に着手したときは、その状況を速やかに書面により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって報告し、後日書面を提出するものとする。

（費用の請求）

第6条 第4条第4項の規定による費用の請求は、書面による請求とし、甲は乙と協議の上これを支払うものとする。

〈第2章 第6節〉

（災害補償）

第7条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が当該業務に起因する負傷、傷害及び死亡並びに疾病にかかった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき対処するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定を証するため、協定書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保管する。

平成28年 4 月 1 日

「甲」 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

「乙」 福岡県大字垣生1404番地4
（株）砂山営農組合
代表取締役

《浸水時における応急対策業務に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と（有）清光社（以下「乙」という。）は、風水害等による浸水が発生し、当該浸水により、水没したくみ取便所の便槽周辺等の清掃・消毒及び尿収集に関し、甲が乙に協力を要請する必要があると認めた場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浸水発生時に、応急対策業務の実施に関し、甲が乙に協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（出動要請）

第2条 甲は、浸水発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に出動を要請することができるものとする。

（要請手続）

第3条 前条の要請を行う場合の要請手続は、次に掲げる要請の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- （1）連絡可能な場合の要請 電話等により乙に出動を要請し、併せて浸水の場所、被害状況及び施工内容について指示及び連絡する。
- （2）連絡不可能な場合の要請 乙が応急対策が必要かつ可能であると判断したときは、甲の要請の有無にかかわらず、第2条に定める要請があったものとみなす。

（協力活動）

第4条 乙は浸水発生時において、甲から乙への出動要請の有無にかかわらず、応急対策業務が必要であると判断出来る箇所がある場合は、甲に連絡するものとする。

2 乙は、中間市職員（以下「職員」という。）の指示に従い、応急対策業務を実施するものとする。

3 前項の規定にかかわらず指示する職員がいなときは、乙は第1条の趣旨に基づき、応急対策業務を実施するものとする。

4 前2項における応急対策業務の実施にかかる費用については実費精算とし、乙は甲にこれを請求することができる。

（着工報告）

第5条 乙は、応急対策業務に着手したときは、その状況を速やかに書面により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって報告し、後日書面を提出するものとする。

（費用の請求）

第6条 第4条第4項の規定による費用の請求は、書面による請求とし、甲は乙と協議の上これを支払うものとする。

〈第2章 第6節〉

（災害補償）

第7条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が当該業務に起因する負傷、傷害及び死亡並びに疾病にかかった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき対処するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定を証するため、協定書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保管する。

平成28年 4 月 1 日

「甲」 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

「乙」 福岡県中間市大字上底井野737番地1
（有）清光社
代表取締役

《浸水時における応急対策業務に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と（有）美浄社（以下「乙」という。）は、風水害等による浸水が発生し、当該浸水により、水没したくみ取便所の便槽周辺等の清掃・消毒及び尿収集に関し、甲が乙に協力を要請する必要があると認めた場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浸水発生時に、応急対策業務の実施に関し、甲が乙に協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（出動要請）

第2条 甲は、浸水発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に出動を要請することができるものとする。

（要請手続）

第3条 前条の要請を行う場合の要請手続は、次に掲げる要請の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- （1）連絡可能な場合の要請 電話等により乙に出動を要請し、併せて浸水の場所、被害状況及び施工内容について指示及び連絡する。
- （2）連絡不可能な場合の要請 乙が応急対策が必要かつ可能であると判断したときは、甲の要請の有無にかかわらず、第2条に定める要請があったものとみなす。

（協力活動）

第4条 乙は浸水発生時において、甲から乙への出動要請の有無にかかわらず、応急対策業務が必要であると判断出来る箇所がある場合は、甲に連絡するものとする。

2 乙は、中間市職員（以下「職員」という。）の指示に従い、応急対策業務を実施するものとする。

3 前項の規定にかかわらず指示する職員がいなときは、乙は第1条の趣旨に基づき、応急対策業務を実施するものとする。

4 前2項における応急対策業務の実施にかかる費用については実費精算とし、乙は甲にこれを請求することができる。

（着工報告）

第5条 乙は、応急対策業務に着手したときは、その状況を速やかに書面により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって報告し、後日書面を提出するものとする。

（費用の請求）

第6条 第4条第4項の規定による費用の請求は、書面による請求とし、甲は乙と協議の上これを支払うものとする。

（災害補償）

第7条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が当該業務に起因する負傷、傷害及び死亡並びに疾病にかかった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき対処するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定を証するため、協定書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保管する。

平成28年 4 月 1 日

「甲」 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

「乙」 大字垣生1625番地1
（有）美 淨 社
代表取締役

《特設公衆電話の設置・利用に関する協定書》

中間市(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、大規模災害等が発生した際に、乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。)の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力のもと、被災者等の通信の確保を目的とする。

(特設公衆電話の設置)

第2条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲が情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって乙に通知することとする。

(特設公衆電話の開設)

第3条

1 特設公衆電話の利用の開始については、甲の要請に基づき乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の連絡を行うこととする。

2 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第4条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し利用を終了した場所の連絡を行うこととする。

(屋内配線の維持管理等)

第5条

1 甲は、乙が設置した屋内配線(モジュージャックを含む。以下同じ。)を、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 甲の故意または重過失により屋内配線を破損した場合、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

3 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

〈第2章 第6節〉

4 甲は、屋内配線の設置場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(接続試験の実施)

第6条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、接続試験を実施することに努めるものとする。

(設置場所の公開)

第7条 甲及び乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲及び乙のホームページ等で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第8条

1 甲は、第3条に規定する特設公衆電話の開設及び第6条に規定する接続試験の実施を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第9条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年5月9日

(甲)福岡県中間市中間一丁目1番1号

福岡県中間市

中間市長

(乙)北九州市小倉北区古船場町5番12号

西日本電信電話株式会社

北九州支店長

《大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書》

九州地方知事会（以下「甲」という。）と九州市長会（以下「乙」という。）は、平成28年熊本地震の教訓を活かし、今後起こりうる大規模災害に備えるため、防災先進地域「九州」を築くことを目指して、相互に連携した広域応援活動と受援体制整備の実施について、次のとおり覚書を締結する。

1. 緊密な連携による迅速かつ切れ目のない被災地支援

- (1) 甲及び乙は、大規模災害が発生した際は、双方の強みを活かしながら緊密に連携し、迅速かつ切れ目のない被災地支援を行う。
- (2) 乙の構成市は、甲の構成県が九州・山口9県災害時応援協定第7条に基づき、カウンターパート方式を基本として被災県に対する応援を行う際に、九州各県から要請があった場合には、応援職員を被災市町村へ派遣する。
- (3) 乙は、大規模災害時に被災県庁にリエゾンを派遣して情報収集を行うとともに、構成市からなる即応支援班を被災地へ派遣し、物的支援などのプッシュ型支援を行う。

2. 的確な受援体制の確立

- (1) 甲の構成県は、市町村が受援計画を策定するために必要な支援を行う。
- (2) 乙は、構成市に対し、受援計画の策定を働きかける。

3. 防災対応能力の強化に向けた人材の育成

- (1) 甲の構成県は、優れた危機対応能力を有する人材の育成や、防災訓練等をより積極的に実施する。
- (2) 乙は、優れた危機対応能力を有する人材の育成や、防災訓練等を実施するとともに、構成市に対して、九州各県主催の研修等への積極的な参加を働きかける。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、甲・乙各1通を保有する。

平成29年5月15日

甲 九州地方知事会
会 長

乙 九州市長会
会 長

《災害時における地図製品等の供給等に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、中間市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、中間市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年 8月17日

甲) 福岡県中間市
中間市長

乙) 福岡県福岡市博多区祇園町1-1
株式会社ゼンリン
九州第一エリア統括部
部長

（下水道法第15条の2に基づく協定）

《災害時における復旧支援協力に関する協定》

中間市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は中間市環境上下水道部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部福岡県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年8月23日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会 長

《災害時における応急対策業務に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と中間市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水雪害等による災害が発生し、当該災害が、甲において乙に協力を要請する必要があると認める規模の災害（以下「認定災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、認定災害発生時に、次の各号に掲げる施設の機能の確保及び回復のため、応急対策業務の実施に関し、甲が乙に協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（1）甲が管理する導水管、送水管、配水管

（出動要請）

第2条 甲は、認定災害発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に出動を要請することができるものとする。

（応急対策業務施工者）

第3条 乙は、応急対策業務を実施する工事施工区間又は区域について、あらかじめ応急対策業務を施工する業者（以下「施工業者」という。）を定めなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができる。

2 乙は、必要があると認められるときは、前項の定めにかかわらず、他の工事施工区間又は区域の施工業者に支援出動させることができる。

3 乙は、前2項の工事施工区間又は区域を決定し、又は変更したときは、甲に通知しなければならない。

（要請手続）

第4条 第2条の要請を行う場合の要請手続は、次に掲げる要請の区分に応じ当該各号に定めるところにより行うこととする。

（1）連絡可能な場合の要請 通常の方法が可能な場合は、電話等により乙に出動を要請し、併せて認定災害の場所、被害状況及び工事内容について指示・連絡する。

（2）連絡不可能な場合の要請 認定災害等により電話等が途絶し、連絡が不可能な場合は、甲の要請がない場合であっても、乙の判断により応急復旧が必要かつ可能であると認めるときは、第2条に定める要請があったものとみなし、施工業者に応急対策業務を施工させる。

（協力活動）

第5条 施工業者は、認定災害発生時において、甲から乙への現地調査の要請の有無にかかわらず、自主的にパトロールを実施し、災害状況等を甲に連絡するものとする。

2 施工業者は、中間市職員（以下「職員」という。）の指示に従い、施工するものとする。

3 前項の規定にかかわらず指示する職員がいないときは、施工業者は第1条の趣旨に基づき、施工するものとする。

4 前2項における工事については、実費精算とし、乙は甲に請求することができる。

（着工報告）

第6条 乙は、施工業者が応急対策業務に着手したときは、その状況を速やかに書面により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって報告し、事後書面にて提出するものとする。

（費用の請求）

第7条 第5条第4項の規定により施工業者が一時立て替えた費用については、書面による請求に基づき、協議のうえ支払うものとする。

（災害補償）

第8条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が当該業務に起因する負傷、傷害及び死亡並びに疾病にかかった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとする。

（非優先権）

第9条 応急対策業務を行った施工業者については、本工事施工に際していかなる優先権を与えるものではない。

（協定の期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定を証するため、協定書を2部作成し、甲乙記名押印のうえ、各1部を保管する。

平成29年9月1日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 福岡県中間市中間一丁目6番1号
中間市管工事協同組合
理事長

《中間地区災害復旧に関する覚書》

中間市（以下「甲」という）と九州電力送配電株式会社 八幡配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

1 目 的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震、武力攻撃等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木除去等の道路啓開作業など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2 連絡体制

甲		乙	
中間市役所 安全安心まちづくり課	↔	停電状況等（情報窓口）	広報班（託送業務グループ）
TEL 093-246-2017			TEL 093-662-8423
FAX 093-245-5598			FAX 093-661-4808
中間市役所 建設課		復旧（道路啓開等）	復旧班（配電グループ）
TEL 093-246-6259			TEL 093-662-8384
FAX 093-244-1040			FAX 093-662-8398

（注）・電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。

・停電状況は、原則、九州電力送配電ホームページで確認する。

3 提供する情報

	甲 → 乙	乙 → 甲
非常災害発生前	・道路状況（交通規制他）	・対策部の設置状況
非常災害発生後	・道路状況 通行止め（土砂崩れ、冠水等）、孤立地区の有無、道路啓開計画等 ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況	・道路状況 通行止め、孤立地区の有無等 ・被害状況 倒木等による復旧支障箇所等 ・孤立地区等特別な場合に限り、停電状況、被害状況、復旧状況、復旧見込み

（注）情報連絡は電話又はファックスにより行う。

4 道路啓開

(1) 倒木時等の道路啓開

- ・ 甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。
- ・ ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電气的安全対策を施した上で処理する。
- ・ やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲により処理する。

(2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

- ・ 乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。
- ・ ただし、津波等により、大規模な被害が発生し、乙の設備が付近一帯の瓦礫と同等程度となった場合、甲は乙へ了解なく道路啓開に必要な排除をできるものとする。

5 災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について協力を依頼することができる。

(1) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

- ・ 乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を依頼することができる。
- ・ 上記施設が何らかの事情により使用不能の場合は、乙は甲に対し他の適用可能な施設の借用を依頼することができる。

(2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を依頼することができる。

(3) 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を依頼することができる。

6 施設利用に関するその他の事項

- (1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入らない。
- (2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。
- (3) 乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。
- (4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。
- (5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

7 協力の範囲について

- ・各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

8 その他

- ・この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。
- ・この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。
- ・この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年6月10日

甲 中間市 中間 1 丁目 1 番 1 号

中間市 中間市長

乙 北九州市八幡東区西本町 1 丁目 1 9 番 1 号

九州電力送配電株式会社 八幡配電事業所 所長

《災害時の指定緊急避難場所等利用に関する協定書》

中間市(以下「甲」という。)と学校法人九州電機工業学園希望が丘高等学校(以下「乙」という。)は、甲の区域内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号の災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項の武力攻撃災害(同法第172条第2項の緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に円滑かつ迅速に市民が避難するため、希望が丘高等学校の敷地又は施設の一部(以下「乙の施設」という。)を指定緊急避難場所等として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

(指定緊急避難場所等の指定及び周知)

第1条 甲は、この協定に基づき、乙の施設を、災害対策基本法第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所及び同法第49条の7第1項の指定避難所(以下「避難所」という。)に指定するとともに、市民に周知する。

(敷地及び施設変更の報告)

第2条 乙は、乙の施設の増改築等その他の事情によりこの協定による避難所の範囲、面積等に変更が生じる場合又は、乙の施設の使用が不可能となる場合は、遅滞なく甲に連絡するものとする。

(利用の要請)

第3条 災害時等においては、甲は、中間市災害対策本部若しくは中間市国民保護対策本部又はこれらに準ずる組織を設置し、乙に対して、乙の施設を避難所として利用することについて要請することができる。

2 前項の要請は、指定緊急避難場所等利用要請書(別記第1号様式。以下「要請書」という。)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

3 前項の方法による要請がない場合においても、避難者が避難してきたことを現認した場合は、乙は、甲からの要請があったものとみなし、避難所を開設するものとし、甲にその旨通報するものとする。この場合において、甲は、事後に、要請書を乙に交付するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、避難所の開設に協力するものとする。ただし、真にやむを得ない事情により当該要請に応じることができない場合は、この限りでない。

(開設期間)

第5条 この協定に基づく避難所の開設期間は、災害が発生するおそれ又は災害が発生した時から避難者の安全が確保され、避難者が帰宅できるようになるまで又は災害の危険性がなくなるまでの期間とする。ただし、災害等の状況によりこれを超えて利用することが必要と認められる場合は、甲乙協議の上決定する。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく、乙の施設の使用料は無料とする。

2 この協定に基づく避難所を閉鎖するときは、甲の責任において、乙の施設の原状回復を行うものとし、その費用は甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、前条第2項の規定による乙からの正当な請求書を受領したときは、甲の会計規則その他関係法令に則り、その費用を速やかに支払わなければならない。

(平常時の協力)

第8条 乙は、平常時に甲又は地域の自主防災組織等が実施する防災又は国民保護に関する訓練等に協力するよう努めるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、災害時の指定緊急避難場所等利用に関する協定書締結に伴う緊急連絡票(別記第2号様式)により相互に通知するものとする。また、変更があった場合についても同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の3月前までに甲乙のいずれからも異議の申出がないときは、更に1年間期間を延長するものとし、以降もこの例に従う。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年9月13日

「甲」 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

「乙」 福岡県中間市土手ノ内三丁目19番1号
学校法人 九州電機工業学園
希望が丘高等学校校長

《防災パートナーシップに関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と九州朝日放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害及び防災に関する情報の放送並びに平常時における災害予防対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中間市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙の協力を得て迅速に災害及び防災に関する情報を周知すること等により、災害による被害の軽減を図り、もって住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発その他の事故等により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、災害及び防災に関する情報の放送（以下「放送」という。）を行う必要があると認めるときは、乙に対し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第4条 甲は、前条の規定により放送を要請するときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した甲が別に定める災害情報放送要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）をFAX又は電子メール等により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対し、口頭又は電話により放送を要請することができる。

- (1) 災害の種類
- (2) 放送の要請の理由
- (3) 放送を求める事項
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 前項ただし書の規定により口頭又は電話により放送の要請を行ったときは、甲は、当該要請後に、遅滞なく要請書を送信するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、前2条の規定により甲から要請を受けたときは、直ちに当該要請に係る放送の形式、内容、時刻等を決定し、放送するように努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による放送を原則として無償で行うものとする。

（平常時の取組）

第6条 乙は、平常時において、甲が実施する災害予防対策のため甲に対し災害に関する映像を提供する等、乙の可能な範囲で協力する。

2 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害予防対策に資する報道活動を行うときは、乙に対し甲の所有する映像や資料を提供する等、甲の可能な範囲で協力する。

（運用確認書）

第7条 甲及び乙は、放送の要請を円滑に行うとともに、放送を迅速かつ的確に行うため、相互の連絡責任者、連絡先、通信方法等を記載した防災パートナーシップに関する協定書の運用確認書（別記第2号様式。以下「確認書」という。）を、協議の上作成するものとする。

2 甲及び乙は、確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて、協議の上確認書を更新するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定は、その締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書によりこの協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成31年3月13日

甲 中間市中間一丁目1番1号

福岡県中間市

代表者 中間市長

乙 福岡市中央区長浜一丁目1番1号

九州朝日放送株式会社

代表取締役社長

《中間市防犯カメラシステム支援自動販売機及び防犯カメラの
設置及び管理に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人元気種つと（以下「乙」という。）とは、防犯カメラシステム支援自動販売機（以下「支援自販機」という。）及び防犯カメラの設置及び管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第5条 この協定は、乙が設置する支援自販機の売上げにより中間市内に防犯カメラを設置し、甲の安全安心なまちづくりを支援することを目的とする。

（設置）

第6条 乙は、甲が指定する場所に乙が指定する飲料メーカーの支援自販機を設置し、乙の自己管理の下に商品を販売する。

2 乙は、支援自販機の売上げに応じた個数（具体的個数は甲乙協議により別途定める。）の防犯カメラを甲が指定する場所に設置する。

（防犯カメラの所有権）

第3条 乙が設置した防犯カメラの所有権は甲に帰属する。ただし、運用に必要な消耗品に交換やメンテナンス等は乙が行うものとする。

（遵守事項）

第4条 乙は、前条に基づき支援自販機及び防犯カメラを設置するときは、次の第1号から第2号及び第5号に掲げる事項を遵守し、また第1号から第4号に掲げる事項を乙が指定する飲料メーカーに遵守させなければならない。

（1）中間市行政財産使用料条例施行規則（昭和61年中間市規則第7号）第6条第1項の規定による行政財産の使用許可を受けること。

（2）設置場所を変更する必要がある場合には、甲の承認を得ること。

（3）支援自販機を自動販売機メーカー据付基準及び日本工業規格据付基準に基づき設置すること。

（4）支援自販機と併せて空缶等の回収箱を設置すること。

（5）中間市防犯カメラの管理及び運用に関する要綱（平成25年中間市告示第2号）に従って管理及び運用すること。

（施設への立入り）

第5条 乙は、支援自販機の商品の補充、代金の回収、保全修理その他維持管理（以下「支援自販機の維持管理等」という。）のために甲が指定する施設に立ち入ることができる。乙が維持管理等を委託した第三者も同様とする。

(維持管理)

第6条 支援自販機の維持管理等及び空缶等の回収並びに防犯カメラの維持管理は、乙の責任において、乙及び乙が維持管理等を委託した第三者が行うものとする。ただし、支援自販機及び防犯カメラの故障、不具合等が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、当該故障、不具合等の修理等に係る費用は、甲が負担する。

2 甲は、支援自販機及び防犯カメラの保全及び維持に協力するとともに、故障発生時には直ちに乙に通報するものとする。

(費用負担)

第7条 支援自販機の設置に伴う電気使用については、乙の責任において、乙の指定する飲料メーカーに直接電力会社と契約させるものとする。ただし、直接電力会社と契約できない場合は、当該支援自販機に係る電気料を甲に納付するものとする。また、防犯カメラの電気料については甲の負担とする。

2 支援自販機及び防犯カメラの設置及び撤去に係る費用は、全て乙の負担とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の6月前までに甲乙いずれからも書面による協定の解除又は変更の意思表示がない場合は、この協定の有効期間を翌年度1年間継続し、以後も同様とする。

(協定の解除又は変更)

第9条 甲は、乙がこの協定に違反したとき、又は甲がこの協定の目的を達成することができなくなったと認められたときは、前条の規定にかかわらず、この協定を解除し、又は変更することができる。

(暴力団関与の場合の解除権)

第10条 乙又は乙の使用人(支店若しくは営業所(常時物品等供給契約を締結する事務所をいう。))を代表する者で役員を除く。)について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、この契約を継続することが適当でないと認められるときは、甲は、契約を解除することができる。

(原状回復義務)

第11条 乙は、この協定の有効期間が満了したとき、又はこの協定が解除されたときは、支援自販機を撤去するとともに、各設置場所を原状回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第12条 乙は、支援自販機及び防犯カメラの設置及び運営に伴い、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(情報の取扱い)

第13条 乙は、この協定の履行を通じて取得する全ての情報を秘密とし、国内の関係法規に従い適正に取り扱わなければならない。この協定が解除され、又は有効期間が満了した後においても同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、この協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(疑義等の決定)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年4月1日

「甲」 福岡県中間市中間一丁目1番1号

福岡県中間市

中間市長

「乙」 福岡県福岡市中央区高砂一丁目2番4号C-SABLEビル2階

特定非営利活動法人 元気種と

理事長

《災害発生時における中間市と中間市関係郵便局の協力に関する協定》

福岡県中間市(以下、「甲」という。)と中間市関係郵便局(以下、「乙等」という。)
は、甲の区域内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙等が相互に協
力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第22
3号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙等は、甲の区域内に災害が発生し、次の事項について必要が生じ
た場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便
配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙等が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成
した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時における次に掲げる郵便業務
に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙等が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提
供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び乙等の従業員(臨時に乙等の指
揮により当該事業を行う者を含む。)による郵便物の取集・交付等並びにこ
れらを実行するための別添1、別添2による避難者情報確認シート又は転
居届の配布・回収・その他の必要な事項
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙等は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、
業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条の規定による協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙等協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙等は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙等は、相互の防災計画の状況、第2条に規定する協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 中間市総務部安全安心まちづくり課長

乙等 日本郵便株式会社 中間中鶴郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙等で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の3月前までに甲乙等のいずれからも書面による異議の申出がないときは、更に1年間期間を延長するものとし、以降もこの例に従う。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙等がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

〈第2章 第6節〉

令和元年 6月 11日

甲 住所 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙等 住所 福岡県中間市中鶴一丁目7番1号
中間中鶴郵便局長

福岡県北九州市八幡西区八枝四丁目3番21号
八幡南郵便局長

福岡県中間市中間一丁目7番1号
中間郵便局長

福岡県中間市東中間二丁目7番3号
中間徳若郵便局長

福岡県中間市鍋山町13番8号
中間通谷郵便局長

福岡県中間市土手ノ内三丁目11番1号
中間土手の内郵便局長

福岡県中間市上底井野836番地4
底井野郵便局長

《福岡県防災・行政情報通信ネットワークの管理運営に関する協定書》

福岡県防災・行政情報通信ネットワークの管理運営について、福岡県（以下「甲」という。）と中間市（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

なお、甲と乙との間において平成15年1月31日付けで締結した「福岡県防災・行政情報通信ネットワークの管理運営に関する協定書」は廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の庁舎に設置した通信設備の管理運用及び経費負担について必要な事項を定めることを目的とする。

（通信設備）

第2条 乙に設置する通信設備の内容は、無線装置、有線設備、空中線設備、電源設備、空中線柱、防災情報端末装置、防災複合機及びこれらを接続するケーブル等とする。

（管理区分及び責任）

第3条 通信設備の所有権は甲に帰属する。

2 乙は、乙に設置する通信設備を維持管理し、乙の通信設備に係る保守点検は、甲乙共同で行うものとする。

3 乙は、乙に設置する通信設備について盗難、滅失、破損又は機能障害の事態が生じたときは、直ちに甲に報告するものとする。

4 前項に規定する場合において、乙に過失があったときは、乙は、甲の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（運用）

第4条 通信設備の運用は、電波法（昭和25年法律第131号）並びに福岡県防災・行政情報通信ネットワーク管理運営規程及び福岡県防災・行政情報通信ネットワーク管理運営要綱に定めるところによるものとする。

（設置場所の変更）

第5条 乙が、庁舎の移転、改築等による通信設備の移設、変更を行うときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

（経費の負担）

第6条 通信設備の維持管理等に要する経費の分担は、次によるものとする。

- （1） 電波法の規定による免許申請手数料、各種検査手数料及び電波利用料は甲が負担する。
- （2） 乙に設置する通信設備の光回線の使用料は甲が負担する。
- （3） 乙に設置する通信設備の保守点検及び保全部品交換に要する費用は甲及び乙が各自2分の1を負担し、乙は乙の負担分を毎年度9月及び3月に甲の請求を待って支払うものとする。ただし、乙による全額負担で設置した通信設備（オプション設備）は乙が負担する。
また、甲は乙に対して毎年9月末日までに次年度の負担見込額を提示することとする。
- （4） 甲の都合により通信設備の移設、変更工事を行う場合は甲が、乙の都合により通信設備の移設、変更工事を行う場合は乙が当該工事に要する経費を負担する。
- （5） 乙が善良な管理を怠ったことにより生じた通信設備の故障復旧に要する経費については乙が負担する。
- （6） 乙に設置する通信設備に係る電気料金、予備電源の燃料費並びに防災複合機用の紙及びインク代その他軽微な消耗品費は乙が負担する。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、協定期間の満了の日の1箇月前までに甲又は乙が相手方に更新拒絶の通知をしない時は、この協定は期間満了後、従来と同一の条件をもって更に1年間その効力を有し、以後も同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定める。

以上の協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月30日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事

乙 中間市
代表者 中間市長

《災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、レンタル機材供給要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を可能な限り優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬する車両を優先車両として通行出来るよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書締結に伴う緊急連絡票（別記第2号様式）により、相互に通知するものとする。また、変更があった場合についても同様とする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の提供等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 8月 26日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
株式会社アクティオ
上席執行役員九州支店長

《災害時における物資供給に関する協定》

中間市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（1）中間市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）中間市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

（1）「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を中間市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

〈第2章 第6節〉

（車両の通行）

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部安全安心まちづくり課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

（担当者名簿の作成）

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 3年 3月 16日

甲 福岡県中間市中間1丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役

《緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書》

中間市（以下「甲」という）と大塚ウエルネスベンディング株式会社（西日本支店扱い：以下「乙」という）と高原ミネラル株式会社（以下「丙」という）は、第3条に定める乙の管理する緊急時解放備蓄型自販機（以下「本自販機」という）の取扱いに関し、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

（甲の権利）

第1条 甲は、本自販機設置場所において災害が発生し、中間市において災害対策本部またはそれに類するものが開設された場合、当該災害の規模により、以下のように本自販機内に在庫された庫内商品（以下「庫内商品」という）を甲の責任で使用できるものとする。ただし使用後は乙及び丙に連絡をする。

	災害の規模	庫内商品使用の条件
1	震度5強以上の地震。	無条件で庫内商品を使用できる
2	気象庁より7つの警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）の内、いずれかが発令された場合。	公共交通機関が途絶し復旧の見込みがなく、且つ施設内に滞留せざるを得ない時庫内商品を使用できる。
3	火山の噴火・大規模停電・テロ等の予期しない災害発生時、ただし事後相談が必要。	公共交通機関が途絶し復旧の見込みがなく、且つ施設内に滞留せざるを得ない時、庫内商品を使用できる。
4	本社や地域本部等開設される「災害対策本部またはそれに類するもの」との通信手段の途絶等の理由により、本部被災現地間での指示命令が出来ない場合は、被災現地施設の責任者の判断をもって災害対策本部とみなす事が出来るものとする。	

（承諾事項）

第2条 丙は、前条の場合、甲が乙から貸与された本自販機の鍵を用いて庫内商品が無償で使用することを承諾する。

2. 甲は、善良なる管理者の注意をもって本自販機の鍵を管理する。

（対象自販機）

第3条 甲乙及び丙は本覚書で対象となる本自販機を別紙のとおりとする。

（庫内商品）

第4条 第2条1項に基づき丙が無償で提供した庫内商品について、丙は提供した本数を速やかに乙に書面にて報告する。乙は丙の報告に基づき、提供本数分を丙に対し補てんするものとする。補てん方法の詳細は乙丙が別途協議のうえ決定する。

（有効期限）

第5条 本覚書は、原覚書の有効期間中有効に存続し、本自販機が撤去された場合は当該撤去日をもって本覚書も当然に終了する。

（協議事項）

第6条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の各条項の解釈に疑義を生じた場合、甲乙丙は誠意を持って協議のうえ解決する。

本覚書締結の証として本書を3通作成し、甲乙丙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 福岡県中間市1-1-1
福岡県中間市
中間市長

乙 福岡県福岡市博多区奈良屋町13-13 2F
大塚ウエルネスペンディング株式会社
西日本支店支店長

丙 福岡県北九州市小倉北区西港94-8
高原ミネラル株式会社
代表取締役

《災害時における応援派遣に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社北九州主管支店（以下「乙」という。）は、災害時における応援派遣に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が甲の要請に基づいて行う災害に対する予防活動、応急対策活動、復旧活動等の応援派遣に関し、必要な事項を定め、災害に対して迅速かつ効果的に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（活動）

第3条 この協定に基づき乙が行う活動の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災知識の普及啓発、防災訓練、防災資機材の備蓄、活動態勢の整備その他の災害予防活動に関すること。
- (2) 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び伝達、災害発生場所における二次災害の防止に関する応急活動、被災者の救出救護、避難及び誘導、災害時要援護者支援、生活救援活動その他の災害応急活動に関すること。
災害時、国や県等から送られてくる救援物資の集積場所での仕分け作業、物資管理及び各避難所への配送協力に関すること。
- (3) 被災者の生活再建の支援、その他の災害復旧活動に関すること。
- (4) 甲は、前項各号に定める活動のうち、必要と認めるものを乙に対して、応援派遣要請書（別記様式1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。
- (5) 乙は、甲の要請があったときは、可能な限り要請の受けた活動を行うよう努めるものとする。

（連絡窓口）

第4条 この協定に関する連絡窓口は、災害時における応援派遣に関する協定書締結に伴う緊急連絡票（別記第2号様式）により、相互に通知するものとする。
また、変更があった場合についても同様とする。

（経費の負担）

第5条 前条の規定に基づき行う活動に要する経費は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の期間は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲乙いずれかから文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 4月28日

甲 中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 福岡県北九州市小倉南区葛原東5-15-1
ヤマト運輸株式会社北九州主管支店
主管支店長

《水害による緊急時の避難先としての 県営住宅の空き住戸活用に関する基本協定書》

中間市（以下「甲」という。）と福岡県（以下「乙」という。）は、水害により、住民が緊急かつ一時的に避難する先（以下「緊急時の避難先」という。）として県営住宅の空き住戸を活用することに関し、協定を次のとおり締結する。

※緊急時の避難先：水が引いて、甲が地域防災計画で指定する避難場所等へ移転等が可能になった場合は、使用を終了する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲乙が協力して、水害による緊急時の避難先として、県営住宅の空き住戸を活用することで、県民の安全・安心を確保することを目的とする。

（提供住戸）

第2条 乙は、甲から依頼のある地域の県営住宅の空き住戸のうち、緊急時の避難先として提供可能な住戸の情報を甲へ提供し、甲と乙は情報を共有する。

（提供住戸の活用）

第3条 乙は、提供住戸の活用に係る使用料は徴しない。なお、提供住戸を活用する際の運用については、別途定める。

（紛争の解決）

第4条 提供住戸の活用にあって、紛争が発生したときは、甲乙は協力して解決に努めるものとする。

（協議）

第5条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間については、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

〈第2章 第6節〉

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和3年6月7日

甲 中間市
代表者 中間市長

乙 福岡県
代表者 福岡県知事

《災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は中間市内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（協定物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し後日物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式第2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

〈第2章 第6節〉

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は、協定の日から1年とする。ただし、有効期限の満了日の1ヶ月前までに、甲又は、乙のいずれかからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定についての疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年7月15日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長

《災害時における消毒液類の調達及び供給に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と株式会社ラジカルラボ九州（以下「乙」という。）は、災害時における消毒液類の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中間市内で地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、被災者又は甲に対して速やかに必要な消毒液類を供給し、避難所等の衛生環境を整えることを目的とする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において消毒液類を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な消毒液類の供給を要請することができる。

（調達消毒液類の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する消毒液類の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が保有する消毒液類とする。

（1）別表に示す消毒液類

（2）その他、甲が要請し、乙がその要請に応じ、供給できる消毒液類

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する消毒液類名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における消毒液類の供給に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（消毒液類の供給協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、消毒液類の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、消毒液類の供給をした場合は、納付書を添え必要数量納入するものとする。

（引渡し等）

第6条 消毒液類の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により消毒液類を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した消毒液類の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

ただし、乙は、消毒液類の種類、数量に応じて、甲へ可能な範囲で寄贈するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 消毒液類の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び消毒液類の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（訓練）

第10条 甲は、この協定が円滑に機能するため、甲の実施する防災訓練等に、乙の参加を求めることができるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年6月30日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 佐賀県唐津市相知町中山3523番地1
株式会社ラジカルラボ九州
代表取締役社長

《災害時等における応援派遣に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と九州福山通運株式会社北九州南支店（以下「乙」という。）は、甲が行う災害時等の復旧活動又は復興活動に関し、乙が支援できるものについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時等の復旧活動又は復興活動のため、乙が支援できるものについて、その実施内容、費用負担等を定め、もって住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（要請の方法）

第2条 甲は、乙に対して、災害時における応援派遣要請書（別記第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

（支援事項）

第3条 第1条の目的を達成するため、甲は乙に対し次の支援を要請することができる。この場合において、乙は甲の支援を行うものとする。

（1） 救援物資、支援物資その他の物資（この項において「物資」という。）の集積場所での仕分け及び管理に関すること。

（2） 前号の物資を甲が指定する避難場所又は避難所に運搬すること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする支援に関すること。

2 乙は、甲と協議の上、前項各号の支援事項を乙のグループ会社に行わせることができる。この場合において、当該グループ会社が行う支援事項は全て乙が行ったものとみなす。

（費用負担）

第4条 前条に規定する支援に要する費用は、原則として、甲が支援要請を行う前に甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、災害等により当該協議が行うことができないときは、災害等が発生する前の正常な価格をもって、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第5条 乙は、第3条に規定する支援事項を実施する場合において、当該支援に従事する者が当該支援に起因する負傷、傷害及び死亡並びに疾病にかかった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙の責任において対処するものとする。

（緊急時の連絡体制）

第6条 甲及び乙は、災害時における応援派遣に関する協定書締結に伴う緊急連絡票（別記

第2号様式）により相互に通知し、変更が生じた場合は速やかに報告するものとする。

（遵守事項）

第7条 乙は、この協定に定めるもののほか、法令等を遵守すること。

2 乙は、中間市と事業者等との包括連携協定に関する要綱（令和4年中間市告示第44号）を遵守すること。

（協定の解除）

第8条 甲は、乙が前条に規定する遵守事項に違反したときは、この協定を解除することができる。この場合において、甲はその責めを負わないものとし、すべて乙の負担において解決するものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月7日

「甲」 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

「乙」 福岡県中間市大字上底井野1128番地6
九州福山通運株式会社 北九州南支店
支店長

《安全安心なまちづくりと地域活性化のための包括連携協定書》

中間市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、甲が行う安全安心なまちづくりと地域活性化のために、乙が支援できるものについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う安全安心なまちづくりと地域活性化のため、乙が支援できるものについて、その実施内容、費用負担等を定め、もって住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（支援事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲は乙に対し次の支援を要請することができる。この場合において、乙は甲の支援を行うものとする。

- （1） 災害支援に関すること。
- （2） 交通安全支援に関すること。
- （3） 観光振興支援に関すること。
- （4） イベント運営支援に関すること。
- （5） 買い物支援に関すること。
- （6） 見守り支援に関すること。
- （7） 医療支援に関すること。
- （8） ふるさと納税支援に関すること。
- （9） 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする支援に関すること。

2 乙は、甲と協議の上、前項の支援事項を乙のグループ会社に行わせることができる。この場合において、当該グループ会社が行う支援事項は全て乙が行ったものとみなす。

（費用負担）

第3条 第2条に規定する支援に要する費用は、原則として、甲が支援要請を行う前に甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、災害等により当該協議が行うことができないときは、災害等が発生する前の正常な価格をもって、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第4条 乙は、第2条に規定する支援事項を実施する場合において、当該支援に従事する者が当該支援に起因する負傷、傷害及び死亡並びに疾病にかかった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙の責任において対処するものとする。

（緊急時の連絡体制）

第5条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制を相互に確認し、変更が生じた場合は速やかに報告するものとする。

（遵守事項）

第6条 乙は、この協定に定めるもののほか、法令等を遵守すること。

2 乙は、中間市と事業者等との包括連携協定に関する要綱（令和4年中間市告示第44号）を遵守すること。

（協定の解除）

第7条 甲は、乙が前条に規定する遵守事項に違反したときは、この協定を解除することができる。この場合において、甲はその責めを負わないものとし、すべて乙の負担において解決するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年 4月 1日

「甲」 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

「乙」 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目12番5号
佐川急便株式会社九州支店
支店長

《災害時における車両の使用に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）とクーテック（以下「乙」という。）は、中間市内で災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は甲が実施する防災避難訓練（以下「災害時等」という。）において、乙が所有する車両（これらに附帯する設備を含む。）（以下「車両」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、乙が所有する車両を使用するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（貸出要請）

第2条 甲は、災害時等に、乙が所有する車両を使用する必要があるときは、乙に対し口頭又は書面により貸し出しを要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、貸し出しの要請を受けたときは、速やかに車両を準備し、甲に貸し出すものとする。

（使用開始）

第3条 甲は、前条第2項の規定により、乙から車両を借り受けたときから使用を開始したものとみなす。

（車両の返却）

第4条 甲は、車両を使用する必要がなくなったときは、速やかに乙に返却するものとする。

（使用期間）

第5条 車両の使用期間は、甲が第3条の規定により使用を開始したときから前条の規定により返却したときまでとする。

（車両の管理）

第6条 甲は、前条に規定する使用期間において、善良な注意義務をもって、盗難、損壊等がないよう管理をしなければならない。

2 前条に規定する使用期間において、車両の走行に支障となる不具合が生じた場合には、速やかに乙に連絡するとともに、乙は速やかに車両を引き取り修繕等を行うものとする。

（費用負担）

第7条 第5条に規定する使用期間中のレンタカーの使用料金、休業補償料金、自動車賠償責任保険、車両保険その他一切の費用はすべて乙の負担とする。ただし、燃料費は甲の負担とする。

（交通事故等の対応）

第8条 第5条に規定する使用期間中に交通事故等が発生した場合にあっては、すべて乙が加入する保険によって処理するものとする。

- 2 甲は、使用期間中に発生した交通事故等の処理を円滑に進めるため、乙に協力しなければならない。

（原状回復）

第9条 第5条に規定する使用期間中に、善良な管理注意義務を払わなかったこと等甲の責めにより車両を破損させたときは、甲の負担で原状に復するものとする。

- 2 前項に規定する破損が甲であるものと判断し難い場合には、甲乙協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

（災害補償）

第10条 乙は、この協定における業務を遂行するに当たり、業務に従事する者が当該業務に起因する負傷、傷害及び死亡並びに疾病にかかった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙の責任において対処するものとする。

（報告義務）

第11条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制を相互に確認し、変更が生じた場合は速やかに報告するものとする。

- 2 乙は、車両の構造等に変更が生じたとき又は施設等の所有権を第三者に移転しようとするときは、速やかに甲に報告するものとする。

（遵守事項）

第12条 乙は、この協定に定めるもののほか、法令等を遵守すること。

- 2 乙は、中間市と事業者等との包括連携協定に関する要綱（令和4年中間市告示第44号）を遵守すること。

（協定の解除等）

第13条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの協定を解除することができる。

- （1）乙がこの協定に違反したとき。
- （2）乙の協定内容の処理が不相当と甲が認めたとき。
- （3）乙がこの協定を履行することができないと甲が認めたとき。

（暴力団関与の場合の解除権）

第14条 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又は乙の使用人（支店若しくは営業所を代表する者で役員を除く。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、この契約を継続することが適当でないと認められるときは、甲は、協定を解除することができる。

（協定の解除）

第15条 甲は、第13条及び前条に規定する事項に違反したときは、この協定を解除することができる。この場合において、甲はその責めを負わないものとし、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。また、すべて乙の負担において解決するものとする。

（協定の期間）

第16条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年6月12日

「甲」 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

「乙」 福岡県中間市大字垣生1278番地の5
クーテック

《学校法人福原学園と中間市との災害時の被災者支援に関する協定書》

学校法人福原学園（以下「甲」という。）と中間市（以下「乙」という。）は、災害時の被災者支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が有する人材、施設等を活用することで、災害時の被災者支援の充実に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲乙が連携・協力する事項は、次のとおりとする。

- （1） 遠賀川堤防決壊等の大規模災害発生時における甲の学園施設（以下「錬成館」という。）の提供に関すること。
- （2） 災害時における錬成館及び乙が開設する避難所等への学生等のボランティアの派遣に関すること。
- （3） その他甲乙が必要と認める事項に関すること。

（協議事項）

第3条 連携・協力事項の詳細等については、甲乙が個別に協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定書は、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙の一方又は双方から連携・協力の終了の申し入れがない限り、その効力は、継続するものとする。

令和5年7月21日

「甲」

北九州市八幡西区自由ヶ丘1番1号
学校法人 福原学園
理事長

「乙」

福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

《災害時等におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）とオーリック（株）ダスキンレントオール北九州イベントセンター（以下「乙」という。）とは、中間市内で災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は武力攻撃事態等（以下総称して、「災害時等」という。）の場合における、レンタル機材及び資材の提供（以下「資機材提供」という。）について、次のとおりこの協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における資機材提供に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 資機材の提供、運搬、設置、配置、撤去等作業
- （2） 資機材の優先供給
- （3） 前2号に定めるもののほか、甲及び乙が協議し、決定した事項

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 要請を行った者の職名・氏名及び連絡先電話番号
- （2） 電話、FAX等による要請日時
- （3） 要請理由
- （4） 資機材提供の期間
- （5） 資機材提供の場所
- （6） 要請内容（提供を希望する資機材名及び数量）
- （7） その他必要な事項

（要請に伴う措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、事業運営に支障のない範囲において、前条第1項に定める資機材提供等を行うものとする。

2 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た上で、資機材提供等の一部を第三者に再委託することができるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。この場合において、再委託先の行為については、乙が甲に対して一切の責任を負うものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、資機材提供等を行ったときは、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書（別記第2号様式）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 要請書番号及び日時

- (2) 報告担当者の職名・氏名及び連絡先電話番号
- (3) 要請理由
- (4) 履行の場所
- (5) 資機材提供の期間
- (6) 提供した資機材の数量
- (7) その他必要な事項

(費用負担)

第5条 甲は、第2条第2項第4号の資機材提供の期間が満了し、乙が当該資機材を撤去した場合は、乙の正当な請求に基づき、甲乙協議の上、支払うものとする。

2 前項の支払いに当たり、乙が請求する費用は、災害時等が発生する直前の費用でなければならない。

(災害補償)

第6条 乙は、この協定における業務を遂行するに当たり、業務に従事する者が当該業務に起因する負傷、傷害及び死亡並びに疾病にかかった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙の責任において対処するものとする。

(報告義務)

第7条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制を相互に確認し、変更が生じた場合は速やかに報告するものとする。

(遵守事項)

第8条 乙は、この協定に定めるもののほか、法令等を遵守すること。

2 乙は、中間市と事業者等との包括連携協定に関する要綱（令和4年中間市告示第44号）を遵守すること。

(協定の解除等)

第9条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの協定を解除することができる。この場合において、甲はその責めを負わないものとし、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。また、すべて乙の負担において解決するものとする。

- (1) 乙がこの協定に違反したとき。
- (2) 乙がこの協定内容にかかる処理が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙がこの協定を履行することができないと甲が認めたとき。

(暴力団関与の場合の解除権)

第10条 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又は乙の使用人（支店若しくは営業所を代表する者で役員を除く。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、この契約を継続することが適当でないと認められるときは、甲は、この協定を解除することができる。

〈第2章 第6節〉

(協定の期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも相手方に対して、文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年9月1日

「甲」 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

「乙」 福岡県北九州市小倉北区中島1丁目18-24
オーリック株式会社
ダスキンレントオール北九州イベントセンター
代表取締役社長

《災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書》

中間市(以下「甲」という。)と株式会社デベロッパ(以下「乙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は、特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となって行うものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、移動式宿泊施設等の提供要請書(別記第1号様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、FAX、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は、甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案した上で、甲と乙とが協議し、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

〈第2章 第6節〉

（移動式宿泊施設等の破損等の対応）

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

（緊急連絡票の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる緊急連絡先を協定締結後速やかに緊急連絡票（別記第2号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも、この協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年1月18日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役

《中間市とG Z キャピタル株式会社との災害時の被災者支援に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）とG Z キャピタル株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の被災者支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が有する施設等を活用することで、災害時の被災者支援の充実に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲乙が連携・協力する事項は、次のとおりとする。

- （1） 遠賀川堤防決壊等の大規模災害発生時における乙の施設の提供に関すること。
- （2） その他甲乙が必要と認める事項に関すること。

（協議事項）

第3条 連携・協力事項の詳細等については、甲乙が個別に協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定書は、協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙の一方又は双方から、連携・協力の終了の申し入れがない限り、その効力は、継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ1通を保管するものとする。

令和6年5月31日

「甲」

福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

「乙」

福岡県北九州市八幡西区美吉野町16番
G Z キャピタル株式会社
代表取締役

《排水ポンプ車が「県管理河川に関係する浸水被害以外」に対して出動した場合に
要する費用負担に係る協定書》

福岡県知事(以下「甲」という。)と中間市長(以下「乙」という。)は、福岡県排水ポンプ車管理運用要領第12条第2項による費用負担について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県排水ポンプ車管理運用要領第12条第2項による費用負担について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「排水ポンプ車」とは、甲が管理する排水ポンプ車をいうものとする。

(出動に要する費用の負担)

第3条 乙から甲への排水ポンプ車の出動要請に基づき、排水ポンプ車が県管理河川に関係する浸水被害以外に対して出動した場合は、甲は乙に出動に要した費用の負担を求めることができるものとする。

2 甲は、前項による乙の負担する額(以下「負担金」)が確定した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

3 乙は、負担金を甲の発行する納入書により納入することを原則とするが、協議により納入書以外の方法とすることも可能とする。

(権利義務の承継)

第4条 この協定の締結後において組織の変更があった場合においては、それぞれこの協定に基づく権利義務をその承継者に引き継ぐものとする。

(協定事項外の協議)

第5条 この協定に定めがない事項及びこの協定について疑義が生じたとき又はこの協定の内容を変更しようとするときは、甲乙が協議して決定するものとする。

(協定の効力)

第6条 この協定は協定締結日から効力を発するものとする。

〈第2章 第6節〉

この協定締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年7月16日

甲 福岡県知事

乙 中間市長

《中間市と株式会社新生堂薬局との包括的連携に関する協定書》

中間市（以下「甲」という。）と株式会社新生堂薬局（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもとに、協働による活動を推進し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 生活習慣病予防と健康管理の推進に関すること。
- (2) 防災及び災害時の支援に関すること。
- (3) 地域活性化の推進に関すること。
- (4) 共生社会づくりの推進に関すること。
- (5) こどもの健全育成に関すること。
- (6) その他、甲乙が合意し、前条の目的達成に必要と認めること。

（連携事項の実施）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる事項を円滑に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組の内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途決定する。

（秘密等の保持）

第4条 甲と乙は、連携事項の実施にあたり知り得た相手方の情報及び第三者の個人情報を、相手方の承諾なく第三者に提供若しくは漏えいし、又は第1条の目的以外に使用してはならない。

2 甲と乙は、この協定の終了等により効力を失った後においても、前項の規定による秘密等の保持の義務を負う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとし、有効期間満了日の1月前までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、この協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲と乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年9月27日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 福岡県福岡市南区中尾三丁目12番17号
株式会社新生堂薬局
代表取締役社長

《中間市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地域の安全安心に関する連携協定》

中間市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の安全安心の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の安全安心の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

(1)地域・暮らしの安全・安心に関すること。

(2)防災・災害対策に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

〈第2章 第6節〉

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年9月18日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市

中 間 市 長

乙 福岡県福岡市博多区住吉二丁目9番2号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

九州・沖縄地域担当 執行役員

《災害時等における無人航空機による協力に関する協定書》

福岡県中間市（以下「甲」という。）と株式会社 スカイアローズ（以下「乙」という。）は、災害時等における無人航空機による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき乙が行う活動、復興支援及び対策支援について、甲が乙の協力を得て、無人航空機による災害対応活動を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時等において、甲の要請に基づき、被災状況等の情報収集、要救助者の探索、避難支援、物資の運搬その他甲が必要と認める支援活動を行うものとする。

2 前項に定める活動のうち、法令により許可又は承認を要するものについては、乙が関係法令に基づき適正に手続きを行うものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、前条第1項に規定する協力を要請するときは、協力活動要請書（別記第1号様式。）をもって行うものとする。

2 甲及び乙は、協力の内容が航空法その他関係法令に適合していることを確認し、必要に応じて関係省庁及び地方公共団体に申請又は協議を行うものとする。

（協力活動の留意事項）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める協力を実施する際、次の各号を遵守するものとする。

（1）協力の内容について、無人航空機の運航場所・時間、運航する機体の状況、操縦する人員の状況、航空法その他関係法令に基づく必要な許可・承認、天候等の気象条件、連絡体制等を十分に協議し、安全・適正に無人航空機を運航すること。

（2）無人航空機の運航は、第三者の所有権その他権利を十分に考慮すること。

（3）無人航空機により情報等を収集する際は、第三者の肖像権その他プライバシー等を十分配慮すること。

（4）甲乙協議なく無人航空機を運航しないこと。

（映像等の所有権）

第5条 この協定に基づく協力により得られた映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 甲が当該映像・画像等を第三者に提供する場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

3 乙は、甲の許可を得た上で、自社の技術検証又は広報目的に限り、当該映像・画像等

を利用できるものとする。

（災害時の情報共有）

第6条 甲及び乙は、協力の実施期間中に得た情報を相互に提供し、情報の共有化に努めるものとする。

2 乙は、甲が関係行政機関に対し、防災に関する必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

（責任負担）

第7条 第2条に基づく協力活動において発生した事故等（第三者に損害が生じた場合を含む。）に関する責任は、乙が負うものとする。ただし、事故等の原因が甲に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、この協定の運用に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決を図るものとする。

（費用負担）

第8条 第2条に定める協力の実施に要する費用については、甲乙協議の上決定する。

2 防災訓練等、災害時以外の協力については無償とする。ただし、特別な費用が発生する場合は、甲乙協議のうえ定める。

（連絡体制の確認）

第9条 第2条の協力を円滑に実施するため、甲乙間の連絡体制を相互に確認する。

2 甲及び乙は、連絡先に変更があった場合、速やかに相手方へ通知する。

（平常時の取組み）

第10条 甲及び乙は、無人航空機の運用方法及び必要な申請等について、平常時から適宜確認を行うものとする。

2 乙は、この協定による協力の活動が円滑に行われるよう、甲が実施する防災訓練等に可能な範囲で協力するものとする。

（協力の報告）

第11条 甲は、第2条の協力活動が完了したときは、速やかに乙へ文書等により報告する。

（守秘義務）

第12条 乙は、第2条に掲げる協力活動の実施中に知り得た個人情報、行政情報及び法人情報を、相手方の事前承諾なしに第三者に漏えいしてはならない。

〈第2章 第6節〉

（協定期間等）

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、期間満了の30日前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、期間満了の日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、相手方が本協定に違反し、又は不法行為等により本協定の目的を達成できないと認めた場合、書面により本協定を解除することができる。

3 前項の規定により解除した場合、解除により生じた損害については、相手方にその責を問わない。

（協議）

第14条 本協定の実施に関し必要な事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定書の保管）

第15条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

（協定書の発効）

第16条 この協定は、締結の日から効力を有する。

令和7年12月18日

（甲）福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

（乙）福岡県中間市長津一丁目3番11号
株式会社 スカイアローズ
代表取締役CEO

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

中間市(以下「甲」という。)と福岡県行政書士会(以下「乙」という。)は、中間市内において大規模な地震、風水害、火災等や感染症等の疾病が発生した場合(以下「災害時」という。)における、被災者支援のための行政書士業務(以下「行政書士業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 災害時において、甲が行政書士業務の必要があると認めたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

(行政書士業務の範囲)

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談センターの開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

(要請手続等)

第4条 第2条の要請は、「協力要請書」（別紙様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、電話等によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、第1項の要請を受けたときは、速やかに「協力要請確認書」（別紙様式第2号）を提出するとともに、その要請を実施するために必要な措置を講じるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

3 乙は、要請を受けた行政書士業務が終了したときは、速やかに「協力結果報告書」（別紙様式第3号）により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請による行政書士業務で必要となった経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲、乙の協議によるものとする。

(相談者の費用負担)

第6条 甲の要請による行政書士業務において、相談者は負担を負わない。ただし、行政書士業務上生じる印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等は、相談者の負担とする。

(損害の補償)

第7条 甲の要請による行政書士業務により、乙、乙の会員又は第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、乙に過失がない場合は、この限りではない。

(協力体制の確保)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、あらかじめ相互の調整を行う業務責任者を定め、平常時から防災に関する情報交換に努めるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第10条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年2月5日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 福岡県福岡市博多区東公園2番31号
福岡県行政書士会
会長

災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定書

中間市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本RV協会（以下「乙」という。）は次のとおり、災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、中間市において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合や、防災訓練等を実施する際に要するキャンピングカーの提供に関し必要な事項を定め、被災地等における効率・効果的な救援活動の確保および、中間市の防災対策を図ることを目的とする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合や防災訓練等の実施に際し、キャンピングカーを調達する必要があると認めるときは、乙に対し、キャンピングカーの提供を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行う場合、「災害時におけるキャンピングカーの貸与要請書（第1号様式）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに要望書を提出するものとする。

（提供活動の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、キャンピングカーの提供に努めるものとする。

2 キャンピングカーの提供方法については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

3 乙が甲に貸与したキャンピングカーの返却時期及び返却場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（提供活動の報告）

第4条 甲は、前条の提供を受けたときは、救援活動業務の終了後速やかに、「災害時におけるキャンピングカー等の貸与報告書（第2号様式）」により乙に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 貸与期間中のキャンピングカーに係る費用（レンタル料、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 次のキャンピングカー提供に係る費用は、乙が負担するものとする。

- (1) キャンピングカーの運搬、設置及び撤去に関する経費
- (2) 貸与したキャンピングカーのメンテナンスに関する経費
- (3) 自動車保険に関する経費

(補償)

第6条 貸与期間中に生じたキャンピングカー等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくはキャンピングカー等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第7条 甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(平時の取組)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平時から災害対応情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、平時においてもキャンピングカーの災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

3 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

4 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

5 甲は、キャンピングカー提供時の駐車スペースにも有効な「RVパーク」の開設について積極的に検討するものとする。

(連絡責任者)

第9条 支援を円滑に行うため、甲、乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に通知するものとする。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の日前1ヶ月までに甲又は乙から文書をもって協定を延長しない旨の通知がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

（協定解約）

第11条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに文書によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月20日

甲 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目7番19号
一般社団法人 日本RV協会
会 長

2章6節 広域応援体制整備計画

自治体間等応援協定

協定名称	協定締結先	協定年月日	協定概要	地域防災計画 資料編該当P
北九州市、中間市消防相互応援協定書	北九州市	S 40年4月1日	消防力の提供	2.6.1
中間市、鞍手町消防相互応援協定書	鞍手町	S 40年12月1日	消防力の提供	2.6.2
中間市・水巻町消防相互応援協定書	水巻町	S 40年12月1日	消防力の提供	2.6.4
中間市、遠賀町消防相互応援協定書	遠賀町	S 42年7月12日	消防力の提供	2.6.5
福岡県消防相互応援協定書	県内市町村及び消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	令和2年3月11日	消防力の提供	2.6.6
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内市町村	H17年4月26日	物資、資機材の提供 職員の派遣、被災者の収容施設の提供、ごみし尿処理施設の提供	2.6.9
福岡県中間市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	H23年10月3日	被害状況の把握、情報連絡網の構築、情報連絡員の派遣、災害応急措置に係る資機材及び職員の応援	2.6.15
遠賀川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関する協定の締結について	国土交通省九州地方整備局	H26年3月19日	河川監視カメラ等による河川情報を相互に提供	2.6.38
避難所施設利用に関する協定書	福岡県建築都市部下水道課	H26年8月4日	災害時の避難場所の提供	2.6.41
大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書	九州地方知事会	H29年5月15日	相互に連携した広域応援活動と受援体制整備の実施	2-6-57
福岡県防災・行政情報通信ネットワークの管理運営に関する協定書	福岡県	R2年3月30日	庁舎に設置した通信設備の管理運用及び経費負担	2.6.79
水害による緊急時の避難先としての県営住宅の空き住戸活用に関する基本協定	福岡県	R3年6月7日	水害による緊急時の避難場所の提供	2.6.89
排水ポンプ車が「県管理河川に係る浸水被害以外」に対して出動した場合に要する費用負担に係る協定	福岡県	R6年7月16日	福岡県排水ポンプ車経費負担	2.6.109

物資供給（食料品・飲料水・生活必需品・燃料等）に関する協定

協定名称	協定締結先	協定年月日	協定概要	地域防災計画 資料編該当P
中間市メッセージボード搭載災害対応型自動販売機設置に関する協定書	コカ・コーラウエストジャパン（株）	H18年11月30日	災害時自動販売機の無料開放、無料開放中の飲料水の補給	2.6.11
災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社ハローデイ	H25年2月1日	災害時の応急救助物資の供給	2.6.20
災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社グッデイ	H25年3月11日	災害時の応急救助物資の供給	2.6.24
災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書	福岡県北九州地区LPガス協会遠賀・中間部会	H25年10月1日	避難所へのLPガス等の供給	2.6.30
災害時における飲料水等の提供に関する協定書	アクアクララ株式会社	H25年12月10日	災害時の飲料水等の供給	2.6.32
災害時における物資の供給に関する協定書	イオンストア九州株式会社	H27年9月1日	災害時の応急救助物資の供給	2.6.22
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	福岡県石油商業・協同組合北九州支部遠賀中間石油部会中間ブロック	H28年2月15日	緊急車両及び災害対策上重要な施設等への石油類燃料の供給	2.6.47
特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社	H29年5月9日	災害時の通信の確保	2.6.55
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	H29年8月17日	地図製品等の供給及び利用等	2.6.58
中間市防犯カメラシステム支援自動販売機及び防犯カメラの設置及び管理に関する協定書	特定非営利活動法人 元気種っと	H31年4月1日	災害時自動販売機の無料開放、無料開放中の飲料水の補給	2.6.73

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	R2年8月26日	仮設トイレ、発電機、レンタル機材の提供	2.6.81
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	R3年3月16日	災害時の応急救助物資の供給	2.6.83
緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書	大塚ウエルネスベンディング株式会社 高原ミネラル株式会社	R3年4月1日	災害時自動販売機内商品の使用	2.6.85
災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンテア株式会社	R3年7月15日	災害時のユニットハウス等(仮設事務所、仮設トイレ等)の供給	2.6.91
災害時における消毒液類の調達及び供給に関する協定書	株式会社ラジカルラボ九州	R4年6月30日	災害時の消毒液等の供給	2.6.93
災害時における車両の使用に関する協定書	クーテック	R5年6月12日	災害時の車両の使用	2.6.99
災害時における物資レンタル機材及び資材の提供に関する協定	オーリック株式会社ダスキンレントオール小倉イベントセンター	R5年9月1日	災害時の物資レンタル機材及び資材の提供	2.6.103
中間市と株式会社新生堂薬局との包括的連携に関する協定	株式会社新生堂薬局	R6年9月27日	災害支援に関すること	2.6.111
災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定	一般社団法人日本RV協会	R8年4月20日	災害時のキャンピングカーの提供	2.6.120

災害復旧に関する協定

協定名称	協定締結先	協定年月日	協定概要	地域防災計画 資料編該当P
災害時における応急対策業務に関する協定書	中間市災害対策協力会	H20年6月19日	災害被災箇所の応急対策業務	2.6.13
災害時におけるボランティア活動に関する協定書	社会福祉法人 中間市社会福祉協議会	H24年8月1日	災害ボランティアセンターの設置及び運営	2.6.17
水道事業に関する応援協定書	北九州市水道事業管理者・岡垣町	H26年12月19日	水道災害時における相互応援及び水道事業の運営に関して技術協力	2.6.43
浸水時における応急対策業務に関する協定書	(株)砂山営農組合	H28年4月1日	浸水発生時の応急対策業務	2.6.49
浸水時における応急対策業務に関する協定書	(有)清光社	H28年4月1日	浸水発生時の応急対策業務	2.6.51
浸水時における応急対策業務に関する協定書	(有)美浄社	H28年4月1日	浸水発生時の応急対策業務	2.6.53
災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	H29年8月23日	災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧	2.6.61
災害時における応急対策業務に関する協定書	中間市管工事協同組合	H29年9月1日	認定災害が発生した場合の応急対策業務	2.6.63
中間地区災害復旧に関する覚書	九州電力株式会社八幡配電所	H30年5月8日	早期復旧するための連携等	2.6.66
災害発生時における中間市と中間市関係郵便局の協力に関する協定	中間市関係郵便局	R1年6月11日	災害救助法適用時における災害特別取扱い及び援護対策等	2.6.76
災害時における応援派遣に関する協定書	ヤマト運輸株式会社	R3年4月28日	災害に対する予防活動、応急対策活動、復旧活動等の応援派遣	2.6.87
災害時における応援派遣に関する協定書	九州福山通運株式会社北九州南支店	R5年3月7日	災害時等の復旧活動又は復興活動の応援派遣	2.6.95
安全安心なまちづくりと地域活性化のための包括連携協定	佐川急便株式会社九州支店	R5年4月1日	災害支援に関すること	2.6.97
中間市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地域の安全安心に関する連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	R7年9月18日	り災証明の発行支援に関すること	2.6.113
災害時等における無人航空機による協力に関する協定	株式会社 スカイアローズ	R7年12月18日	無人航空機による災害対応活動	2.6.115

避難場所の提供に関する協定

協定名称	協定締結先	協定年月日	協定概要	地域防災計画 資料編該当P
災害時の指定緊急避難場所等利用に関する協定書	学校法人九州電機工業学園希望が丘高等学校	H30年9月13日	災害時の避難場所の提供	2.6.69
学校法人福原学園と中間市との災害時の被災者支援に関する協定	学校法人 福原学園	R5年7月21日	災害時の避難場所の提供	2.6.102
災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社デベロップ	R6年1月18日	災害時の避難場所の提供	2.6.106
中間市とGZキャピタル株式会社との災害時の被災者支援に関する協定	GZキャピタル株式会社	R6年5月31日	災害時の避難場所の提供	2.6.108

避難行動要支援者受入れに関する協定

協定名称	協定締結先	協定年月日	協定概要	地域防災計画 資料編該当P
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人東筑紫会（第2智美園）	H25年3月12日	災害時の要援護者の緊急受入れ	2.6.26
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	（株）西日本医療福祉総合センター（ケアハウスゆうあい・レーベン21）	H25年4月2日	災害時の要援護者の緊急受入れ	2.6.28

広報・報道に関する協定

協定名称	協定締結先	協定年月日	協定概要	地域防災計画 資料編該当P
災害時における放送等に関する協定書	ジェイコム九州	H27年3月2日	災害時に市が発信する防災情報を放送やインターネット等を通じて伝達	2.6.45
防災パートナーシップに関する協定書	九州朝日放送株式会社	H31年3月13日	災害時における災害及び防災に関する情報の放送並びに平常時における災害予防対策の放送	2.6.71

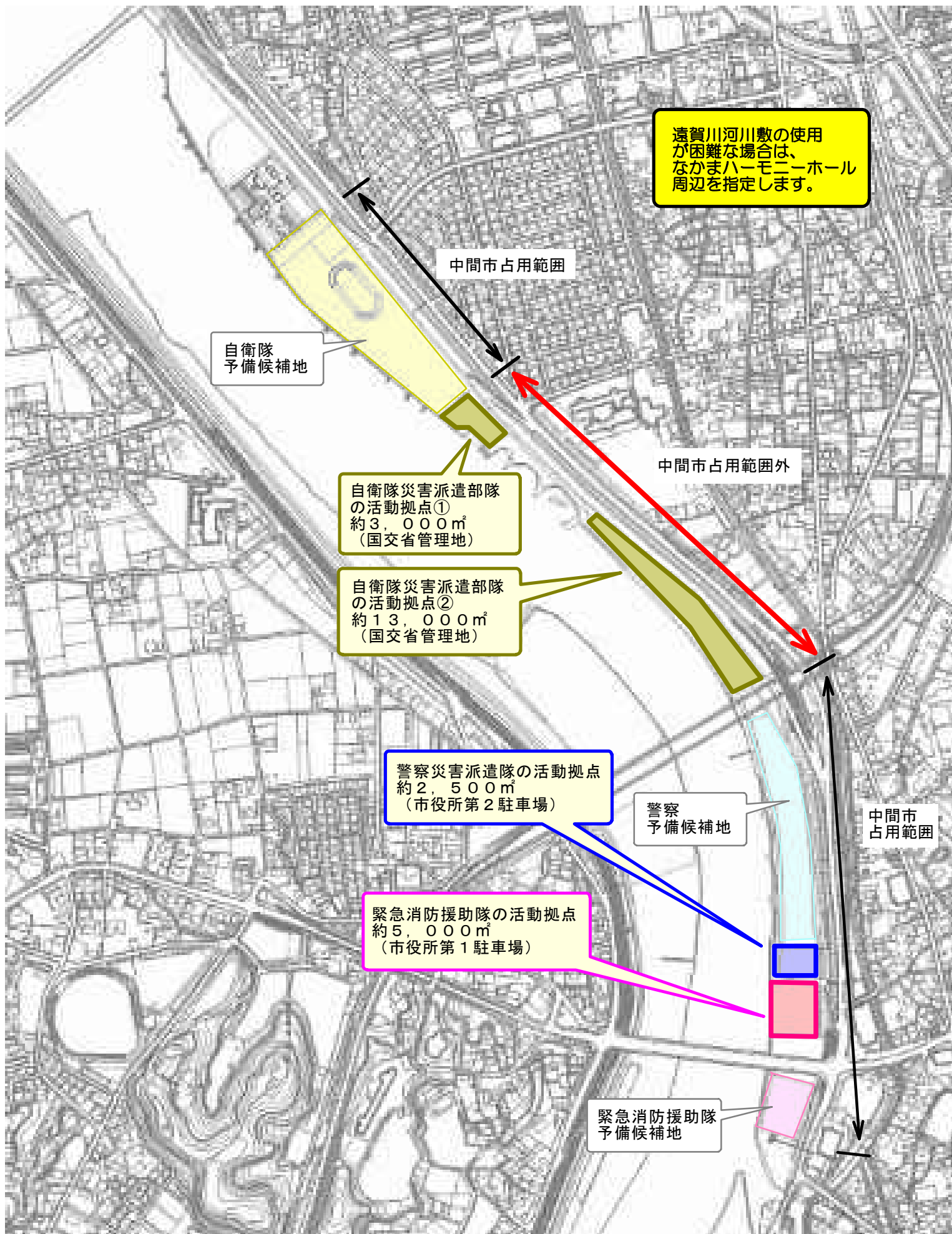
医療に関する協定

協定名称	協定締結先	協定年月日	協定概要	地域防災計画 資料編該当P
中間市地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定書	一般社団法人遠賀中間医師会	H25年12月16日	医療救護所等への医療救護チームの派遣	2.6.34

その他の協定

協定名称	協定締結先	協定年月日	協定概要	地域防災計画 資料編該当P
災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	福岡県行政書士会	R8年2月5日	被災者支援のための行政書士業務の支援	2.6.118

緊急消防援助隊・警察災害派遣隊・自衛隊災害派遣部隊活動拠点候補地



※面積は、中間市地理情報システムによる測定値（概数）です。
 ※予備候補地は、大規模災害で近隣市町の集結拠点が利用できなくなり、
 中間市に各隊が一斉集結した場合（非常時のみ）を想定しています。 2-6-128

0 200m

《地すべり等防止法（抜粋）》 資料 2.9.1

昭和 33 年 3 月 31 日
法 律 第 3 0 号

（目的）

第 1 条 この法律は、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

（立退の指示）

第 2 5 条 都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

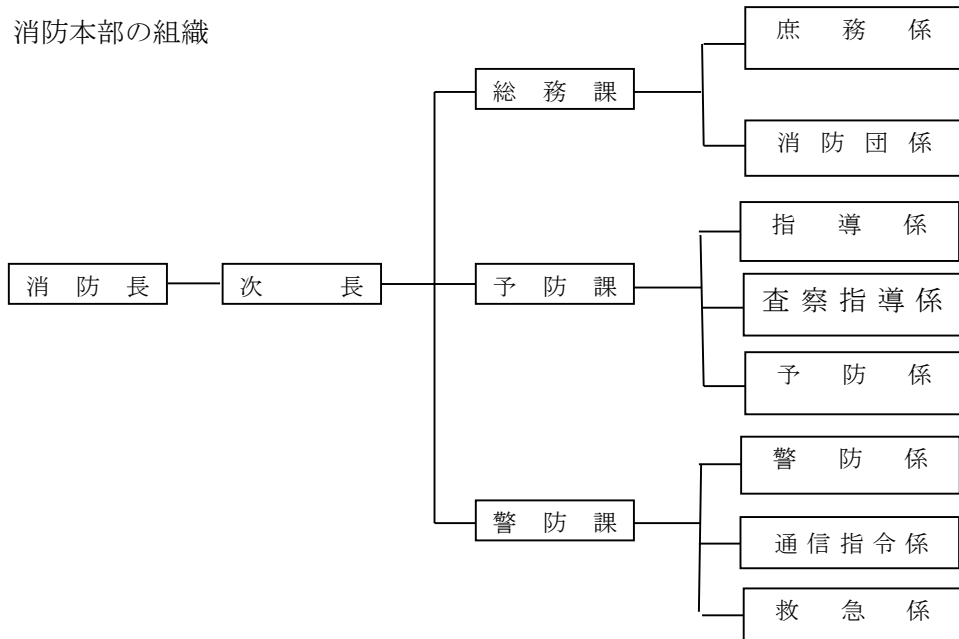
＜第2章 第11節 建築物災害予防計画＞

《指定文化財等一覧表》

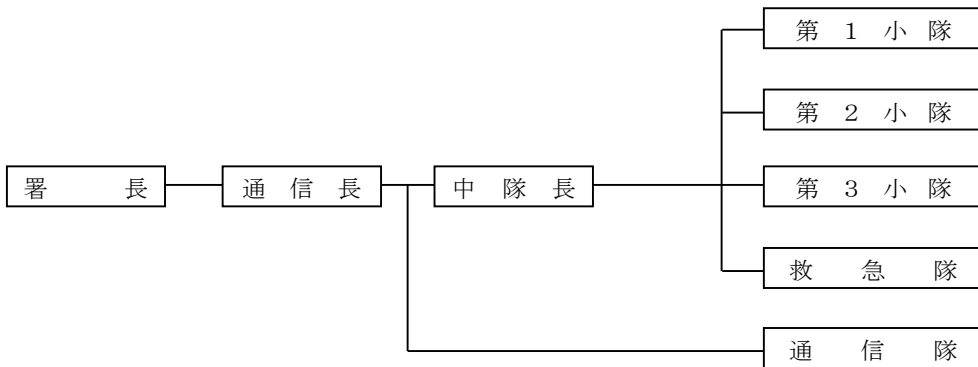
番号	名称	種別	所在地	時代	概要	県番号	市史番号
1	垣生羅漢百穴	横穴墓	大字垣生	古墳	30-1(29基)、30-2(21基) 『中間市史』上巻、中間市文化財調査報告書第3集『垣生羅漢山遺跡群』福岡県指定文化財	160059～160097	17,18
2	中間唐戸	水門	中間2丁目	江戸	宝暦12年(1762)完成 『中間市史』中巻 福岡県指定文化財	1601399 県指定史跡	
3	唐戸の大樟(2本)	天然記念物	中間2丁目	江戸	推定樹齢250年 中間市指定文化財		
4	遠賀川水源地ポンプ場跡		中間市	近代	明治43年(1910)完成 レンガ造り建屋		

《 消防組織図 》

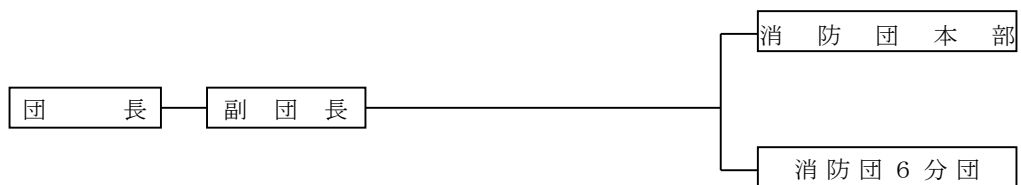
① 消防本部の組織



② 消防署の組織



③ 消防団の組織



1 消防車両の性能表

区分 \ 車両		単位	水槽付き ポンプ車	ポンプ車	水槽付き ポンプ車	梯子車	救急車	救急車	救急車	救 急 予備車	救 急 予備車	支援車	救 助 工作車	資機材 搬送車	資機材 搬送車	訓練 指導車	公用車 ハイエース	公用車 ステップワゴン	公用車 アルト
年式			令和7年	平成15年	令和元年	平成12年	平成26年	平成29年	令和5年	平成21年	平成22年	令和5年	平成28年	平成3年	令和3年	平成11年	平成16年	平成22年	平成23年
車名			いすゞ	日野	日野	ニッサン	トヨタ	日産	日産	トヨタ	日産	スズキ	日野	いすゞ	日野	マツダ	トヨタ	ホンダ	スズキ
車両番号			北九州830 さ 25-05	北九州800 さ 39-66	北九州830 さ 19-12	北九州800 は 77	北九州832 は 119	北九州830 さ 17-12	北九州830 さ 23-03	北九州832 に 119	北九州800 さ 95-87	北九州883 あ 23-01	北九州830 す 16-12	北九州88 さ 69-87	北九州830 さ 21-01	北九州800 さ 597	北九州500 ほ 48-93	北九州502 さ 623	北九州480 き 19-35
機 関 車 体	総排気量	c c	5, 190	4, 890	4, 009	21, 200	2, 690	3, 490	2, 480	2, 690	1, 990	650	6, 400	2, 770	4, 000	2, 490	2, 980	1, 990	650
	型式		2PG FSR90S4	KK-XZU 331M	2RG XZU640M	FJ550LN 30m級	CBF-TRH 226S	CBF-FPWGE 50改	3BF-CS8E 26改	CBF-TRH 221S	CBF-VRE 25改	5BD-DA 17V	LDG-FE7 JJAA	U-NKR 55LR改	2RG XZU655M	KG-SK 54T	KH-KZH 100G	DBA-RK5 R20A	HBD HA25V
	全長	m	6. 66	5. 70	5. 91	10. 56	5. 62	5. 64	5. 33	5. 62	4. 88	3. 39	8. 17	5. 99	5. 99	4. 45	4. 69	4. 69	3. 39
	全幅	m	2. 35	1. 88	1. 92	2. 49	1. 90	1. 90	1. 88	1. 89	1. 69	1. 47	2. 36	1. 88	1. 88	1. 72	1. 69	1. 69	1. 47
	全高	m	3. 01	2. 60	2. 89	3. 69	2. 49	2. 54	2. 49	2. 50	2. 14	1. 98	3. 28	2. 30	2. 36	2. 45	1. 99	1. 81	1. 53
総重量		k g	10, 640	4, 825	7, 025	19, 850	3, 280	3, 275	3, 275	3, 140	2, 430	1, 385	10, 325	4, 415	5, 060	2, 615	2, 365	2, 060	1, 040
ポ ン プ	名称		長野ポンプ	日本機械	長野ポンプ														
	構造		二段 バランス	二段 バランス	二段 バランス														
	種別		タービン	タービン	タービン														
	放水口数		4	4	4														
	規格放水圧力	M P a	0. 90	0. 85	0. 85														
	規格放水量	m ³ /分	2. 6	2. 0	2. 5														
乗車人員		名	6	5	5	6	8	7	7	8	8	3	5	3	2	3	7	8	2(4)
級別			A-2	A-2	A-2														
燃料			軽油	軽油	軽油	軽油	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	軽油	軽油	軽油	軽油	軽油	ガソリン	ガソリン

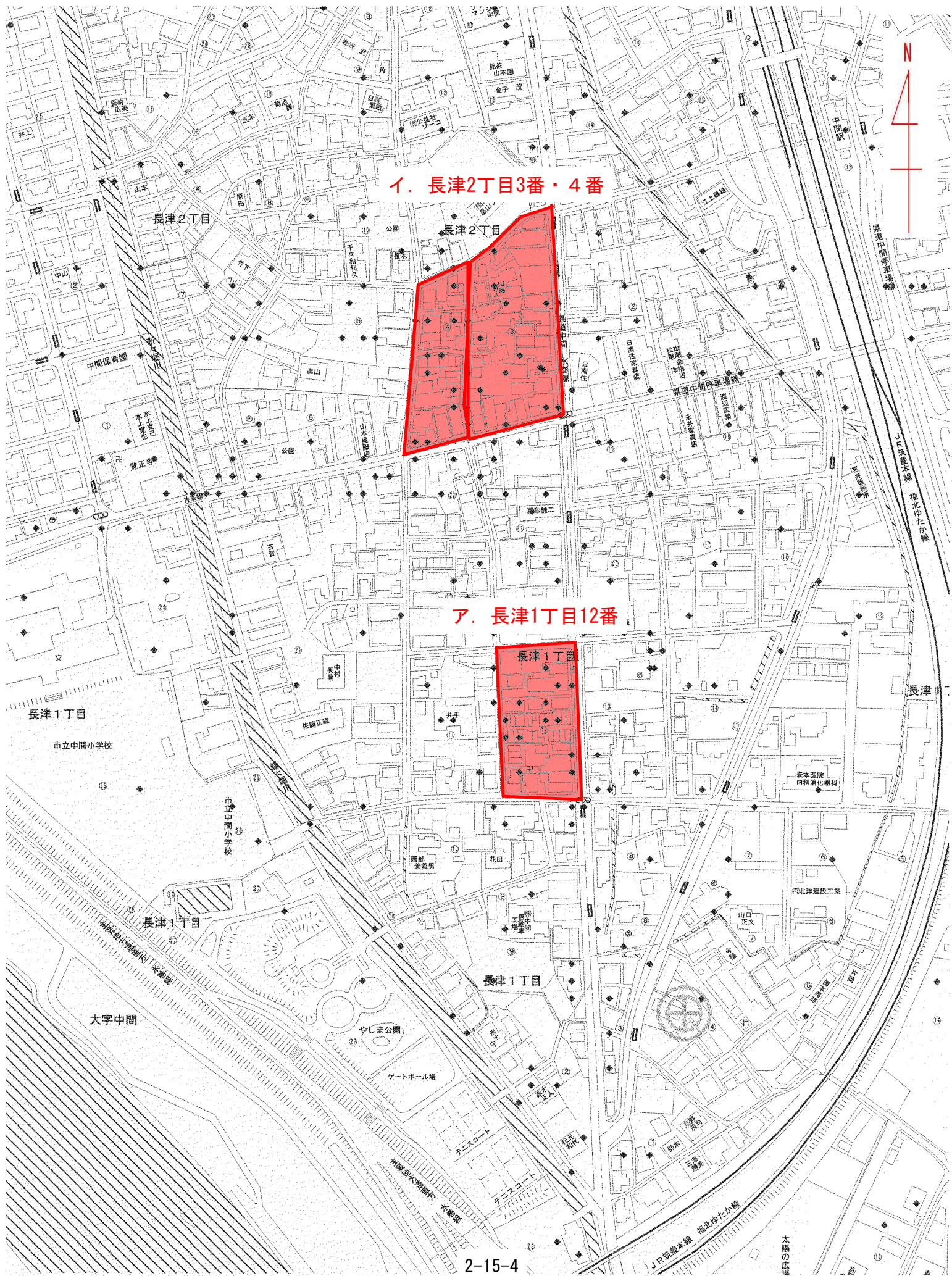
《 消防分団格納庫一覧 》

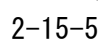
番号	分団格納庫名	所在地	電話番号
1	中間市消防本部	中間二丁目2番2号	245-0901
	中間市消防署		
2	第1分団格納庫	中間三丁目5番13号	-
3	第2分団格納庫	中鶴一丁目7番3号	-
4	第3分団格納庫	中央三丁目23番1号	-
5	第4分団格納庫	朝霧三丁目1番5号	-
6	第5分団格納庫	大字上底井野106-3	-

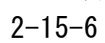
《 消防団自動車配置状況 》

分団名	車種	配置年月日	積載装備	備考
団本部	三菱 GARANT	H. 22. 2. 18		簡易携帯無線機 4 台
1	日野 H 1 9 年 A - 2 級	H. 19. 12. 18	発電機 1 投光器 1	消防波受令機 (3 台) 簡易携帯無線機 (2 台)
2	三菱 H 1 5 年 A - 2 級	H. 15. 1. 13	発電機 1 投光器 1	消防波受令機 (3 台) 簡易携帯無線機 (2 台)
3	日野 H 2 3 年 A - 2 級	H. 23. 1. 28	発電機 1 投光器 1	消防波受令機 (3 台) 簡易携帯無線機 (2 台)
4	日野 H 1 9 年 A - 2 級	H. 19. 12. 18	発電機 1 投光器 1	消防波受令機 (3 台) 簡易携帯無線機 (2 台)
5	日野 H 1 7 年 A - 2 級	H. 17. 1. 5	発電機 1 投光器 1	消防波受令機 (3 台) 簡易携帯無線機 (3 台)
	いすゞ 資機材搭載車	H. 22. 9. 13	可搬ポンプ	

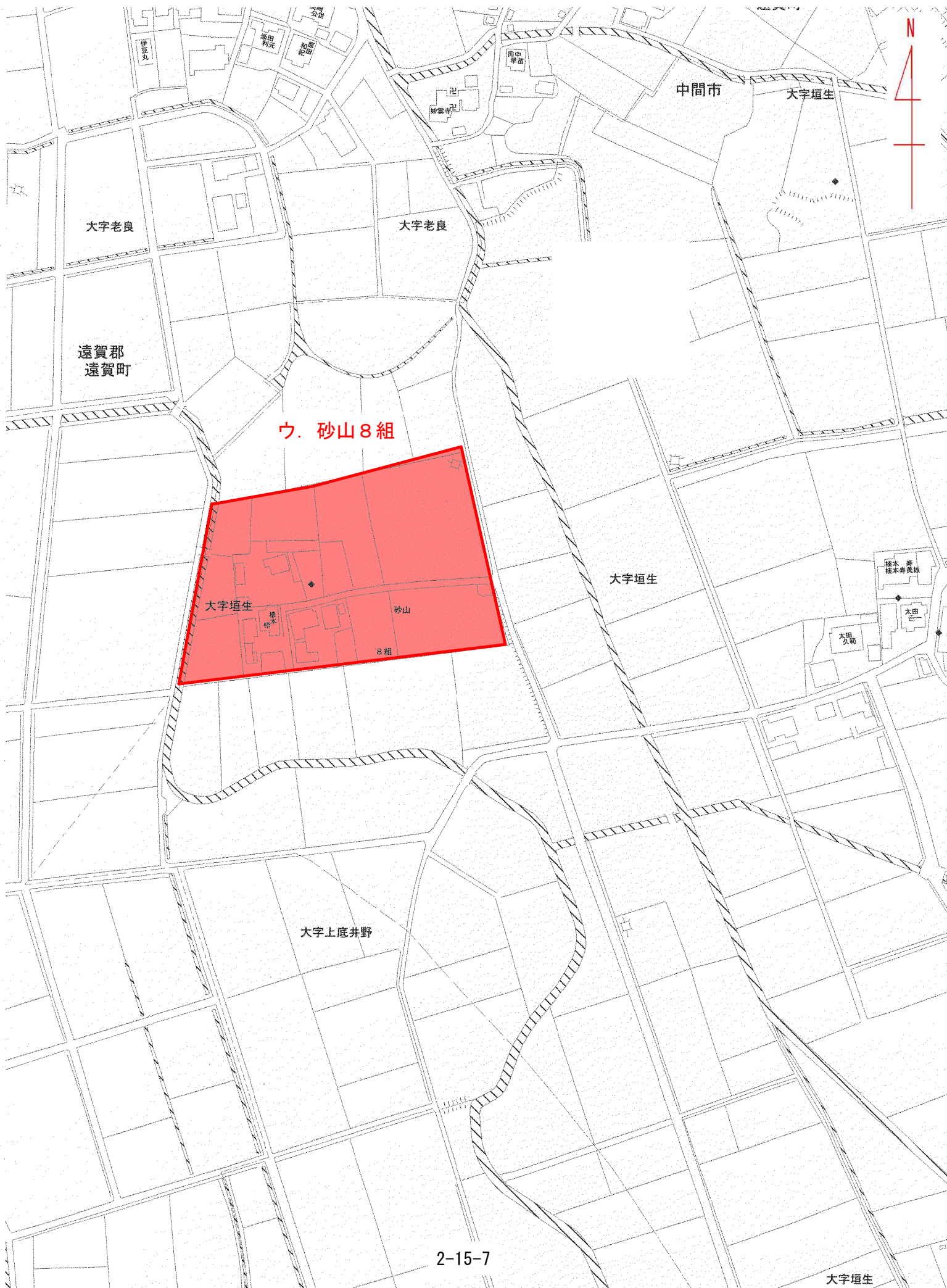
《火災危険区域》



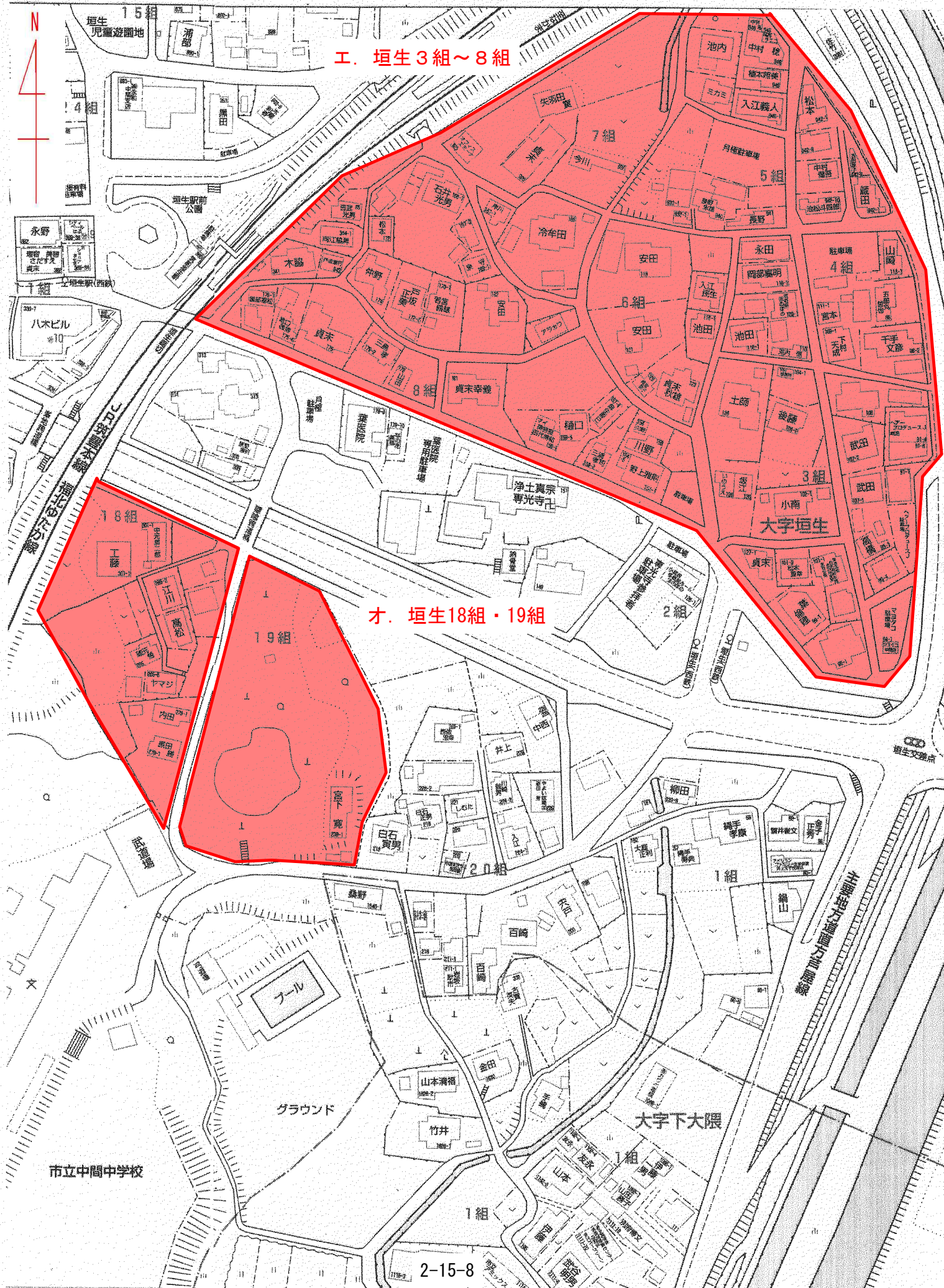




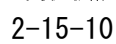
《火災防ぎょ困難地域》



《火災防ぎょ困難地域》







消 防 法 （ 抜 粹 ） 》

昭和 23 年 7 月 24 日

法 律 第 186 号

第 1 章 総則

第 1 条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第 5 章 火災の警戒

第 23 条の 2 ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

2 前項の場合において、消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて同項の職権を行なう消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときは、警察署長は、同項の職権を行なうことができる。この場合において、警察署長が当該職権を行なったときは、警察署長は、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知しなければならない。

第 6 章 消火の活動

第 28 条 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

2 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる。

3 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。

《 中 間 市 火 災 予 防 査 察 規 程 》

平成２８年３月３１日消防本部訓令第１号
中間市火災予防査察規程（平成８年中間市消防本部訓令第２号）の全部を改正する。

第１章 総則

（趣旨）

第１条 この規程は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）及び中間市火災予防条例（昭和３７年中間市条例第４号）の規定を執行するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この規程において「査察」とは、消防対象物及び貯蔵所等（以下「消防対象物等」という。）に立ち入り、その位置、構造、設備、管理の状況等を検査し、関係のある者に質問し、当該消防対象物等の不備欠陥事項について火災予防上必要な措置及び指導を行うこと、並びに当該消防対象物等に関係のある道路、地形、消防水利等について調査し、関係のある者に対して火災予防上必要な措置及び指導を行うことをいう。

２ この規程において「査察職員」とは、査察に従事する消防職員をいう。

第２章 査察の執行

（査察の執行）

第３条 中間市事務決裁規程（平成１９年中間市訓令第７号）別表第１及び中間市消防本部事務決裁規程（昭和５８年中間市消防本部訓令第２号）別表第２に定める消防長が決裁する査察は、この規程に従って執行しなければならない。

２ 消防長は、査察に関する業務を統括するとともに次長に命じ査察を執行しなければならない。

３ 次長は、査察執行上の懸案事項の処理及び査察職員の資質の向上に努めなければならない。

４ 予防課長は、第２項の査察の執行に当たっては、次長を補佐し査察の執行に努めなければならない。

（査察の種別）

第４条 査察の種別は、次のとおりとする。

（１） 定期査察 春季及び秋季全国火災予防運動時に行う査察

（２） 特別査察

ア 突発的災害等により、緊急的に又は期間を限定して、消防長が行う査察

イ アに掲げるもののほか、次長又は予防課長が特に必要があると認める場合に行う査察

（査察職員の心得）

第５条 査察職員は、関係法令、消防用設備等の機能、防火管理技術その他査察に必要な知識及び技術の修得を図るとともに検査技術の向上に努め、査察を効果的に行うように努めなければならない。

２ 査察職員は、立入検査及び質問に当たっては、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公平適切な応対を行い、関係者が積極的、自発的に火災予防に努めるよう懇切丁寧な指導を行わなければならない。

〈中間市火災予防査察規程〉

- 3 査察職員は、査察中に火災予防上緊急かつ重要な事案等を覚知したときは、速やかに上司に報告しなければならない。ただし、緊急に処置する必要があると認めたときは、適切な処置を行った後、報告するものとする。
- 4 服装は、特別の事情のある場合を除き制服とし、かつ端正であるものとする。
- 5 査察に際しては、来意を告げ、関係者、防火管理者、危険物保安監督者その他責任ある者の立会いを求めて行い、単独では行わないものとする。
- 6 正当な理由がなく査察を拒み、又は妨げる者があるときは、査察要旨を説明し、なお応じないときは、その旨を消防長に報告してその指示を受けるものとする。

(立入検査の通知)

第6条 消防対象物等の立入検査の通告に文書を用いる場合には、立入検査通知書（別記第1号様式）によるものとする。

(指導)

第7条 査察職員は、立入検査を行った結果について、関係者に対して立入検査結果通知書（別記第2号様式）を交付して指導しなければならない。ただし、記録を要しない程度の軽易なものについては、口頭の指導によることができる。

- 2 前項の立入検査の結果、改修に日時を必要とする事項については、改修結果（計画）書（別記第3号様式）を提出させるものとする。
- 3 査察の結果、防火管理、消防対象物等の構造及び設備、消防用設備等が消防法令に違反していると認めるときは、関係者に対し、消防用設備等改善通知書（別記第4号様式）を交付し、違反事項の改善を図るものとする。

(関係官公署への照会等)

第8条 消防長は、消防法第35条の13の規定により査察執行上必要な情報について関係官公署へ照会又は協力を求めるときは、協力依頼書（別記第5号様式）により行わなければならない。

(査察の結果報告)

第9条 査察職員は、査察を行ったときは、次の各号に掲げる消防対象物等の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める査察結果報告書により、速やかに予防課長に報告しなければならない。ただし、緊急に処置する必要があるときは直ちに口頭にて報告しなければならない。

- (1) 消防対象物 防火対象物査察結果報告書（別記第6号様式）
- (2) 貯蔵所等 危険物施設査察結果報告書（別記第7号様式）

- 2 予防課長は、査察の結果重大な法令違反又は異例の事案を発見した場合は、消防長及び次長に報告しなければならない。

(勧告書の交付)

第10条 消防長は、立入検査の結果、災害の予防又は災害が発生した場合において、人命の安全確保のため必要があると認めるときは、関係者に対して勧告書（別記第8号様式）を交付して勧告することができる。

〈中間市火災予防査察規程〉

(違反の処理)

第11条 次長、予防課長及び査察職員は、立入検査の結果、関係法令違反の事実があると認める場合は、中間市火災予防違反処理規程（平成15年消防本部訓令第3号。以下「違反処理規程」という。）の定めるところにより、処理しなければならない。

第3章 資料及び報告徴収等

(資料の提出)

第12条 消防長は、火災予防のため必要がある場合は、関係者に対し、任意に資料の提出を求めるものとする。

2 前項の規定による任意の提出に応じない場合は、消防法第4条第1項の規定に基づく資料提出命令書（別記第9号様式）又は消防法第16条の5第1項の規定に基づく資料提出命令書（別記第10号様式）により命令するものとする。

3 前2項の資料は、資料提出書（別記第11号様式）により提出させるものとする。

(報告の徴収)

第13条 消防長は、火災予防のため必要がある場合は、関係者に対し、任意の報告を求めるものとする。

2 前項の規定による任意の報告に応じない場合は、消防法第4条第1項の規定に基づく報告徴収書（別記第12号様式）又は消防法第16条の5第1項の規定に基づく報告徴収書（別記第13号様式）により求めるものとする。

第4章 火災予防措置

(屋外の火災予防措置)

第14条 消防吏員は、職務の執行中屋外において火災の予防に危険であると認める行為者若しくは物件を発見し、又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件を発見したときは、当該行為者又は関係者に対し、消防法第3条第1項各号に規定する措置をとるよう指導しなければならない。

2 前項の指導に従わない場合は、口頭命令を行い、違反処理規程に基づく違反処理手続を行うものとする。

3 消防長又は消防署長は、消防法第3条第2項の規定に基づき、同条第1項第3号又は第4号の措置をとる必要があると認めたときは、違反処理規程に基づき所属職員に措置すべき物件の状態及び所在場所の状況等に応じた必要な措置を行わせなければならない。

(屋内の火災予防措置)

第15条 消防吏員は、職務の執行中防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者若しくは物件を発見し、又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件を発見したときは、当該行為者又は関係者に対し、消防法第5条の3第1項に規定する措置をとるよう指導しなければならない。

2 前項の指導に従わない場合は、口頭命令を行い、違反処理規程に基づく違反処理手続を行うものとする。

〈中間市火災予防査察規程〉

- 3 消防長又は消防署長は、消防法第5条の3第2項の規定に基づき、同条第1項の措置をとる必要があると認めたときは、違反処理規程に基づき所属職員に措置すべき物件の状態及び所在場所の状況等に応じた必要な措置を行わせなければならない。この場合、当該措置を行う旨をあらかじめ、事前公告書（別記第14号様式）により公告しなければならない。

第5章 防火対象物の点検及び報告並びに防火対象物の点検及び報告の特例 （事務処理）

第16条 消防法第8条の2の2第1項の規定による防火対象物の点検及び報告並びに消防法第8条の2の3第1項の規定による防火対象物の点検及び報告の特例に関する事務処理は、消防長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、現に存する改正前の中間市火災予防査察規程の規定による用紙は、この訓令の施行の日以後、なお所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成26年3月31日消防本部訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日消防本部訓令第1号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又は訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

《 消防資機材等装備調査 》

品 名	数 量	備 考
空気呼吸器	29	消防1号車・消防2号車・消防3号車・救助工作車・梯子車・予備
背負式消火水のう (ファイヤーレンジャー)	7	消防2号車3 消防3号車4
可搬ポンプ	1	倉庫
組立式簡易水槽 (2000L)	2	倉庫
エンジンカッター	3	救助工作車・消防2号車 消防3号車
チェーンソー	1	救助工作車
レシプロソー	1	救助工作車
大型油圧救助器具一式	1	救助工作車
充電式油圧救助器具一式	1	救助工作車

《危険物取扱施設一覧表》資料2. 17.1 令和7年12月31日現在

	事業所名	製造所の別	数量別	備考		品名	住所	連絡先
1	相互薬工（第6工場）	製造所	50倍を超え100倍以下		第4類	第一・第二・第三石油類・アルコール類	大字上底井野408-1	246-1971
2	相互薬工（第7工場）	製造所	200倍を超え1000倍以下	R7.4.25 休止	第3類 第4類	ナトリウム・第三石油類・第四石油類	大字上底井野408-1	246-1971
3	共栄工業	屋内貯蔵所	5倍以下		第4類	第二・第三石油類	中底井野1164-17	245-5081
4	岡部マイカ 東工場	屋内貯蔵所	10倍を超え50倍以下		第4類	第一・第二・第三石油類	中間四丁目7	245-0881
5	相互薬工	屋内貯蔵所	10倍を超え50倍以下		第2類 第4類	第2類可燃性固体 第二・第三石油類・特殊引火物	大字上底井野408-1	246-1971
6	相互薬工	屋内貯蔵所	50倍を超え100倍以下		第4類	第一・第二・第三石油類・アルコール類	大字上底井野408-1	246-1972
7	TOMATEC（株）九州工場	屋内貯蔵所	10倍を超え50倍以下		第4類	第一・第二石油類	大字上底井野997番地	245-3031
8	TOMATEC（株）九州工場	屋内貯蔵所	50倍を超え100倍以下		第1類	第二・三種酸化性固体	大字上底井野997番地	245-3031
9	大浦工業㈱	屋内貯蔵所	5倍以下		第4類	第一・第二石油類	大字中底井野1164-39	244-0073
10	安川電機	屋内貯蔵所	10倍を超え50倍以下		第4類	第一・第二・第三石油類・アルコール類	大字上底井野319-4	245-7820
11	相互薬工	屋外貯蔵所	5倍超え10倍以下		第4類	第一・第二石油類・アルコール類	大字上底井野408-1	246-1971
12	岡部マイカ 東工場	屋外タンク貯蔵所	5倍超え10倍以下		第4類	第三石油類	中間四丁目7	245-0881
13	岡部マイカ 東工場	屋外タンク貯蔵所	5倍超え10倍以下		第4類	アルコール類	中間四丁目7	245-0881
14	岡部マイカ 東工場	屋外タンク貯蔵所	10倍を超え50倍以下		第4類	第一石油類	中間四丁目7	245-0881
15	相互薬工	屋外タンク貯蔵所	10倍を超え50倍以下		第4類	第三石油類	大字上底井野408-1	246-1971
16	相互薬工	屋外タンク貯蔵所	5倍超え10倍以下		第4類	第三石油類	大字上底井野408-1	246-1971
17	岡部マイカ 東工場	屋内タンク貯蔵所	5倍以下	H18.4.19 休止	第4類	第三石油類	中間四丁目7	245-0881
18	西日本NTT	地下タンク貯蔵所	5倍以下		第4類	第二石油類	中間二丁目10-1	246-0201
19	蓮花寺ポンプ場	地下タンク貯蔵所	5倍以下		第4類	第三石油類	蓮花寺三丁目7-2	243-5088
20	遠賀川下流浄化センター	地下タンク貯蔵所	5倍以下		第4類	第三石油類	大字中底井野1278-1	246-3763
21	新中間病院	地下タンク貯蔵所	5倍超え10倍以下		第4類	第二石油類	通谷一丁目36-1	245-5501
22	中間市立病院	地下タンク貯蔵所	5倍超え10倍以下	R3.3.26 休止	第4類	第三石油類	蓮花寺三丁目1-1	245-0981
23	相互薬工	地下タンク貯蔵所	100倍を超え150倍以下		第4類	第一石油類・アルコール類	大字上底井野408-1	246-1971
24	アスク中間給油所 ヒヤムタ興産	移動タンク貯蔵所	5倍以下		第4類	第二石油類	大字垣生2017	246-3334
25	福永 清	移動タンク貯蔵所	5倍以下	H27.12.22 休止	第4類	第二石油類	蓮花寺二丁目4650-1	245-2777
26	福永 清	移動タンク貯蔵所	5倍以下		第4類	第二石油類	蓮花寺二丁目4650-1	245-2777
27	キハラ石油	移動タンク貯蔵所	5倍以下		第4類	第二石油類	土手ノ内一丁目41-10	245-1351
28	相互薬工	移動タンク貯蔵所	5倍以下		第4類	第三石油類	大字上底井野408-1	246-1971
29	みのや商会	移動タンク貯蔵所	5倍以下		第4類	第二石油類	岩瀬西町18-2	0940-32-0465
30	TOMATEC（株）九州工場	給油取扱所 自家給	5倍以下		第4類	第一石油類	大字上底井野997番地	245-3031
31	美浄社	給油取扱所 自家給	5倍超え10倍以下		第4類	第二石油類	大字垣生1625-1	245-1151
32	美吉野運輸	給油取扱所 自家給	10倍を超え50倍以下		第4類	第二石油類	大字中底井野1-1	244-0200
33	福山通運	給油取扱所 自家給	50倍を超え100倍以下		第4類	第一・第二・第三石油類	大字上底井野1128-6	246-2600
34	瓜生石油 土手ノ内	給油取扱所	150倍を超え200倍以下		第4類	第一・第二・第三石油類	土手ノ内一丁目2-7	245-2115
35	上野石油	給油取扱所	150倍を超え200倍以下		第4類	第一・第二・第三石油類	長津二丁目16-1	245-0271
36	アスク中間給油所 ヒヤムタ興産	給油取扱所	150倍を超え200倍以下		第4類	第一・第二・第三石油類	大字垣生2017-20	246-3334
37	金沢石油 垣生	給油取扱所	200倍を超え1000倍以下		第4類	第一・第二・第三石油類	大字垣生827-2	245-3181
38	コスモ石油	給油取扱所	200倍を超え1000倍以下		第4類	第一・第二・第三・第四石油類	東中間二丁目2-8	244-4460
39	谷弥石油	給油取扱所（屋内）	200倍を超え1000倍以下		第4類	第一・第二・第三石油類	東中間二丁目3-1	246-2904

40	岡部マイカ 東工場	一般取扱所	5倍以下		第4類	第一・第二石油類・アルコール類	中間四丁目7	245-0881
41	中鶴燃料	一般取扱所	5倍超え10倍以下	R7. 5. 28 休止	第4類	第二石油類	長津一丁目13-27	245-0855
42	マル源 通谷	一般取扱所	5倍超え10倍以下	H30. 4. 9 休止	第4類	第二石油類	通谷一丁目3-1	245-1807
43	岡部マイカ 本工場	一般取扱所	5倍超え10倍以下		第4類	第一・第二・第三・第4石油類・アルコール類	中間四丁目7	245-0881
44	岡部マイカ 東工場	一般取扱所	5倍超え10倍以下		第4類	第一・第二石油類・アルコール類	中間四丁目7	245-0881
45	浜崎燃料 ハマネン	一般取扱所	10倍を超え50倍以下		第4類	第二石油類	扇ヶ浦一丁目5-45	245-0871
46	相互薬工（第5工場）	一般取扱所	10倍を超え50倍以下		第2類 第4類	第2類 第4類	大字上底井野408-1	246-1971
47	相互薬工（第4工場）	一般取扱所	10倍を超え50倍以下		第4類	第一・第二・第三石油類・アルコール類	大字上底井野408-1	246-1971
48	相互薬工（第8工場）	一般取扱所	50倍を超え100倍以下		第4類	第一・第二・アルコール類	大字上底井野408-1	246-1971
49	ナフコ中間店	一般取扱所	10倍を超え50倍以下		第4類	第二石油類	大字垣生1501 - 1	243-5571

《液化石油ガス取扱所一覧表》 資料2.18.1

	対象物名	住所	設置業者	連絡先	数量
1	中間役所	中間1-1-1	中間ガス	093-246-6232	300kg
2	岡部マイカ	中間1-8-7	中鶴燃料	093-245-0881	450kg
3	深江工作所(プレス工場)	大字上底井野 五楽団地	大正産業	093-245-3381	2000kg
4	深江工作所(焼付け工場)	〃	同上	093-245-3381	2000kg
5	深江工作所社宅	底井野	同上	093-245-3381	600kg
6	中鶴団地	中鶴2丁目	高松産業	093-201-1329	2950kg
7	中鶴団地	同上	同上	同上	5000kg
8	西鉄ストア(レガネット)	東中間1-8-8	中鶴燃料	093-245-0855	500kg
9	中鶴センタービル	中鶴1-26-2	西部ガスプロパン	093-293-8288	1800kg
10	林ビル	中尾1-8-15	西部ガスプロパン	093-293-8288	900kg
11	神谷アパート	中尾4-7-17	洞南プロパンガス	093-245-0438	300kg
12	中間斎場(中間紫雲閣)	長津1-15-16	ハウゼナカ	093-246-0002	300kg
13	丸山団地	長津二丁目	高松産業	093-201-1329	900kg
14	七重団地	七重町	同上	093-201-1329	1800kg
15	土手の内団地 緑光苑	土手の内	同上	093-201-1329	800kg
16	中牟田団地内	中牟田	高松産業	093-201-1329	2900kg
17	コーポ波多野	中央2-9-3	小野プロパン	093-245-0579	800kg
18	中間北小学校	岩瀬3-2-1	同上	同上	900kg
19	岩瀬西団地 公営住宅 1号棟	岩瀬西町25-1	小野プロパン	093-245-0579	300kg
20	岩瀬西団地 公営住宅 2号棟	岩瀬西町25-2	同上	同上	300kg
21	東確マテリアル・テクノロジー株	大字上底井野字五反田997	東洋ガス	093-245-3031	800kg
22	九州年金病院職員宿舎	扇ヶ浦1-10-1. 2	高松産業	093-201-1329	600kg
23	ケンタッキー フライドチキン	蓮花寺2-2-15	ポールスター	093-243-1160	800kg
24	中間小学校	長津1-26-1	中鶴燃料	093-244-3100	400kg
25	共栄機工	上底井野570-4	福岡酸素	093-245-7071	500kg
26	〃(液化炭酸ガス)	同上	同上	同上	300kg
27	〃(液化酸素ガス)	同上	同上	同上	1539kg
28	サンパーク 通谷	通谷1-1-20	伊藤忠エネクスホームライフ	093-223-1531	900kg
29	サンパーク 扇ヶ浦	扇ヶ浦2-1-8	伊藤忠エネクスホームライフ	093-223-1531	900kg
30	うちだ屋	岩瀬1-6-1	山代ガス	092-621-0363	900kg
31	天ぶら ふそう 中間店	蓮花寺二丁目	横山商店	093-651-2019	900kg
32	中間北小学校	岩瀬3-2-1	小野プロパン	093-245-0579	700kg
33	ロイヤル通谷	通谷1-1-15	高松産業	093-201-1329	900kg
34	フォーブル松田	太賀1-3-15	上川燃料店	093-617-1018	300kg
35	サンシャインビル	中央1-2-28	上野石油店	093-245-0271	300kg
36	大浦工業(株)	中底井野1164	福岡酸素	093-472-5551	600kg
37	共栄工業(株)	中底井野字砂堀	福岡酸素	同上	300kg
38	ホテル F-1	長津2-1-10	山代ガス	092-621-0363	900kg
39	ビードテック	垣生1277-1	九州石油ガス	093-561-1834	2500kg
40	サンパーク 通谷Ⅱ	扇ヶ浦4-22-1	高松産業	093-201-1329	900kg
41	サンハイムⅠ	蓮花寺3-4-6	九州ベニー(株)	093-331-2261	400kg
42	安川電機 中間工場	大字上底井野	サンエル北九州支店	093-245-0852	500kg
43	レオパレス	中間3-1-1	サンエル北九州支店	093-245-0852	300kg
44	メゾンボー	東中間2-5-3	西日本液化ガス(株)	093-471-7314	500kg
45	シャルマンハイツ	中央1丁目	龍王ガス(株)	0948-22-2119	400kg
46	ビックワン	扇ヶ浦4-4-11	龍王ガス(株)	0948-22-2119	500kg
47	東海倶楽部(有限会社)	岩瀬一丁目8-1	北九州コーアガス	093-293-8500	400kg
48	回転寿司 平四郎	蓮花寺1-8429-2	飯田瓦新(株)	093-551-4431	600kg
49	レックスパレー	通谷1-2-8	龍王ガス(株)	0948-22-2119	300kg
50	エルシャルマン	大字垣生字切通863-1	同上	同上	300kg
51	ラメール中間	中間3-24-3	同上	同上	400kg
52	桑原産婦人科	中間3-5-5	入江商店	0949-32-2999	500kg
53	グレイスコート	土手の内1-373-1	龍王ガス(株)	0948-22-2119	300kg
54	エステートピラ 21	大字岩瀬字宮園993-1	同上	同上	300kg
55	メゾンファミリー	中央一丁目26-2	同上	同上	400kg
56	ジョイフル 蓮花寺店	中央5-5-5	イワタニ九州 北九州支店	093-873-3030	980kg
57	ロックシャローハイム	岩瀬4-14-16	(株)明治産業	092-581-8161	400kg
58	バインヒルハイツ	扇ヶ浦1-16-13	九州ベニー(株)	093-331-2261	498kg
59	メゾンド アスカ	土手の内1-24-13	(株)明治産業	092-581-8161	400kg
60	牟田医院	中鶴4-1695	高松産業(株)	093-201-1329	300kg
61	吾平 中間店	蓮花寺2-3	イワタニ九州 北九州支店	093-873-3030	980kg
62	安川電機	大字上底井野	サンエル北九州支店	093-245-0852	1500kg
63	大村露香(アパート)	長津1-13-27	中鶴燃料(株)	093-245-0855	600kg
64	メゾン・コスミティⅡ	岩瀬西町28-18	ダイネン 北九州LPガスセンター	093-581-5820	300kg
65	共同住宅 フォーシーズン	長津3-881-1	(株)明治産業	092-581-8161	400kg
66	MKレストラン 中間店	蓮花寺2-3-1	イワタニ九州 北九州支店	093-873-3030	300kg
67	ベルオーブⅠⅡ	扇ヶ浦1-20-25. 26	(株)ガスバル	093-965-4225	498kg
68	北九州青果	垣生字東七反田1500	サンエル北九州支店	093-245-0852	400kg
69	スカイヒルズA-B	朝霧2-20-15	サンエル北九州支店	093-245-0852	400kg
70	ロイヤル・パッセージ	通谷6丁目3-1	(有) 上川燃料・	093-617-1018	400kg
71	コーポシャロン	垣生844-3	龍王ガス(株)	0948-22-2119	498kg
72	北洋海産(株)	上底井野408-10	高松産業	093-201-1329	400kg
73	岩崎共同住宅 レオパレス	岩瀬1丁目	(有) 共同設備	618-8384	400kg
74	ソフィア長津 共同住宅	長津1-13-18	中鶴燃料工業株	245-0855	300kg
75	北九州高等学園	大辻町18-1	西部ガス		800kg
76	スリーワンズリーヒルズ	池田1-2571-83	双伸設備工業	093-246-4382	498kg
77	NiK-Ⅲ、Ⅳ	朝霧2-17	櫛九酸ガス住設	0949-22-0678	300kg
78	ロワイヤルT. NⅡ	東中間2-2-35	西日本液化ガス株式会社	093-471-3714	300kg
79	キャナルモア岩瀬	岩瀬西町17-18	西日本液化ガス株式会社	093-471-3714	300kg
80	土手の内市営住宅	土手の内2-20-1	上野石油	093-245-0271	900kg
81	井上AP	岩瀬4丁目	(有) 藤産業	(屋)093-621-5438	300kg
82	シャーマンサンライズ	中央5-739-1	名神産業株式会社	093-282-0099	400kg

83	フェロー中鶴	中鶴1-28-1	名神産業株式会社	093-282-0099	490kg
84	華さん食堂 中間店 (現から揚げ専門店)	蓮花寺2-4647-1	九州石油ガス(株)北九州支店	093-561-1834	980kg
85	(株)共栄機工	中底井野1164-20	福岡酸素	090-7453-9371	500kg
86	アピタシオンB棟(共同住宅)	通谷2-28-19	吉武産業(株) 筑豊支店	0949-22-0068	300kg
87	寿司懷石 握手家	鍋山町1-1-1	吉武産業(株) 筑豊支店	0949-22-0068	300kg
88	メゾンシャテース(共同住宅)	長津3-17-14, 13	有限会社 双伸設備	093-246-4382	498kg
89	アルカンシェル(共同住宅)	中鶴4-1	中鶴燃料工業株式会社	093-245-0855	498kg
90	シェゾア I II	底井野1617-1	飯田瓦斯(株)	093-551-4431	300kg
91	プレミールなかま I II	底井野1617-3	飯田瓦斯(株)	093-551-4431	300kg
92	レオパレス ヨシクマ	岩瀬西町31-25	ダイネン(株) 北九州LPガスセンター	093-581-5820	400kg
93	医療法人EJ会(ガーデンヒルズ)	扇ヶ浦1-14-1	(有)藤産業	(昼)093-621-5438	985kg
94	ほっともっと東中間店	東中間2-137-1	イワタニ九州(株)	093-293-8500	495kg
95	フリーデ中間(A, B棟)	長津3-20-10, 20-11	(株)ガスバル八幡販売所	(昼)093-644-7222	300kg
96	三愛オブリガス九州株式会社	大字垣生776-40	三愛オブリガス株式会社	093-245-0852	販売業者
97	浄花町公営住宅	浄花町15-3	三愛オブリガス株式会社	093-245-0852	900kg
98	ロイヤルホスト中間店	上蓮花寺599-7	三愛オブリガス株式会社	093-245-0852	800kg
99	深坂市営住宅	深坂2-3-6	三愛オブリガス株式会社	093-245-0852	900kg
100	底井野小学校	上底井野825	三愛オブリガス株式会社	093-245-0852	400kg
101	シャトレ(共同住宅)	長津2-3-12	西日本液化ガス株式会社 小倉支店	不明	300kg
102	メゾンおおぎ	桜台1-20-13	株式会社 エコア 芦屋店	093-223-1531	300kg
103	グランドハイツ垣生	大字垣生853	株式会社 タカミヤ	093-617-1130	400kg
104	チェリーニ中間	長津2-17-1	ガスエナジー(株)北九州西営業所	093-245-0643	485kg
105	ロワイヤルT. N	中尾1-11-2	ガスエナジー(株)北九州西営業所	093-245-0643	400kg
106	秋桜中間(コスモス中間)	中尾1-2-2	(有)小野プロパン	093-245-0579	495kg
107	寿寿花	岩瀬1-8-1	イワタニ九州(株)北九州西営業所	093-293-8500	400kg
108	和食処いしだ	鍋山町13-10	吉武産業(株)筑豊支店	0949-22-0069	360kg
109	なのみ園	上底井野1832	(有)サンワプロパン	0949-22-0341	300kg
110	なのみ園	上底井野1832	(有)サンワプロパン	同上	2500kg
111	らふと中間3号館	中尾1-1-25	株式会社 アイプロ	0948-22-1234	498kg
112	中間メディカル(EJ会)	扇ヶ浦1-15-1	(有)藤産業	093-964-2461	985kg
113	メゾン・グランデ	中鶴4-19-1740	ダイネン(株)鞍手営業所	0949-42-5969	498kg
114	オーク	扇ヶ浦3-20-6	ダイネン(株)鞍手営業所	同上	300kg
115	中鶴燃料工業株式会社	長津1-13-27	ダイネン(株)鞍手営業所	同上	498kg
116	ジュエルヴィルタス(共同住宅)	蓮花寺3-13-12	(株)ガスバル八幡販売所	093-644-7222	495kg
117	シャン・ド・フルールA, B	岩瀬3-21-6, 21-7	(株)ガスバル八幡販売所	093-644-7222	300kg
118	山賊鍋 中間店 SU	岩瀬1-5-1	九州新日石ガス株式会社	093-881-0101	500kg
119	アーバン宮園8軒 SU	岩瀬西町4-15	九州新日石ガス株式会社	093-881-0101	300kg
120	サンヴィレージ宮園 SU	岩瀬西町4-20	九州新日石ガス株式会社	093-881-0101	300kg
121	アベニューB棟8軒 SU	中央1-4-11	九州新日石ガス株式会社	093-881-0101	300kg
122	北の庄うどん(栗田 日出男)SU	大字下大隈字村瀬1127	九州新日石ガス株式会社	093-881-0101	300kg
123	Dolce Vita78	長津3-8-11	(株)ガスバル八幡販売所	093-644-7222	300kg
124	アメイジング コート	岩瀬3-21-5	(株)ガスバル八幡販売所	同上	495kg
125	(仮称)アクアクラ(株)北九州プラント	上底井野1128	(有)櫛ガス産業	092-581-1559	980kg
126	リハビリステーションデイサービススタート	長津3-4-26	日通エネルギー九州株式会社	0940-42-0325	400kg
127	株式会社 優希園	池田1-8-11	株式会社 コーテック	0948-42-8458	985kg
128	九州石油ガス株式会社 北九州営業所	岩瀬4-14-40	九州石油ガス株式会社北九州営業所	093-243-1160	580kg(販売)
129	WASHハウス 中間店	中尾2-14-17	西日本液化ガス((株))小倉支店	093-471-7314	498kg
130	社会福祉法人 垣生の里	上底井野78番地の1	(有)共同設備	093-243-2117	980kg
131	エルミター・ジュヒルズ I, II	中間3-25-13	(株)タカミヤ	093-617-1130	400kg
132	(株)安川電機	上底井野319番地の4	岩谷産業(株)	092-431-2220	2900kg
133	Sunrise StageⅢ	岩瀬4-15-32	(株)ガスバル 八幡営業所	093-644-7222	300kg
134	KEI HOUSEⅢ	岩瀬4-13-26	(株)ガスバル 福岡東販売所	0940-35-6875	300kg
135	WASHハウス 通谷店	通谷6-3-8	西日本液化ガス(株)小倉支店	093-471-7314	400kg
136	Arisa(共同住宅)	岩瀬1-20-10	ガスバル(株)福岡東販売所	0940-35-6875	300kg
137	(株)安川電機	上底井野319番地	(株)安川電機	093-645-7725	2830kg
138	(株)安川電機	上底井野320番地	(株)安川電機	093-645-7726	2830kg
139	LIFE size I, II, III, IV	蓮花寺3-9-20, 21, 30, 3	龍王ガス(株)	093-921-1001	980kg
140	トレス中間香番館	蓮花寺2-5102-3	ダイネン(株) 鞍手営業所	0949-42-5969	300kg
141	(仮称)高岡知広様D-ROOM	中央5-4541-376	(株)明治産業	092-736-7711	300kg
142	ブルメリア(共同住宅)	岩瀬西町3-8	(株)明治産業	092-736-7711	300kg
143	Dolce Vita82(共同住宅)	長津3-9-24	(株)ガスバル福岡東販売所	0940-35-6875	300kg
144	焼肉武勇伝	通谷6-3-8-1F	(株)三豊	093-751-4125	300kg
145	BAGZY 中間店	蓮花寺2-10-4	(株)新光	093-791-1831	500kg
146	ニコニコ不動産 借家集合	蓮花寺3-2-13	(株)中鶴燃料工業	093-245-0855	300kg
147	セントラルコーポ集合	長津1-16-5	(株)中鶴燃料工業	093-245-0855	400kg
148	ニューレジデンスA, B	長津1-4-7	(有)多伸設備	093-246-4382	700kg
149	グランブルーシス	東中間2-4-1	ENEOSグローバルエナジー(株)北九州西営業所	093-245-0643	300kg
150	エレガンス・ウィンズ	中鶴4-19-8	(株)ガスバル福岡東販売所	0940-35-6875	300kg
151	カトレア	中央1-4-1, 2	JA北九遠賀西部燃料センター	093-293-2367	400kg
152	ヴィラナリー中間	垣生1233-26	西日本熱設興業(株)	093-475-5953	900kg
153	中間第2宿舍	上底井野120-47	西日本熱設興業(株)	093-475-5953	600kg
154	株式会社共栄工業 新工場	中底井野1164-20	株式会社ケイオックス	0949-24-3311	500kg
155	シャトレ-松風	蓮花寺3-3-6, 7, 8	JA北九遠賀西部燃料センター	093-293-2367	400kg
156	安村孝道様AP	下大隈1609-1	(株)明治産業	092-736-7711	498kg
157	シベールなかま	中鶴4-1653	(株)明治産業	092-736-7711	498kg
158	ラフィーネく屋ヶ浦	東中間2-21-5, 6	JA北九遠賀西部燃料センター	093-293-2367	400kg
159	(株)Skyward博多若杉	中底井野1164-4	室ガス株式会社	092-935-1391	300kg
160	プレミールなかま I・II	上底井野1617-3	(株)明治産業	092-736-7711	300kg
161	ヴィラナリー中間5号棟	垣生1233-26	西日本熱設興業(株)	093-475-5953	980kg
162	ぎょらん亭(現 天竺)	岩瀬63-8	ENEOSグローバルエナジー(株)北九州西営業所	093-245-0643	400kg
163	中間第2宿舍2号棟	上底井野176-32	西日本熱設興業(株)	093-475-5953	900kg
164	ピオラハウス集合	蓮花寺3-5709	(株)中鶴燃料工業	093-245-0855	400kg
165	雇用促進住宅サンコーボラス中間2棟・4棟	垣生1233	(株)九酸ガス住設	0949-42-1003	980kg
166	中間第2宿舍4号棟	上底井野9組	西日本熱設興業	093-475-5953	800kg
167	LA・LIBERTA(朝霧老人ホーム)	朝霧4-21-1	(株)大同商会	093-381-2564	500kg

168	社会福祉法人 なのみー枝会 垣生の里	上底井野字正應寺789-1	(有)共同設備	093-482-7680	980kg
169	メゾンボーC	東中間2-18-3	ENEOSグローバルエナジー(株)北九州西営業所	093-245-0643	400kg
170	ブルーダイヤモンド 中間	中尾1-3-3	高松産業(株)	093-201-1329	400kg
171	H・STYELⅡ	深坂2-1546-47	(株)筑豊アローサービス	0948-22-5200	300kg
172	Kタウン2	東中間1-3-8	高松産業(株)	093-201-1329	980kg
173	深江工作所 豊津中間工場 北側	上底井野五楽団地	岩谷産業株式会社	093-245-1587	980kg
174	深江工作所 豊津中間工場 西側	上底井野五楽団地	岩谷産業株式会社	093-245-1587	980kg
175	クレイノPLATINA	岩瀬西町57-16	西部ガスエネルギー(株)北九州支店	093-621-7700	300kg
176	ピオーラ・トイロ	蓮華寺3-11	(株)中鶴燃料工業	093-245-0855	300kg
177	中華料理福原	通谷1-32-1	吉武産業(株)北九州支店	093-621-5438	300kg
178	プレミールAsagiri	朝霧4-21-8	(株)中鶴燃料工業	093-245-0855	400kg
179	グローヴハヤシ(ヴァルトハヤシⅡ)	中尾2-14-6	(株)中鶴燃料工業	093-245-0855	600kg
180	ハイツアスリッチ	土手の内3-8-26	(有)コトブキ	0949-32-0706	400kg
181	ベル・ブリーズⅠ・Ⅱ	中鶴4-1707	(株)ガスバール九州福岡販売所	0940-35-6875	300kg
182	グルーブホームかえて	上底井野字砂原1675-1	高松産業(株)	0120-889-294	500kg
183	洗っときます! 中間店	東中間1-2-2	株式会社エコア北九州西営業所	093-223-1531	400kg
184	コインランドリーグロリア中間中央店	中央1-25-15	大正産業(株)	093-245-0751	500kg
185	中鶴市営住宅	浄化町14-1	大正産業(株)	093-245-0751	800kg
186	中間ホルモン	中尾1-4-10	高松産業(株)	093-243-5811	980kg
187	アーバンレジデンス	扇ヶ浦1-20-24	イワタニ九州(株)	093-293-8500	300kg
188	ライフサイズ	蓮花寺3-9-31	龍王ガス(株)	093-921-1001	980kg
189	COINLANDRYH&W中間店	中央1-2-28	龍王ガス(株)	093-921-1001	700kg
190	琥珀(はぐれ跡地)	東中間2-3-7	名神産業株式会社	093-282-0099	400kg
191	ハイツサンライズ	鍋山町10-13	(株)太田商事	093-482-2688	400kg
192	メゾンM	岩瀬4-11-6	株式会社エコア	093-223-1531	300kg
193	ベルデュールⅠ・Ⅱ	岩瀬西町54-7	株式会社エコア	093-223-1531	300kg
194	プロテームⅢ A B	長津3-864	株式会社ガスバール九州	0940-35-6875	500kg
195	こぼやしうどん(現在 幸)	垣生207-2	三菱オプティガス九州株式会社	093-245-0852	400kg
196	なのみ園(垣生の里)	上底井野787-1	(株)ケイ・アール・ジー	0949-22-0341	800kg
197	グレイスSEEN	扇ヶ浦1-20-27	イワタニ九州(株)	093-293-8500	300kg
198	ハイツアスリッチA・B	土手の内3-8-26	イワタニ九州(株)	093-293-8500	400kg
199	ボスカートB	長津3-7283-1	(有)双伸設備	093-246-4082	800kg
200	デイサービスセンターはつらつ	大字垣生848-3	(有)光ガス商会	093-681-2446	300kg
201	THE WASH 中間店	岩瀬1-29-1	(株)新光機器	093-961-2611	400kg
202	ダイレックス中間岩瀬店	岩瀬一丁目9番1号	高松産業株式会社	093-243-5811	300kg
203	ヴィナナリー中間1号棟	垣生1233-2	(株)グリーンエネルギー九州	092-892-3500	300kg
204	ヴィナナリー中間3号棟	垣生1233-2	(株)グリーンエネルギー九州	092-892-3500	400kg
205	フィールドMS	岩瀬4-7-12	(有)コトブキ	0949-32-0706	400kg
206	信和銅板株式会社(工業用)	大字上底井野1128-10	福岡酸業株式会社	093-472-5551	980kg
207	馳走屋いではら	蓮花寺2-11-8	イワタニ九州(株)北九州西営業所	093-293-8500	300kg
208	オリブ中間	垣生宮ノ前909-2	高松産業株式会社	093-243-5811	980kg
209	介護老人福祉施設ほのぼの	大字垣生890-8	(株)ケイ・アール・ジー	0949-22-0341	980kg
210	カーサ・エレガント・23	垣生160	(株)ガスバール九州福岡販売所	0940-35-6875	300kg
211	BarbooDA中間店 ランドリープレス中間店	岩瀬一丁目1-2	名神産業株式会社	093-282-0099	500kg
212	うどん処ひら田	長津三丁目11番25号	中鶴燃料工業株式会社	093-245-0855	400kg
213	アウローラJ&S	中央3-11-15	有限会社 コトブキ	0942-32-0706	300kg
214	ヴィナナリー中間Ⅱ5号	上底井野176-32	イワタニ九州(株)	0570-09-8500	800kg
215	らーめん慎	下大隈1174-1	高松産業株式会社 中間支店	093-243-5811	300kg
216	はま寿司中間店	東中間1-2-2	イワタニ九州(株)北九州営業所	093-965-1310	500kg
217	リーヴァ TAO	中鶴4-19-1	(株)ガスバール九州福岡販売所	0940-35-6875	300kg
218	豚ステーキ 十ー	蓮花寺2-2-5	九州石油ガス(株)北九州西営業所	093-243-1331	495kg
219	プレッツリーバ1・2・3	中央五丁目17-6	九州石油ガス(株)北九州西営業所	093-243-1331	495kg
220	スリーワンスリーヒルズAB	池田1-3-21	(株)エコア北九州西営業所	0120-153-166	300kg
221	レジデンス牟田	岩瀬西町64-11	(有)コトブキ	0949-32-0706	300kg
222	タウンニクス大久保A/B	鍋山町5-15	(株)ケイ・アール・ジー直方営業所	0949-22-0341	300kg
223	桜館Ⅰ・Ⅱ	蓮花寺3丁目9-16	(株)ケイ・アール・ジー直方営業所	0949-22-0341	300kg
224	中村整形外科	長津2丁目16-47	上野石油	093-245-0271	300kg
225	リハビリ特化型デイサービスGRAND	上底井野720-10	くらでガス株式会社	0949-42-0546	300kg
226	バーシーフⅠ・Ⅱ	長津2丁目23-18、19	(株)ガスバール九州 福岡東販売所	0940-35-6875	300kg
227	KタウンⅠ	東中間1丁目3-7	高松産業株式会社 中間支店	093-201-5811	500kg
228	シティハウス長津	長津2丁目6-30	高松産業株式会社 中間支店	093-201-5811	300kg
229	レオパレスフカサカ南	深坂1-12-28	アストモリテイング(株)北九州支所	093-622-3200	300kg
230	安川電機	上底井野315-2	岩谷産業	245-1587	980kg
231	石田一龍 中間店	岩瀬3丁目23-3	高松産業株式会社 中間支店	093-201-5811	300kg
232	石田一龍 中間店	岩瀬3丁目23-3	高松産業株式会社 中間支店	093-201-5811	600kg
233	プリンス武番館	蓮花寺2-4907	高松産業株式会社 中間支店	093-201-5811	900kg
234	ソーシャルインクルーホーム中間中鶴	中鶴4-25-1	平川商店	0944-53-1971	400kg
235	デイサービスリハビリセンターActive	中尾2-13-16	名神産業株式会社	093-282-0099	400kg
236	フェロー中鶴	中鶴1-28-1	名神産業株式会社	093-282-0099	400kg
237	大浦工業	中底井野1164-39	高松産業株式会社 中間支店	093-243-5811	800kg
238	中間BPSクエア	上底井野437-1	高松産業株式会社 中間支店	093-243-5811	900kg

《中間市災害対策本部条例》

昭和 38 年 3 月 15 日

条例第 4 号

改正 平成 24 年 10 月 1 日条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、中間市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 24 年条例第 21 号〕

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 1 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

《中間市災害対策本部条例施行規則》

昭和 38 年 6 月 1 日規則第 2 号

改正 平成 21 年 7 月 6 日規則第 11 号

令和 6 年 6 月 6 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中間市災害対策本部条例（昭和 38 年中間市条例第 4 号）第 4 条の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 災害対策本部の構成は、別図のとおりとする。

(事務分掌)

第 3 条 災害対策本部の部（以下単に「部」という。）の事務分掌は、次の表のとおりとする。

部	分掌事務
指揮部	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 気象状況及び災害状況の迅速な把握に関すること。 3 災害の予防及び災害応急対策の総合調整並びに各部との連絡調整に関すること。 4 防災会議に関すること。 5 配備体制及び動員状況に関すること。 6 自衛隊及び警察の派遣要請に関すること。 7 自主防災組織との連絡調整及び活動の支援に関すること。 8 避難行動要支援者名簿の管理及び運用に関すること。 9 気象予報の連絡に関すること。 10 被害状況の把握に関すること。 11 その他他の部の所掌に属さない事項に関すること。
受援部	(人的受援) 1 関係機関への派遣要請に関すること 2 各部及び各課への連絡調整に関すること 3 職員の安否確認に関すること 4 応援職員の配置に関すること (物的受援) 1 各部との必要物資の調整に関すること 2 搬入された物資に関すること 3 本市に保管している物資に関すること 4 物資の配布に関すること
情報連絡部	1 気象情報の収集及び連絡に関すること。 2 現地での被害情報の収集及び連絡に関すること。 3 広報に関すること。 4 被害状況の記録及び集計並びに災害写真の撮影に関すること。 5 公共施設の管理に関すること。 6 必要車両等の確保及び調整に関すること。 7 緊急通報に関すること。 8 非常用電源に関すること。
出納経理部	1 災害応急対策必要物資の購入及び支払に関すること。 2 災害救助費の出納に関すること。 3 義援金の受付及び配分に関すること。

〈中間市災害救助条例施行規則〉

	4 災害見舞金の支給に関すること。 5 その他応急対策に関する諸経費の出納及び経理に関すること。
技術部	1 公共土木施設等の被害状況調査及び応急処置に関すること。 2 公営住宅の被害状況調査及び応急処置に関すること。 3 建物の応急危険度判定に関すること。 4 応急仮設住宅の建設に関すること。 5 水門、こう門、えん堤等の操作に関すること。 6 水防活動に関すること。 7 交通対策に関すること。 8 土のうに関すること。 9 土砂災害に関すること。 10 農林商工業関係の被害状況調査及び応急処置に関すること。 11 農作物の災害予防に関すること。 12 農作物の被害に伴う病害予防に関すること。 13 種苗流出の場合の種苗のあっせんに関すること。 14 食料品及び生活必需品の確保に関すること。 15 外国人に対する言語支援に関すること。
上下水道部	1 取水施設、浄水場、配水池及び送水施設に関すること。 2 水質の管理に関すること。 3 給配水管の維持管理に関すること。 4 災害時の給水計画及び応急給水に関すること。 5 下水道施設の被害状況調査及び応急処置に関すること。
衛生救護部	1 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の運用に関すること。 2 災害ボランティアに関すること。 3 福祉施設の被害状況調査及び応急処置に関すること。 4 避難所の開設及びこれに係る連絡調整並びに避難所での炊出しに関すること。 5 避難所の管理及び運営に関すること。 6 要配慮者の避難誘導に関すること。 7 ペット同行避難に関すること。 8 清掃作業に関すること。 9 被災地の防疫に関すること。 10 死亡者の対策及び埋葬に関すること。 11 医療救護所の設置及び医療救護活動の支援に関すること。 12 医療機関の受入状況の確認及び応急処置に関すること。 13 その他救護、衛生及び感染症予防に関すること。
教育施設部	1 社会教育施設の被害状況調査及び応急処置に関すること。 2 文化財の被害状況調査及び応急処置に関すること。 3 児童及び生徒の避難に関すること。 4 応急教育に関すること。 5 教科書その他の学用品の調達及び配給に関すること。 6 学校給食に関すること。 7 学校教育施設における避難所の開設準備並びに開設後の管理及び運営に関すること。 8 学校災害及び文化財災害に係る他機関との連絡調整に関すること。
調査部	1 被害状況調査及び情報収集に関すること。 2 災害証明の発行に関すること。

〈災害対策本部及び災害警戒本部組織計画〉

	3 思い出の品等の整理及び情報提供に関すること。
作業部	1 被災地における応急対策活動に関すること。 2 被害の拡大防止に関すること。 3 家屋被害調査に関すること。 4 衛生救護部が行う避難所の開設及び運営の支援に関すること。 5 救助物資の供給に関すること。
予備部	1 議員との連絡調整に関すること。 2 各部要員の不足補充に関すること。 3 避難誘導の補助に関すること。
消防本部	1 消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 り災者の救助活動及び救急活動に関すること。 4 水防及び消防用資機材の点検、整備、確保及び輸送に関すること。 5 水位通報及び雨量通報の受信並びに水防信号の操作に関すること。 6 被災地の警戒巡視に関すること。 7 危険物の防災施策に関すること。
消防団	1 り災者の救出活動及び救助活動に関すること。 2 避難の誘導及び支援に関すること。 3 被災地における応急対策活動に関すること。 4 被災地の警戒巡視に関すること。

附 則

この規則は、昭和 38 年 6 月 1 日から施行する。

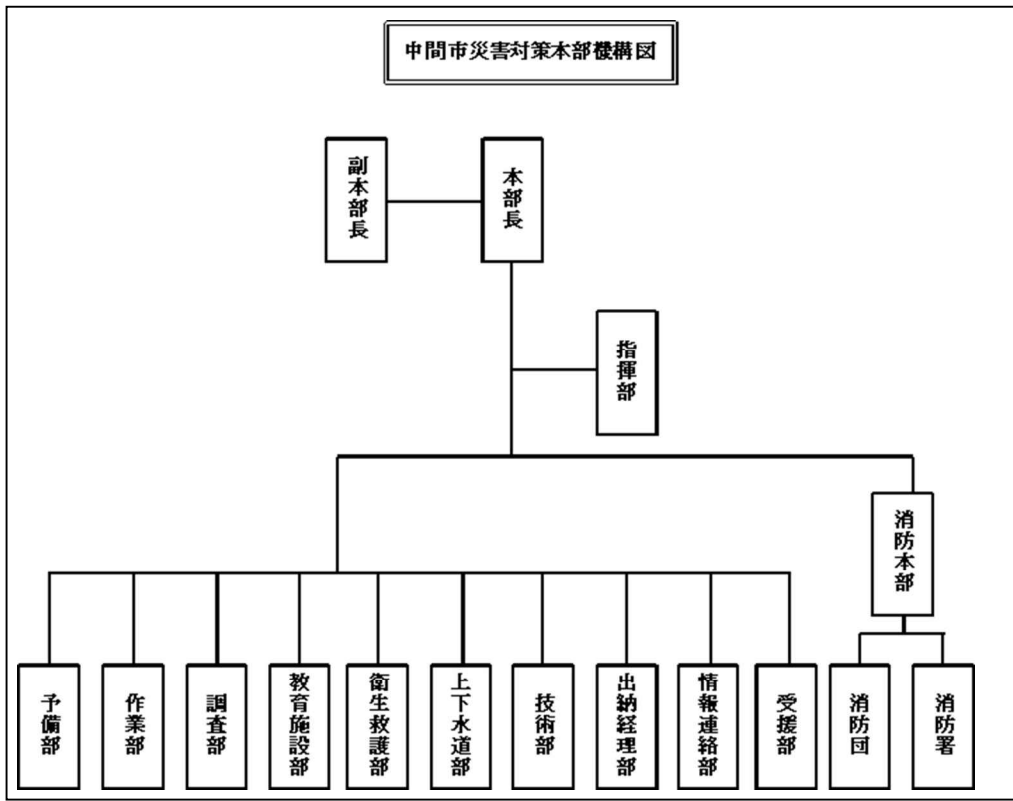
附 則（平成 21 年 7 月 6 日規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 6 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別図（第2条関係）



《 中 間 市 防 災 会 議 条 例 》

昭和 38 年 3 月 15 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、中間市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中間市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条第 1 項に規定する水防計画に関し調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 福岡県の知事部局の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長、消防署長及び消防団長
- (7) 指定公共機関、指定地方公共機関又は他の地方公共団体の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

6 前項第 1 号から第 4 号まで、第 7 号及び第 8 号の委員の定数はそれぞれ若干名とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

〈中間市災害救助条例施行規則〉

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年9月14日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月9日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月19日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(中間市水防協議会条例の廃止)

- 2 中間市水防協議会条例(昭和62年中間市条例第26号)は、廃止する。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 3 中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改める。

第1条第43号中「中間市水防協議会」を「中間市防災会議」に改める。

《中間市災害救助条例》

昭和 35 年 3 月 21 日

条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)の適用を受けないが、法にいう災害にかかった者に対し応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と、社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の施行)

第 2 条 前条の災害が発生した場合、市長は速やかに調査の上被害世帯に対し救助を行う。

(救助の種類)

第 3 条 救助の種類は、次のとおりとする。

(1) 救助物資(被服、炊事用具、食器等)

(2) 見舞金

(救助の範囲)

第 4 条 災害による救助の範囲は、住家の被害を対象とし、非住家及び土地の被害についてはこれを除外する。

(災害物資及び見舞金の支給)

第 5 条 災害による救助物資及び見舞金の支給は、別表による基準額以内とする。

(その他)

第 6 条 法を適用されたときも第 3 条第 2 号に定める見舞金を支給する。

(規則の制定)

第 7 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 10 月 9 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 43 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 48 年 4 月 1 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年 9 月 26 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。防協議会」を「中間市防災会議」に改める。

別表（第5条関係）

1 救助物資

(1) 住屋の全焼、全壊、流失により被害を受けた世帯

世帯別 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人以上 1人増す毎に
夏季 (自4月 至9月)	10,000 円	13,000 円	15,000 円	18,000 円	20,000 円	3,000 円
冬期 (自10月 至3月)	15,000 円	20,000 円	25,000 円	30,000 円	35,000 円	5,000 円

(2) 住屋の半焼、半壊により被害を受けた世帯

(1) の半額とする

2 見舞金

区 分	金 額
住屋の全焼、全壊、流失により被害を受けた世帯	30,000 円
住屋の半焼、半壊により被害を受けた世帯	20,000 円
床上浸水	10,000 円
死亡者（1人につき）	100,000 円
重傷者（1人につき）	10,000 円

《中間市災害救助条例施行規則》

昭和 35 年 3 月 21 日

規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中間市災害救助条例(昭和 35 年中間市条例第 15 号。以下「条例」という。)により災害の程度の認定及び救助物資、見舞金の支給に当たり、その正確及び適正を期するため定めるものである。

(認定)

第 2 条 条例第 2 条の救助のための認定に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 寮、飯場、下宿等多数の者が集団生活を行っている場合の救助物資及び見舞金の支給に当たっては、これを同一世帯とみなす。
- (2) 災害を受けた世帯に同居する世帯の救助物資及び見舞金の支給については、明らかに生計を別にする世帯(ただし、単身者を除く。)を除きすべて同一世帯とみなす。

(不支給)

第 3 条 被災者の原因に基づくもの又は防止することができるとされる災害を防止しなかったために生じた災害については、救助物資及び見舞金の支給を行わないことができる。

(意見の聴取)

第 4 条 前条及び条例別表による災害の認定に当たりその認定が困難と思われる場合は、その災害の救助に従事した警察、消防その他公の機関の意見を聞いて決定する。

附 則

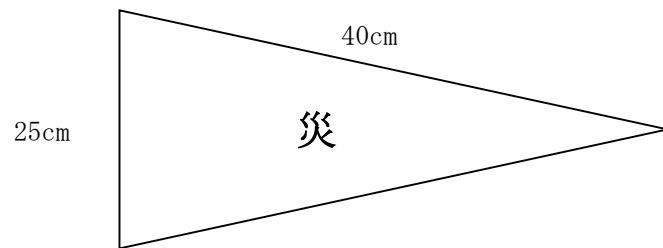
この規則は、中間市災害救助条例施行の日(昭和 35 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則 (平成 25 年 11 月 28 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

《 市災対本部の標識 》

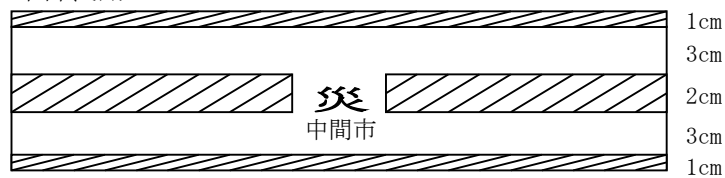
《 自動車用標旗 》



※白地に赤文字とする

《 腕章 》

本部長用



副本部長及び班長用



本部及び対策支部要員用



※白地とし、斜線の部分及び文字は赤色とする。

《 配備完了報告書 》

様式 1

配 備 完 了 報 告 書 (例)

月 日 第 配備 班

班 員 名	配備完了時間	備 考

上記のとおり配備が完了したので報告します。

中間市災害対策本部長 殿

班長

印

《 中間市の注意報・警報・特別警報・情報等の種類並びに発表の基準 》

注 意 報：災害が起こるおそれのある場合、注意を喚起するために行う。
 警 報：重大な被害が起こるおそれがある場合に、警戒を喚起するために行う。
 特別警報：予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、最大級の警戒を喚起するために行う。

種 類		発表の基準
注 意 報	大 雨	表面雨量指数基準：16 土壌雨量指数基準：111
	洪 水	流域雨量指数基準：曲川流域＝5.6、黒川流域＝8.9、笹尾川流域＝7.6 西川流域＝7.4 複合基準：西川流域＝12、7.4(※1) 指定河川洪水予報による基準：遠賀川下流部[中間・宮田橋]
	強 風	平均風速：12m/s
	風 雪	平均風速：12m/s 雪を伴う
	大 雪	12時間降雪の深さ3cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	濃 霧	視程：100m
	乾 燥	最小湿度40%で実効湿度60%
	なだれ注意報	積雪の深さが100cm以上で、次のいずれか 1. 気温が3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さが30cm以上
	低 温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下
	霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜、最低気温3℃以下
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上
記録的短時間大雨情報		1時間雨量：110mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

《 中間市の注意報・警報・特別警報・情報等の種類並びに発表の基準 》

種 類		発表の基準
警 報	大 雨	(浸水害) 表面雨量指数基準：30 (土砂災害) 土壌雨量指数基準：151
	洪 水	流域雨量指数基準：曲川流域＝7.1、黒川流域＝11.2、 笹尾川流域＝9.5、西川流域＝11.9 指定河川洪水予報による基準：遠賀川下流部[中間・宮田橋]
	暴 風	平均風速：20m/s
	暴 風 雪	平均風速：20m/s 雪を伴う
	大 雪	12時間降雪の深さ10cm
土砂災害警戒情報		大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいた監視基準に達したときとする。また、土砂災害に対して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等には、福岡県県土整備部と福岡管区気象台が協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

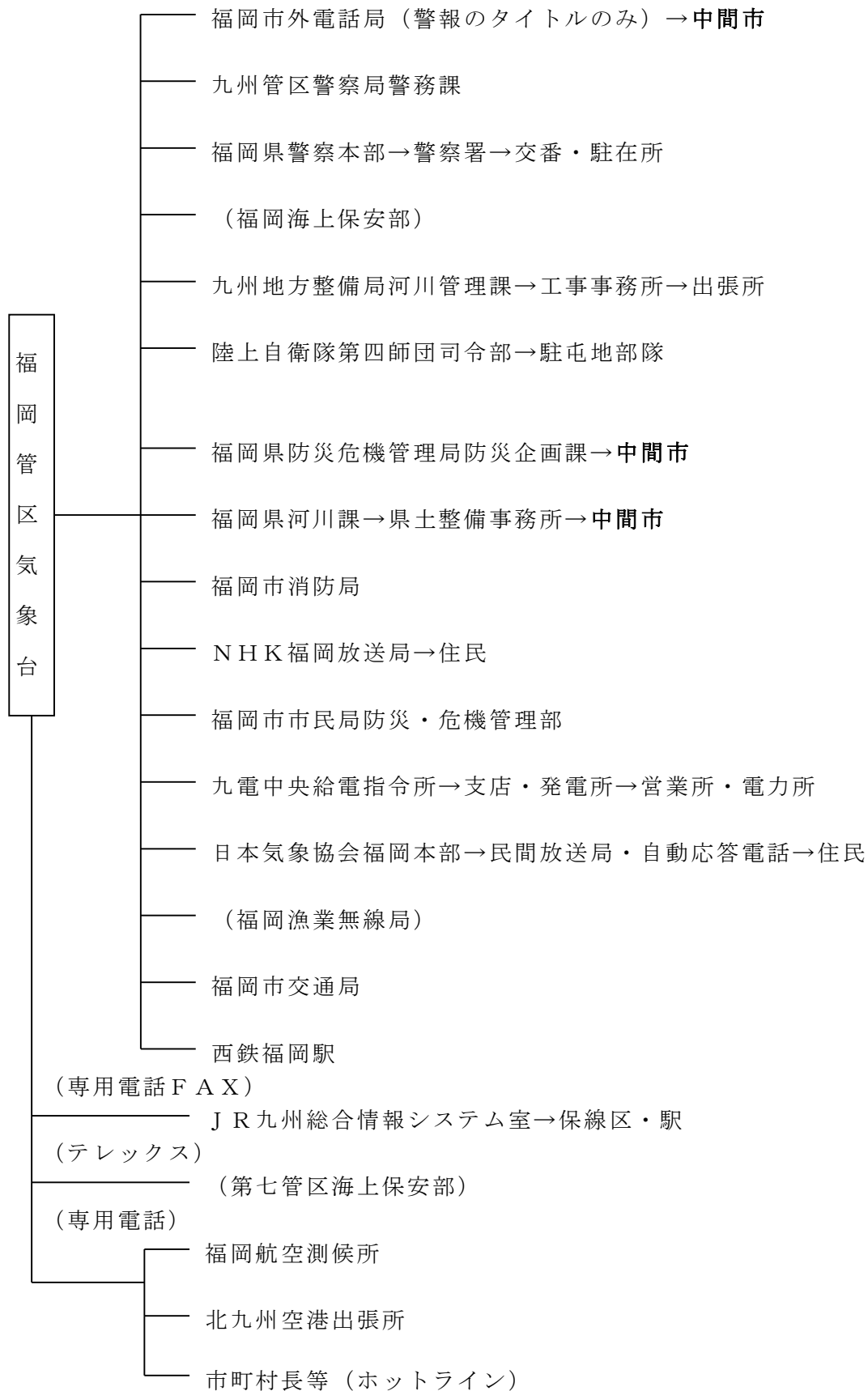
種 類		発表の基準
特 別 警 報	大 雨	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	地 震 動	震度6弱以上又は長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合
	土砂崩れ	台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
	高 潮	台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合
	洪 水	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合

《 気象・火災・地震の情報 》

種類	発表の基準	該当する具体的条件
気象情報	気象業務法上に基づいて気象官署気象等の予報に係りのある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表する。 福岡管区気象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。	ア. 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報・注意報等を未だに行うに至らない場合などに、予告的に発表する予告的機能。 イ. 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して警報・注意報等を行っている場合など、警報・注意報等を補完するための補完的機能。 ウ. 大雨警報発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（福岡県では1時間に110mm以上※）を観測もしくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「福岡県記録的短時間大雨情報」がある。 ※ この値については注意報・警報の基準と同じに、検討と見直しが行われ、必要な場合には変更される。
火災気象通報	消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。	ア. 実効湿度が60％以下でかつ最小湿度35％以下となり、最大風速7 m/sを超える見込みのとき。 イ. 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

地震情報	震度速報 ・震度3以上 震源に関する情報 ・震度3以上 震源・震度に関する情報 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 各地の震度に関する情報 ・震度1以上	ア. 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報 イ. 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。 ウ. 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 エ. 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
-------------	---	---

《 防災気象情報（注意報・警報・情報等）伝達系統図 》



《 福 岡 県 災 害 調 査 報 告 実 施 要 綱 （ 抄 ） 》

（趣旨）

第 1 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 53 条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

（定義）

第 2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

（総括事務）

第 3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合司令部（総括班）において行う。

（報告責任者）

第 4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

（報告すべき災害）

第 5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は 2 市町村以上にまたがるもので、1 の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

（報告及び提出部数）

第 6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表 1 によるものとする。

〈福岡県災害調査報告実施要綱〉

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区分	報 告 時 間	
市町村長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各部長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な書類を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

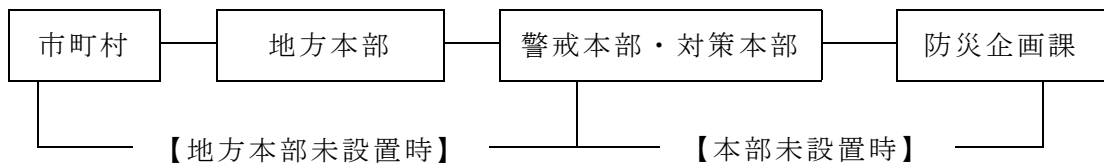
（報告の順序）

第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被害状況報告は、次の順序によるものとする。

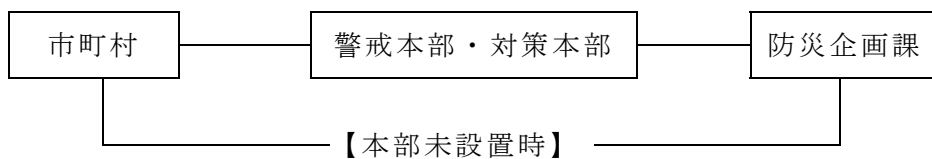
但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

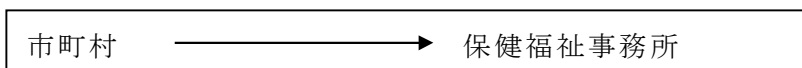
(1) 災害概況及び被害状況即報（様式第1号・様式第2号の1）



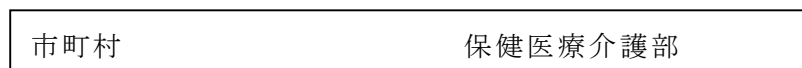
(2) 被害状況確定報告（様式第2号の1）



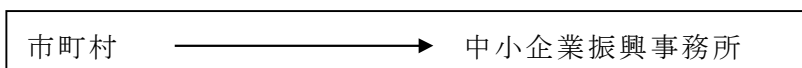
(3) 社会福祉施設関係被害即報（様式第2号の2）



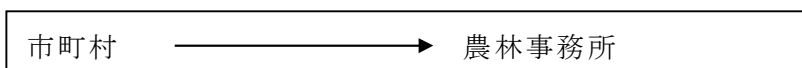
(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の3、様式第3号の1）



(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の4、様式第3号の2）

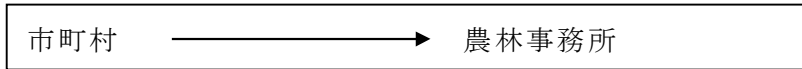


(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の5、様式第3号の3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15）

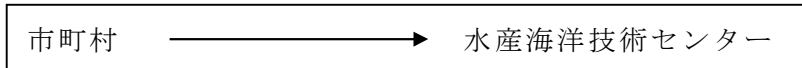


〈福岡県災害調査報告実施要綱〉

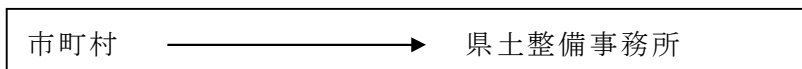
- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の6,7,8,9,10）



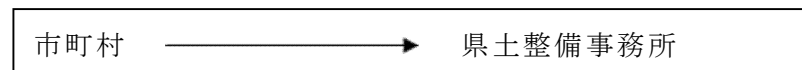
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の11,12）



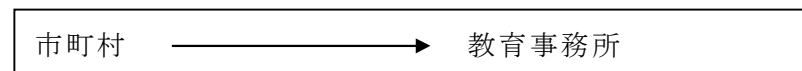
- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の13、様式第3号の16）



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の14,15、様式第3号の17）



- (11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告（様式第2号の16）



附 則

この要綱は、平成10年9月7日から施行する。

《 被 害 認 定 の 基 準 》

被 害 区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は、受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は、必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	住 家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大 規 模 半 壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中 規 模 半 壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半 壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない (一部損壊)	住家の損壊割合がその住家の延床面積の10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

〈福岡県災害調査報告実施要綱〉

被害区分		判定基準
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
		※ 非住家被害は全壊、又は半壊のもののみを記入するものとする。
その他の被害	田の流失埋没	田の耕土が流失し、又は、砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流失埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 25 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は、簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は、簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿、そのほかこれに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であつての、生活が別であれば分けて扱うものとする。 ※住家の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
	公共土木施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。

被 害 区 分		判 定 基 準
被 害 金 額	公共施設被害 市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機器具等とする。

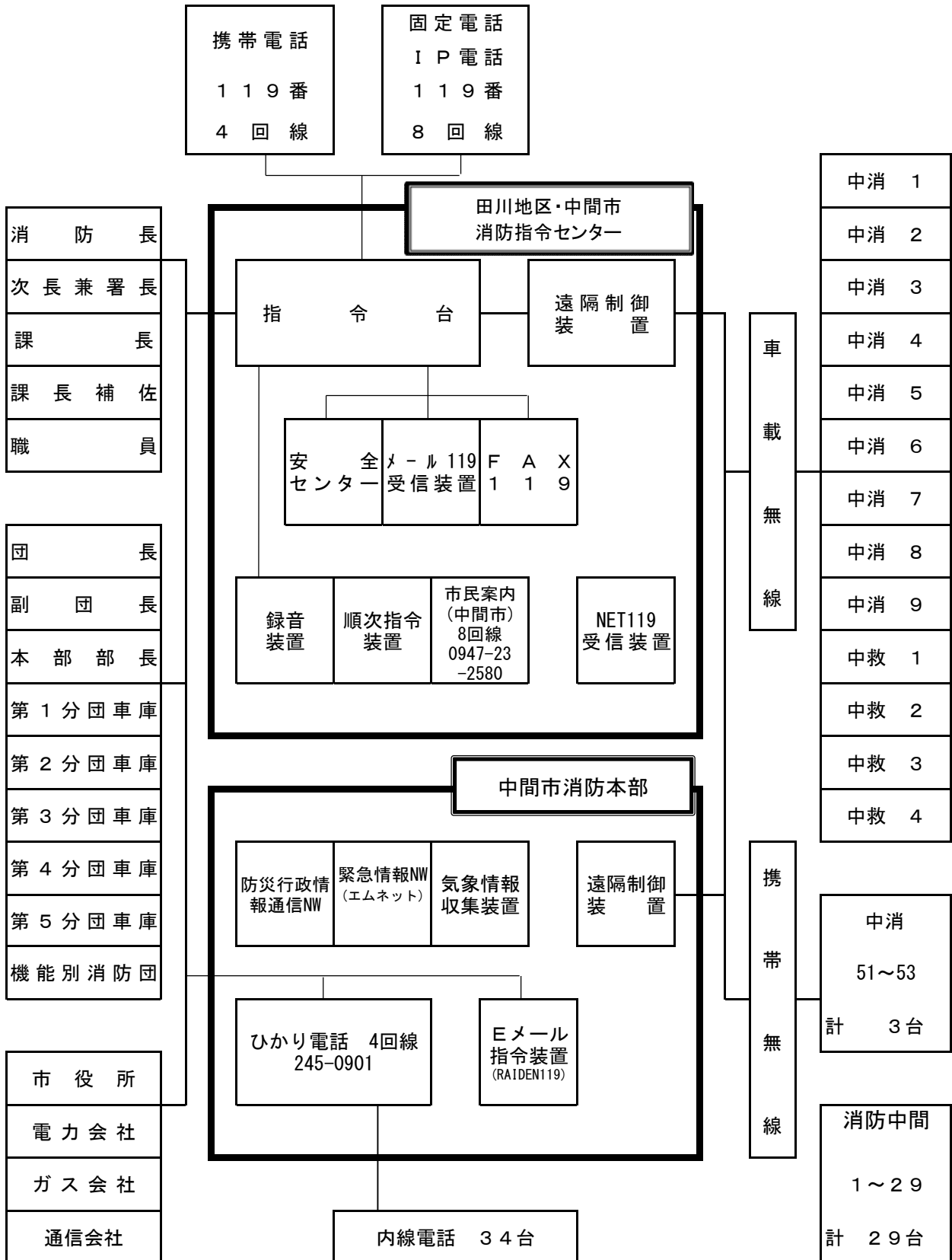
《 被害状況等の調査・報告事項 》

種 別	調 査 報 告 事 項
死者・行方不明者	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別 （死亡日時）
負傷者	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別、負傷の部位・程度、救出・救急状況、病院名
家屋全壊（流出）	原因、氏名、棟数、世帯数、人員避難状況、（避難場所、避難世帯、人員、食料・毛布の支給等）
家屋半壊	
家屋一部損壊	
床上浸水	原因、戸数、世帯数、人員（世帯主氏名）避難状況（避難場所、避難世帯、人員、食料・毛布の支給等）
床下浸水	
非住家被害	種別（公共建物、倉庫、車庫等）、被害程度、応急状況
道路被害	箇所、管理種別（国、県、市町村別）、被害状況、応急対策（動員数、使用資機材）、通行等の状況
橋梁被害	
堤防被害 （河川、貯水池、 ため池、用水路）	箇所、管理種別（国、県、市町村、私等別）、被害程度（規模）、関連被害（住家、田畑等）、応急対策（動員数、使用資機材）
田畑被害	被害地域面積（冠水、埋没、流出）
山、崖くずれ	被害の規模、人身、家屋等被害の有無、道路等の影響、応急対策（動員数、使用資機材）
水道施設被害	原因、被害状況（断水状況）、応急・復旧対策（給水状況）、（上水道、工業用水、簡易水道）
下水道施設被害	原因、被害状況、応急・復旧対策
通信・電力被害	被害状況、応急・復旧対策

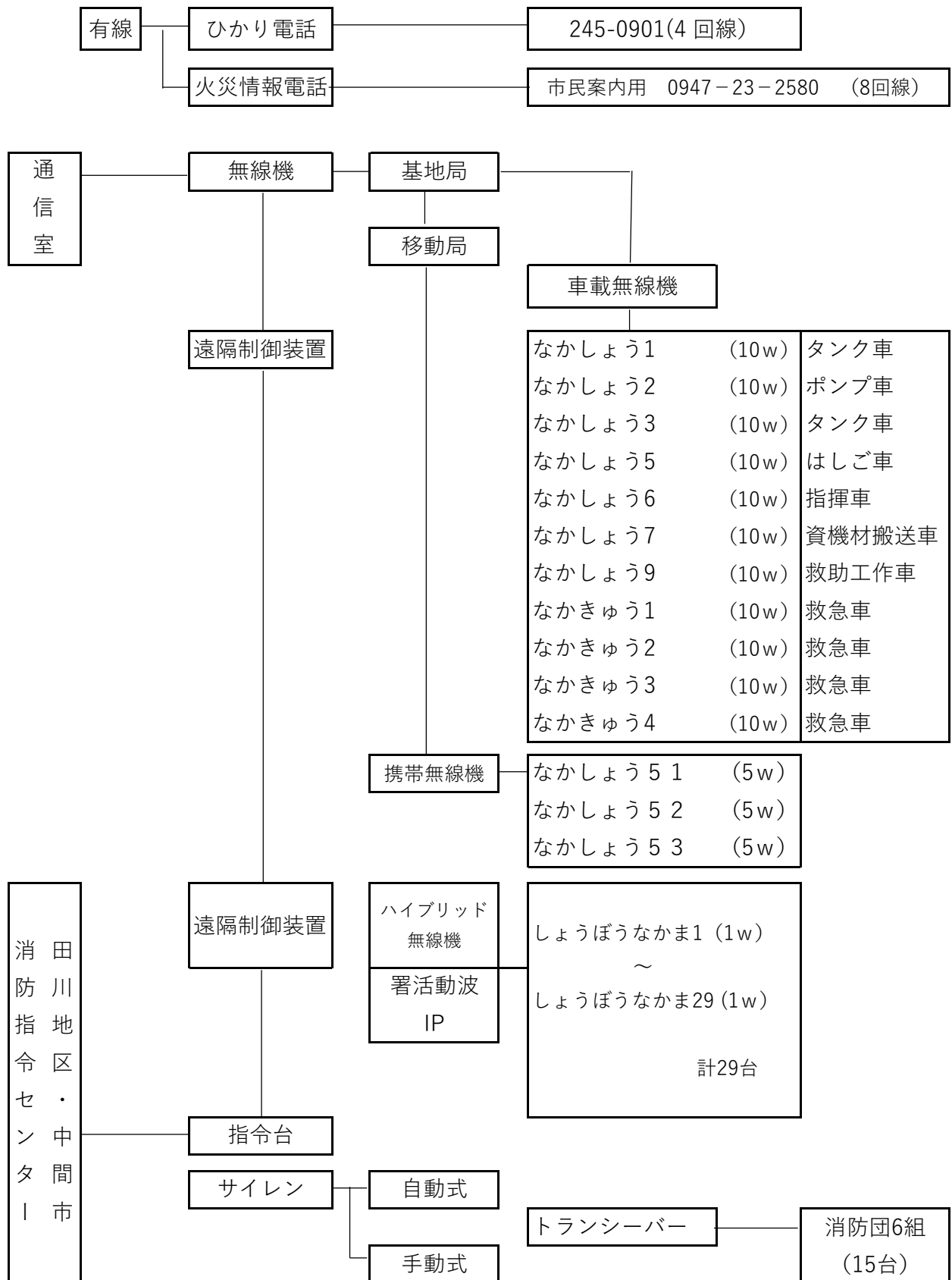
※浸水、堤防、山・崖くずれ等の被害は、次の事項についても調査・報告をすること。

1. 宅地工事規制区域、急傾斜地方会危険区域内・外の別
2. 風水害危険区域（箇所）指定の確認

《 消防無線通信系統図 》



《 中間市消防本部通信施設設備一覧 》



〈福岡県災害調査報告実施要綱〉

《 通信施設の状況 》

施設名		設置数	備 考		
消 田 防 川 指 地 令 区 セ ・ ン 中 タ 間 市	指令台	4	高機能消防指令システムⅡ型		
	119番受付回線	12	固定電話4回線、 I P 電話4回線、 携帯電話4回線		
	メール119受信装置	1			
	FAX119	1			
	録音装置	1	8回線		
	車両運用表示盤	1	12台		
	順次指令装置	1	2回線		
	市民案内	1	田川地区16回線 中間市 8 回線		
	NET119	1	映像通報機能あり		
中 間 市 消 防 本 部	事案共有システム		1		
	データ指令装置		1		
	気象情報収集装置		1	雨量、風速、温度、湿度、気圧	
	防災行政情報通信無線		1	固定局1	
	消 防 用 無 線 電 話	デジタル無線	活動波2ch (270 MHz帯)		
			主運用波7ch (260 MHz帯)		
			統制波3ch (260 MHz帯)		
		アナログ無線	署内活動波2ch (460 MHz帯)		
			九州沖縄共通波3ch (460 MHz帯)		
			防災相互波 1 (460 MHz帯)		
		種別	局数	備 考	
		基地局(10w)	1		
		陸上移動局 (10w)	15	車載11台、予備機2台、 卓上型1台、可搬型1台	
		携帯移動局 (5w)	3		
		署内活動波無線 (1w)	29	ハイブリッド型 (IP無線を含む)	

《 なかまコミュニティ無線局の名称及び設置場所 》

(なかまコミュニティ無線システム管理局、固定子局及び移動子局)

No.	無線局種別	局 名	設置場所	No.	無線局種別	局 名	設置場所
1-1	管理局	中間市役所	中間1-1-1	27	固定子局	中鶴3区児童遊園	中鶴1-7543-73
1-2	固定子局	中間市役所	中間1-1-1	28	〃	片峯児童遊園	長津2-7345-15
2	〃	中間北小学校	岩瀬3-2-1	29	〃	岩瀬西町2区第4児童遊園	岩瀬西町1596-5
3	〃	中間南小学校	通谷5-14-1	30	〃	岩瀬西町2区第2児童遊園	岩瀬西町1424-44
4	〃	中間西小学校	弥生2-1-1	31	〃	キッズランド	蓮花寺3-5787-1
5	〃	中間中学校	大字垣生510	32	〃	鳥森児童遊園	中央1-6456-4
6	〃	底井野小学校	大字上底井野825	33	〃	大根土市営駐車場	中央4-4425-245
7	〃	中間小学校	長津1-26-1	34	〃	太賀1区児童遊園	太賀1-460-22
8	〃	中間東小学校	中尾4-2-1	35	〃	扇ヶ浦1区児童遊園	扇ヶ浦4-907-46
9	〃	中間北中学校	岩瀬3-4-1	36	〃	鍋山第1児童遊園	朝霧1-986-185
10	〃	中間東中学校	扇ヶ浦3-21-1	37	〃	星ヶ丘児童遊園	星ヶ丘36-215
11	〃	中間南中学校	朝霧5-2-1	38	〃	通谷5区第2児童遊園	桜台2-79-127
12	〃	西部浄水場	大字上底井野1094	39	〃	深坂2区児童遊園	深坂2-1560-16
13	〃	唐戸浄水場	中間2-5-13	40	〃	中尾2区第4児童遊園	中尾2-3423-6
14	〃	中間駅前パトロール立寄所	中央2-10-28	41	〃	小田ヶ浦第2児童遊園	小田ヶ浦1-2114-37
15	〃	消防団第5分団格納庫	大字上底井野106-3	42	〃	大辻児童遊園	大辻町12
16	〃	浄花町公園	浄花町7751-3	43	〃	七重第2児童遊園	七重町1852-52
17	〃	体育文化センター	蓮花寺3-1-5	44	〃	土手ノ内3区第3児童遊園	土手ノ内3-28-18
18	〃	総合会館(ハピネスなかま)	通谷1-36-10	45	〃	土手ノ内1区第2児童遊園	土手ノ内1-517-57
19	〃	砂山児童遊園	大字垣生1429-1	46	〃	砂山	大字垣生
20	〃	太賀2区児童遊園	太賀3-4796-3	47	〃	下大隈	大字下大隈
21	〃	中底井野第1児童遊園	大字中底井野490	48	移動子局	携帯1	-
22	〃	中間・遠賀リサイクルプラザ	大字垣生1300	49	〃	携帯2	-
23	〃	上底井野第1児童遊園	大字上底井野1433-22	50	〃	携帯3	-
24	〃	中間仰木彬記念球場	大字垣生670-1	51	〃	携帯4	-
25	〃	垣生第1児童遊園	大字垣生890-7	52	〃	車載局	公用車北九州300㍓8033
26	〃	屋島公園	長津1-27	52	〃	車載局	公用車北九州300㍓8033

《 災 害 に 関 す る 対 策 の た め の 放 送 要 請 に 関 す る 協 定 》

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条に規定する放送に関して、福岡県知事と日本放送協会福岡放送局長は、同法施行令第 22 条の規定に基づき協議し、災害に関する対策のための放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

第 1 条 福岡県知事（以下「甲」という。）が法第 57 条の規定に基づき、日本放送協会福岡放送局長（以下「乙」という。）に、放送を要請するときの手続きは、この協定の定めるところによって行なう。

第 2 条 甲が乙に、放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。

- (1) 放送を要請しようとする理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送を行う日時及び放送系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

第 3 条 乙は、甲からの放送の要請を受けた時は、その内容を検討し、法第 57 条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等をそのつど決定し、すみやかに放送するものとする。

第 4 条 要請手続きの円滑を図るため、福岡県民生部消防災害課長及び福岡放送局放送部長を連絡責任者とする。

第 5 条 この協定に規定する事項に関して疑義等が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

第 6 条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し当事者が記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

昭和 41 年 10 月 17 日

甲 福岡県知事

乙 日本放送協会福岡放送局長

（注）福岡県は同様の協定を以下の 9 放送局（会社）と締結している。

日本放送協会北九州放送局

株式会社テレビ西日本

株式会社福岡放送

株式会社エフエム福岡

九州朝日放送株式会社

アール・ケー・ビー毎日放送株式会社

株式会社ティー・エックス・エヌ九州

株式会社エフエム九州

株式会社九州国際エフエム

《 放 送 要 請 様 式 》

中間市から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
1. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7022（防災企画係） 700-7023（消防係） 700-7500（災害対策本部、設置時のみ）	1. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7027（宿直室） 700-7020～7025 （消防防災課事務室、宿直室対応可） 78-700-7500（災害対策本部、設置時のみ）
2. 一般加入電話 092-641-4734、092-643-3112 （防災企画係） 092-643-3986（災害対策本部、設置時のみ）	2. 一般加入電話 092-641-4734（宿直室切替） 092-643-3986（災害対策本部、設置時のみ）
備考 1. 一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2. 内の電話を優先使用されたい。	

中間市、県から NHK 福岡放送局への要請

1. 一般加入ファックス 092-781-4270 092-771-8579 ただし、この場合も別途電話連絡すること。
2. 県防災行政無線電話《発信番号 78-》 982-70
3. 一般加入電話 092-741-7557 092-741-4029
備考 一般加入電話は、市町村の孤立防止無線電話からも接続できる。

(ファックス、電話用)

件名 放送要請について

平成 年 月 日

災害対策本部第 号

1. 要請理由

- ① 避難勧告、警報等の周知、徹底を図るため
- ② 災害時の混乱を防止するため
- ③ 市・町・村から要請があったため
- ④ 災害対策本部配備要員を召集するため

2. 放送事項（内容、対象地域等）

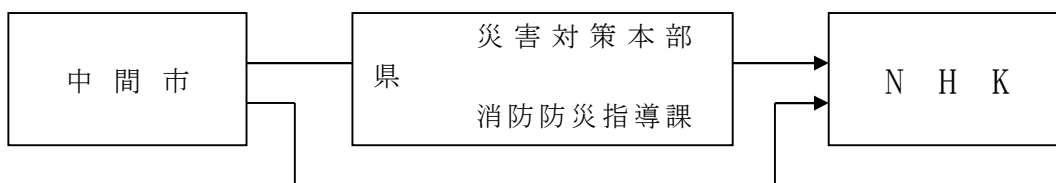
別紙のとおり

3. 放送希望日時

- ① 直ちに
- ② 日 時

4. その他

連絡系統



市 町 村 要請者		県			N H K
連絡者		受信者	連絡者		受信者
連絡時分		受信時分	連絡時分		受信時分
電話番号			電話番号		

※ 被要請機関（県・NHK）は折り返し要請者に電話し、内容の確認を行うこと。

《 緊 急 警 報 放 送 に 関 す る 確 認 》

福岡県が日本放送協会福岡放送局に対して行う緊急警報放送に関する要請は、下記により行うことを確認する。

- 1 放送要請は昭和 41 年 10 月 17 日締結の「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」に基づいて行うものとする。
- 2 緊急警報は、福岡県知事が福岡放送局長に対して要請するものとする。ただし、市町村において緊急止むを得ない事情がある場合は、直接要請することができるものとするが、この場合も市町村長は、放送要請後速やかに知事にその要旨を報告するものとする。
- 3 緊急警報の要請は、災害が発生し、又は発生のおそれがある次の場合に行うものとする。
 - (1) 事態が切迫し、避難勧告・命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する場合
 - (2) 通常の市町村防災機関等の伝達手段では対応が困難で、伝達のための特別の必要がある場合
- 4 緊急放送は、別記様式により、電話及びファックス等を使って行うものとする。
- 5 災害が県境を越えて隣接県に波及するおそれがある場合は、県は隣接県と連絡をとって、別途隣接県所在の NHK 放送局に連絡するが、福岡放送局も隣接局に連絡をとるものとする。
- 6 その他、緊急警報放送の取扱いについて問題点や疑義等が生じた場合は、随時協議して改善を図ることとする。

昭和 61 年 9 月 16 日

福岡県民生部消防防災課長

日本放送協会福岡放送局放送部長

《 知事への要求様式 》

(市長→県知事)

		文書番号
		年 月 日
福岡県知事殿		
中間市長		⑨
自衛隊の災害派遣要請の要求について		
自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣要請を要求します。		
記		
1. 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2. 派遣を希望する期間		
3. 派遣を希望する区域及び活動内容		
4. その他参考となるべき事項		

		文書番号
		年 月 日
福岡県知事殿		
中間市長		⑨
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請の要求について		
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣要請を要求しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収要請を要求いたします。		
記		
1. 派遣要請日時		
2. 派遣された部隊		
3. 派遣人員及び従事作業の内容		
4. その他参考となるべき事項		

《 災害派遣要請様式 》

(県知事→自衛隊)

陸上自衛隊第4師団長 殿

福岡県知事

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

陸上自衛隊第4師団長 殿

福岡県知事

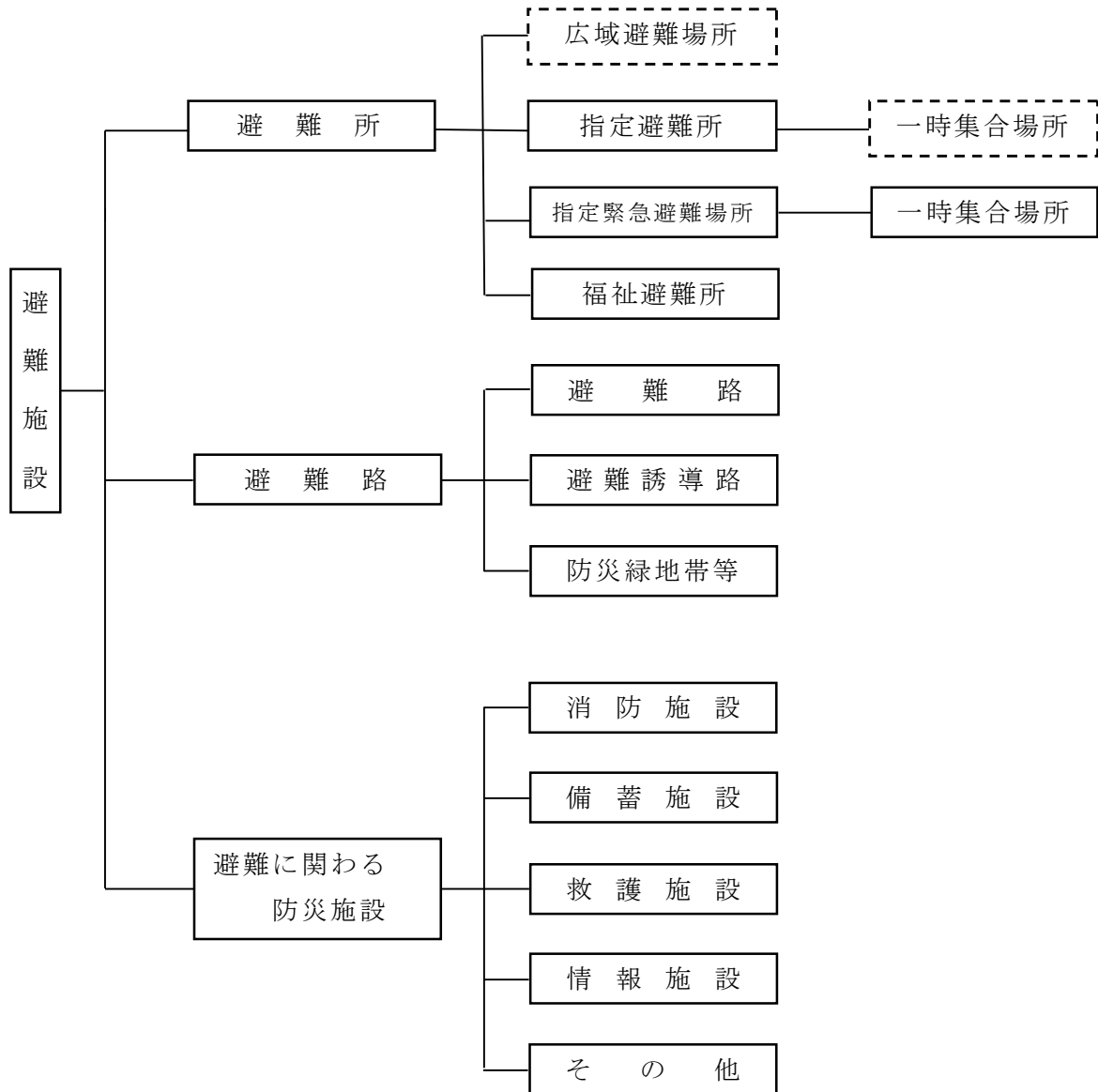
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了したので、下記のとおり撤収方お願いします。

記

- 1 派遣要請日時
- 2 派遣人員等及び従事作業の内容
- 3 その他参考となるべき事項

《 各種の避難施設 》



〈第3章 第8節 避難計画〉

【避難所収容者名簿】

[illegible]

《災害対策基本法（抜粋）》

昭和 36 年 11 月 15 日

法律第 223 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第 2 1 条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（市町村地域防災計画）

第 4 2 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

〈災害対策基本法（抜粋）〉

(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

- 3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 4 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(市町村長の避難の指示等)

- 第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。
 - 3 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
 - 4 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
 - 5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第1項、第2項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。
 - 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

7 第5項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。
(警察官等の避難の指示)

第61条 前条第1項の場合において、市町村長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。前条第2項の規定は、この場合について準用する。

2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

《 警 察 官 職 務 執 行 法 （ 抜 粋 ） 》

昭和 23 年 7 月 12 日

法 律 第 136 号

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、警察官が警察法（昭和 29 年法律第 162 号）に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。

2 この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあってはならない。

（避難等の措置）

第 4 条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2 前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

《 水 防 法 （ 抜 粋 ） 》

昭和 24 年 6 月 4 日

法 律 第 193 号

（目的）

第 1 条 この法律は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条 に規定する消防の機関をいう。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては、消防団の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第 36 条第 1 項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第 4 章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

6 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

7 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（立退きの指示）

第 29 条 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

《 主要医療機関一覧 》

(1) 救急告示病院 (遠賀郡、八幡西区・東区、鞍手郡及び直方市の一部)

番号	名 称	電話番号	所在地
1	なかま病院	093-245-3100	中間市通谷 1-36-7
2	芦屋中央病院	093-222-2931	遠賀郡芦屋町大字山鹿 283 番地 7
3	遠賀中間医師会おんが病院	093-281-2810	遠賀郡遠賀町大字尾崎 1725-2
4	健愛記念病院	093-293-7090	遠賀郡遠賀町大字木守字江の上 1191
5	福岡新水巻病院	093-203-2220	遠賀郡水巻町立屋敷 1-2-1
6	水北第一病院	093-202-6688	遠賀郡水巻町吉田西 3-13-13
7	フェリシア福岡病院	093-616-0753	北九州市八幡西区陣原 1-2-11
8	JCHO 九州病院	093-641-5111	北九州市八幡西区岸の浦 1-8-1
9	産業医科大学病院	093-603-1611	北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1
10	北九州市立八幡病院	093-662-6565	北九州市八幡東区尾倉 2-6-2
11	製鉄記念八幡病院	093-672-3176	北九州市八幡東区春の町 1-1-1
12	済生会八幡総合病院	093-330-5211	北九州市八幡西区則松 275 番地
13	くらて病院	0949-42-1231	鞍手郡鞍手町大字小牧 2226-2
14	小竹町立病院	09496-2-0282	鞍手郡小竹町大字勝野 1191
15	福岡ゆたか中央病院	0949-26-2311	直方市感田 523-5

(2) 市内病院及び医院

番号	名 称	電話番号	所在地
1	石松内科医院	245-2030	中間1丁目 6-12
2	岩尾内科医院	245-0035	中尾1丁目 1-7
3	久原内科医院	246-2850	蓮花寺1丁目 1-8
4	富岡医院	245-0318	中鶴1丁目 22-1
5	豊川内科・循環器科クリニック	245-8100	通谷2丁目 24-1
6	中間クリニック	245-5060	土手ノ内3丁目 2-41
7	中間メディカル	245-3366	扇ヶ浦1丁目 14-1
8	萩本医院	245-1650	長津1丁目 15-31
9	むた医院	244-3131	中鶴4丁目 9-8
10	山下医院	982-1475	東中間2丁目 12-22
11	葉医院	243-2255	大字垣生 179-6
12	吉野内科・胃腸内科クリニック	246-0099	鍋山町 13-1
13	なかま病院	245-3100	通谷1丁目 36-7
14	木村小児科医院	245-0212	鍋山町 16-3
15	さとうフレンズこどもクリニック	701-7330	中尾1丁目 1-21
16	桑原産婦人科医院	245-0052	中間3丁目 5-5
17	石松整形外科医院	245-0900	中間3丁目 2-1
18	中村整形外科医院	245-0231	長津2丁目 16-47
19	福田整形外科医院	244-8411	中央1丁目 2-32
20	柳整形外科医院	243-3380	中央5丁目 2-10
21	おがた脳神経クリニック	243-1707	通谷1丁目 36-2
22	おりもクリニック皮膚科形成外科	243-5050	東中間3丁目 17-23
23	青野皮膚科医院	244-1405	岩瀬西町 29-18
24	心と体のゆりクリニック	243-4141	通谷1丁目 36-2
25	通谷メンタルクリニック	243-5569	鍋山町 1-8
26	松尾耳鼻咽喉科医院	246-2603	中央5丁目 2-12
27	山名眼科医院	246-2345	鍋山町 13-5

〈第3章 第13節 医療救護計画〉

(3) 歯科医院一覧

番号	名 称	連絡先	所在地
1	あおき歯科医院	0120-461-849	蓮花寺1丁目 1-11
2	板井歯科医院	0120-648-056	中央2丁目 10-20
3	加来歯科医院	244-0134	中間1丁目 6-22
4	茂山歯科医院	245-4061	土手ノ内2丁目 29-14
5	しもかわ歯科医院	245-8817	蓮花寺2丁目 5-1-103
6	スマイル歯科医院	246-2468	岩瀬1丁目 1-1
7	田尻歯科医院	245-1158	長津2丁目 25-17
8	田中歯科医院	244-9063	通谷4丁目 1-1
9	中村歯科医院	245-0830	中鶴4丁目 22-20
10	野中歯科医院	245-2116	岩瀬西町 36-15
11	はたぶ歯科医院	245-0420	長津2丁目 2-18
12	えみ歯科クリニック	701-5520	大字垣生 857-3
13	日高里史歯科医院	244-9055	小田ヶ浦2丁目 16-15
14	日高歯科医院	245-3915	大字垣生 797
15	藤井歯科医院	244-7155	鍋山町 13-7
16	ほかじょう歯科医院	245-8900	中央5丁目 17-1
17	前原歯科医院	245-1250	東中間1丁目 8-8 西鉄ストア2F
18	まちだ歯科医院	245-4970	池田1丁目 3-11
19	松岡歯科医院	245-8217	中間3丁目 16-10
20	三阪歯科医院	244-0315	太賀1丁目 2-3 太賀ショッピング モール2F
21	宮口歯科医院	243-5055	通谷1丁目 36-2 ウェルパークヒ ルズ1F
22	三宅歯科医院	246-1181	通谷4丁目 2-25
23	ももぞの歯科クリニック	246-2070	弥生1丁目 14-28
24	桃園歯科医院	245-0205	東中間1丁目 1-32
25	山崎まさひろ歯科	243-7333	東中間3丁目 3-6
26	なかま大人こども歯科	243-6480	中央五丁目 1-21
27	蓮花寺ニコ歯科クリニック	980-4364	中央五丁目 5-15

《災害救助法又は国民保護法が発動された場合における 災害救助用米穀等の緊急引渡要領》

平成１８年６月１５日 １８総食第２９４号 制 定

第１趣旨

この要領は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食糧管理特別会計に属する物品のうち政府倉庫、政府サイロ及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続について、必要な事項を定めるものとする。

第２事前の協定等

１ 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第３０条及び国民保護法第７６条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第３に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。

- (１) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。
- (２) 知事は、市町村長等が(１)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。
なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。
- (３) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として３０日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、３ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと
- (イ) 自衛隊の派遣が行われていること
- (ウ) 知事から３０日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

- 2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

- 1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

- (1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法が発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成16年4月1日付け15総合第2911号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

- (2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（昭和35年4月7日付け35食糧第2232号（経理）食糧庁長官通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することができるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

- 2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

- (1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち合わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合

ア 町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等(地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。)に対して、文書により要請を行うものとする。

(イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

(エ) 保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち合わせるものとする。

イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

(イ) 倉庫の責任者は、(ア)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡がつき次第、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

- 1 分任物品管理官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。
- 2 分任物品管理官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

- 1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
 - (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
 - (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
 - (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

《 緊急通行車両の証明書等（様式1～4） 》

様式第1（第2条関係）

The diagram illustrates the layout and dimensions of Form 1, which is used for emergency vehicle passage. The form is rectangular with a total width of 64 and a total height of 120. The layout is as follows:

- Top Section:** A rectangular box with a height of 15. It contains the text "災害対策基本法に基づく車両通行止" (Prohibition of vehicle passage based on the Basic Disaster Countermeasure Act).
- Central Section:** A circular area with a diameter of 60. It features a diagonal line passing through the center at a 45-degree angle. The line is solid on the left and dashed on the right. The distance from the center to the line is 4. The distance from the line to the bottom edge of the circle is 6. The distance from the center to the left edge of the circle is 2.
- Bottom Section:** A rectangular area divided into three horizontal sections, each with a height of 13. The sections are labeled "対象" (Target), "区間" (Section), and "期間" (Period). The total height of this section is 39.

Dimensions and margins are specified as follows:

- Width:** Total width is 64. Margins of 1.5 are specified on the top, bottom, left, and right sides.
- Height:** Total height is 120. Margins of 1.5 are specified on the top and bottom sides.
- Section Heights:** The top section is 15, the central circle has a diameter of 60, and the bottom section is divided into three 13-unit high boxes.

様式第2（3条関係）

登録（車両）番

緊急

有効期限 年 月 日

15

21

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両番号）」、「有効期間」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

〈第3章 第19節 緊急輸送計画〉

様式第3（第3条関係）

第 号			年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書				
福岡県公安委員会 印				
番号標に表示 されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

様式第4号

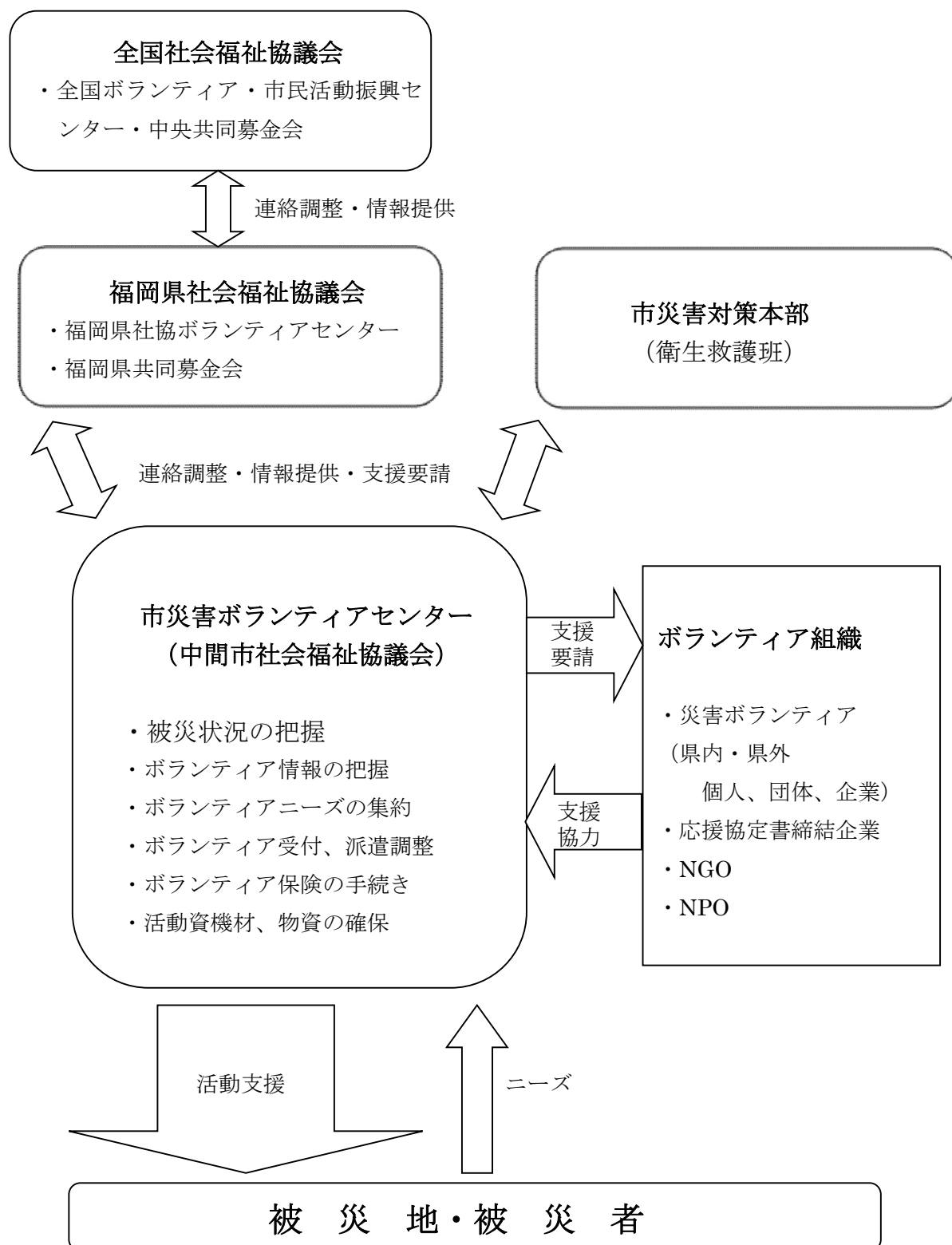
地震防災 応急対策用 災害				
緊 急 通 行 車 両 確 認 申 請 書				
福岡県公安委員会 殿				
年 月 日				
申請者住所 (電話)				
氏 名 印				
番号標に表示 されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

《 市有車両確認一覧表 》

担当：安全安心まちづくり課

番号	所属課	車 種	主要な用途	緊急車両の 登録有無

《 中間市災害ボランティア活動支援システムの事例 》



《 災 害 救 助 法 （ 抜 粋 ） 》

（昭和 22 年法律第 118 号）

第 1 条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

第 2 条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第 3 項及び第 11 条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（次条第 2 項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第 1 項及び第 2 項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第 3 条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第 4 条 救助の種類は、次のとおりとする。

1. 避難所及び応急仮設住宅の供与
 2. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 4. 医療及び助産
 5. 被災者の救出
 6. 福祉サービスの提供
 7. 被災した住宅の応急修理
 8. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 9. 学用品の給与
 10. 埋葬
 11. 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 第 2 条第 2 項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。
- 3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前 2 項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
- 4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

第 13 条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

第 30 条 都道府県知事は、第 13 条第 1 項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

《災害救助法施行令（抜粋）》

（昭和 22 年政令第 225 号）

第 1 条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

1. 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の項の指定都市にあっては、「当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第 1 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 2. 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 2 に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 3 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 3. 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 4 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 4. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前項第 1 号から第 3 号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

第 2 条 法第 4 条第 1 項第 11 号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

1. 死体の搜索及び処理
2. 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第 3 条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

- 2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〈災害救助法施行令（抜粋）〉

別表第 1（第 1 条関係）

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満		30
5,000 人以上	15,000 人未満	40
15,000 人以上	30,000 人未満	50
30,000 人以上	50,000 人未満	60
50,000 人以上	100,000 人未満	80
10,000 人以上	300,000 人未満	100
30,000 人以上		150

別表第 2（第 1 条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満		1,000
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上		2,500

別表第 3（第 1 条関係）

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満		15
5,000 人以上	15,000 人未満	20
15,000 人以上	30,000 人未満	25
30,000 人以上	50,000 人未満	30
50,000 人以上	100,000 人未満	40
100,000 人以上	300,000 人未満	50
300,000 人以上		75

別表第 4（第 1 条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満		5,000
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	7,000
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	9,000
3,000,000 人以上		12,000

〈災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

《災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準》

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は⑦,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用者金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

〈災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊出し その他 による 食品の 給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

〈災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（４月～９月）冬期（１０月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。			災害発生の日から 10 日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること (単位：円)			
		2 下記金額の範囲内								
		区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す 毎に加算	
		全 壊 全 焼 全 流 出	夏	20,300 円	26,100 円	38,700 円	46,200 円	58,500 円	8,500 円	
			冬	33,700 円	43,500 円	60,600 円	70,900 円	89,300 円	12,300 円	
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,700 円	8,900 円	13,400 円	16,300 円	20,500 円	2,900 円	
冬	10,700 円		14,000 円	19,900 円	23,600 円	29,800 円	3,900 円			
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内			災害発生の日から 14 日以内		患者等の移送費は、別途計上			
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額			分べんした日から 7 日以内		妊婦等の移送費は、別途計上			
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費。			災害発生の日から 3 日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上			

〈災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 1人当たり 5,500円 中学生生徒 1人当たり 5,800円 高等学校等生徒 1人当たり 6,300円	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

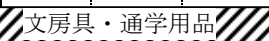
〈災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,700 円以内 一時保存： ○既存建物借上費 →通常の実費 ○既存建物以外 →1体当たり 5,900 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金等雇上費（法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金等雇上費（法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

〈災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〉

救 助 の 事 務 を 行 う の に 必 要 な 費 用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施工令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間 及 び 災 害 救 助 費 の 精 算 す る 事 務 を 行 う 期 間 以 内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
			イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

状態にある者		3日以内			舟艇その他救助のための機械器具等の借上修繕費及び燃料費とし、当該地域における実費	
避難所に収容された者、住家が全壊（焼）流出、半壊（焼）、床上浸水等のため炊事ができない者、及び一時縁故地等へ避難する必要がある者（注-1 参照）		7日以内			災害救助法細則に定める額以内	市長は、非常災害発生時の被害の拡大を防止するため、必要最小限にとどめ、迅速な対応を行うよう措置するよう措置
災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない）		7日以内			濾水器、その他給水に必要な機械器具の借上費、燃料費及び上水用の薬品などで、当該地域における通常の実費	生命維持のため
住家の全焼（焼）・流失・半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具。その他必要品を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者		10日以内			災害救助法施工規定に定める基準による	
災害のため医療の途を失った者		14日以内		救護班	使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費用の実費	
				病院 診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内	
				施術者	協定料金の額以内	
災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産料を失った者		7日以内		救護班	使用した衛生材料の実費	
				病院 診療所		
				病院 診療所	使用した衛生材料の実費及び措置費	
				助産婦	慣行料金の8割以内	
災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者		10日以内			舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、は通常の実費	
災害の際死亡した者		10日以内		埋葬	一体当たり 大人 127,000 円 子供 101,600 円	
				処理	死体の洗浄、縫合、消毒等 2,700 円内	
					収容 収容に使用する当該施設の借上費は通常の実費 施設を利用できない時 5,000 円内	
					救護班により検案できないときは、当該地域の慣行料金の額以内	
住家が全壊（焼）又は流出し、自らの資力では住宅を得ることができない者（注-2 参照）		20日以内			1戸当り 26.4 m ² を基準として災害救助法施工の規定に定める範囲 建設戸数は全焼（焼）及び流出した世帯数の3割の範囲内	応急仮設住宅の設置は、災害発生から2年以内
住家の全壊（焼）又は流出、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒		10日以内			ロープ、スコップその他、除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費、人夫費等とし、1世帯当り 73,900 円以内とする。障害物除去の対象数は住家が半壊又は床上浸水した世帯の1割5分以内とする。	
住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒		1ヶ月以内		教科書	実費（教材を含む）	災害救助法が適用されない場合、災害救助法が適用される場合と同等の措置を取り就学を支援する
				文房具	災害救助法細則に定める限度額以内	
				通学用品	文房具と同じ	
		15日以内				

一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物支給
自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲

- 生活保護法による被保護者および要保護者
 - 特定の資産のない失業者
 - 特定の資産のない未亡人及び母子家庭
- 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者
 - 特定の資産のない勤労者
 - 特定の資産のない小企業者、経済的弱者

《 災害救助法による帳簿様式 》

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次の災害救助法に定めるところによる。

1. 被害状況調（様式1）
2. 災害救助費概算額調（様式2）
3. 救助の種目別物資受払状況（様式3）
4. 避難所設置及び収容状況（様式4）
5. 応急仮設住宅台帳（様式5）
6. 炊き出し給与状況（様式6）
7. 飲料水の供給簿（様式7）
8. 物資の給与状況（様式8）

様式1
被害状況調

被害の状況			法適用市町村名				計	
人的被害	死者							
	行方不明者							
	負傷	重症						
		軽症						
		小計						
	計							
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯数及び人数	全壊、全焼又は流出	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
			人員					
災害発生年月日								

- (注) (1) 負傷のうち「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は負傷欄の小計をもって報告すること。
- (2) 「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とすること。
- (3) 「一部破損」とは、住家の破損程度が、半壊に達しない程度のものとする。
- (4) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- (5) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

様式2

災 害 救 助 費 概 算 額 調

種目別区分		員数	単価	金額	備考
1	救 助 費		円	円	
(1)	収 容 施 設 供 給 費				
	避 難 所 設 置 費	延	人		
	応 急 仮 設 住 宅 設 置 費		戸		
(2)	炊出しその他による食品給与費	延	人		
(3)	飲 料 水 供 給 費	延	人		
(4)	被服寝具その他生活必需品 給(貸)与費		世帯		
(5)	医 療 及 び 助 産 費	延	人		
	医 療 費	延	人		
	助 産 費	延	人		
(6)	災害にかかった者の救出費		人		
(7)	住 宅 の 応 急 修 理 費		世帯		
(8)	生 業 資 金 の 貸 与 費		世帯		
(9)	学 用 品 の 給 与 費		人		
	小 学 校 児 童		人		
	中 学 校 生 徒		人		
(10)	埋 葬 費		人		
	大 人		体		
	子 供		体		
(11)	死 体 の 捜 索 費		体		
(12)	死 体 の 処 理 費		体		
(13)	障 害 物 の 除 去 費		世帯		
(14)	輸 送 費				
(15)	人 夫 費				
2	実 費 弁 償 費		人		
3	扶 助 金		件		
4	損 失 補 償 費		件		
5	法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6	法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費				
	合 計				

様式3
救助の種目別物資受払状況

市町村名 中間市

救助の種目別	年月日	品目	単 呼 位 称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による食品給与 用								
給水用機械器具燃料浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医療品衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 2 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県よりの受入分及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

〈第3章 第34節 災害救助法適用計画〉

様式4
避難所設置及び収容状況

市町村名 中間市

[illegible]

	既 存 建 物 野 外 仮 設 天 幕							
計								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
2 物品の使用状況は、仮設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式5
応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名 中間市

[illegible]

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号と氏名、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式 6

市町村名 中間市

炊出し場の 名称	月 日			月 日		
	朝	昼	夜	朝	昼	夜

	合計	実支出額 円	備考

計							

[illegible]

3-34-17

市町村名 中間市

(注) 1 給水用機械器具は借用費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕個所を記入すること。

市町村名 中間市

年 月 日

印

- 3-34-19

給 与 物 品 受 払 簿

救助の種目別	年月日	品名	単位	受	払	残	備考

〈第3章 第34節 災害救助法適用計画〉

物 品 借 用 簿

月	日	借	先	物	品	名	数	量	返済年月日	備	考

《中間市災害弔慰金の支給等に関する条例》

昭和 49 年 7 月 1 日

条例第 20 号

中間市災害弔慰金の支給等に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条—8 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条—第 11 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条—第 15 条）

第 5 章 雑則（第 16 条・第 17 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により、被害が生ずることをいう。
- （2） 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- （1） 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

〈中間市災害弔慰金の支給等に関する条例〉

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、支給を行うものとする。

〈中間市災害弔慰金の支給等に関する条例〉

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

第13条 災害援護資金の災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350万円

〈中間市災害弔慰金の支給等に関する条例〉

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会を置く。

2 災害弔慰金等支給審査委員会の委員(次項において「委員」という。)の定数は、7人以内とし、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、必要の都度、市長が任命する。

3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から当該事項に係る調査審議の終了の日までとする。

4 前2項に定めるもののほか、災害弔慰金等支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年3月29日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月12日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

〈中間市災害弔慰金の支給等に関する条例〉

附 則(昭和 53 年 6 月 30 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 56 年 7 月 1 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 57 年 12 月 27 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和 62 年 4 月 1 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 3 年 12 月 18 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 23 年 9 月 26 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

〈中間市災害弔慰金の支給等に関する条例〉

附 則（平成 3 年 12 月 18 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年 9月26日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成23年 3 月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年 6月28日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

《中間市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則》

昭和 49 年 7 月 2 日

規則第 6 号

昭和57年12月27日規則第10号

中間市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 2 条・第 3 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 4 条・第 5 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 6 条—第17条）

第 5 章 雑則（第18条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、中間市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年中間市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日

（2） 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況

（3） 死亡者の遺族に関する事項

（4） 支給の制限に関する事項

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災を証明する書類を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対して、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（1） 障害者の氏名、性別及び生年月日

（2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況

- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災を証明する書類を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明するため、医師の診断書（別記第1号様式）を提出させるものとする。ただし、診断書に記載すべき事項を記載し得る書式を医師又は医療機関が有するときは、診断書に代えて当該書式を用いることができる。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（別記第2号様式。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人（条例第14条第1項の規定による保証人をいう。以下同じ。）を立てたときは、当該借入申込書には、連帯保証人が連署し、及び押印するものとする。

- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年度。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、前条の規定による調査の結果、資金を貸し付ける旨を決定したときは災害援護資金貸付決定通知書（別記第3号様式。次条において「貸付決定通知書」という。）を、貸し付けない旨を決定したときは災害援護資金貸付不承認決定通知書（別記第4号様式）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 前条の規定により貸付決定通知書の交付を受けた借入申込者（以下「借受人」という。）は、速やかに災害援護資金借用書（別記第5号様式。以下「借用書」という。）に印鑑登録証明書を

添えて市長に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人を立てたときは、当該借用書には、連帯保証人が連署し、及び押印し、連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて提出するものとする。

（資金の交付）

第10条 市長は、借用書と引換えに資金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が資金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 条例第15条第2項の規定により繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 条例第15条第3項の規定による償還金の支払猶予を申請しようとする借受人は、償還金支払猶予申請書（別記第7号様式。以下この条において「支払猶予申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人を立てたときは、支払猶予申請書には、連帯保証人が連署し、及び押印するものとする。

2 市長は、前項の規定により支払猶予申請書が提出されたときは、支払の猶予の可否を決定し、支払の猶予を認める旨を決定したときは支払猶予承認通知書（別記第8号様式）を、認めない旨を決定したときは支払猶予不承認通知書（別記第9号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 条例第15条第3項の規定による違約金の支払免除を申請しようとする借受人は、違約金支払免除申請書（別記第10号様式。以下この条において「支払免除申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人を立てたときは、支払免除申請書には、連帯保証人が連署し、及び押印するものとする。

2 市長は、前項の規定により支払免除申請書が提出されたときは、違約金の支払免除の可否を決定し、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金支払免除承認通知書（別記第11号様式）を、認めない旨を決定したときは違約金支払免除不承認通知書（別記第12号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 条例第15条第3項の規定による資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下この条において「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（別記第13号様式。以下この条において「償還免除申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人を立てたときは、償還免除申請書には、連帯保証人が連署し、及び押印するものとする。

2 償還免除申請書には、次の各号に掲げる書類のいずれかを添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

〈中間市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則〉

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて資金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、前2項の規定により償還免除申請書が提出されたときは、資金の償還の免除の可否を決定し、償還の免除を認める旨を決定したときは災害援護資金償還免除承認通知書(別記第14号様式)を、認めない旨を決定したときは災害援護資金償還免除不承認通知書(別記第15号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名等の変更の届出)

第17条 借受人(連帯保証人を立てたときは借受人又は連帯保証人)について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届(別記第16号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族(連帯保証人を立てたときは同居の親族又は連帯保証人)が借受人に代わってその旨を届け出るものとする。

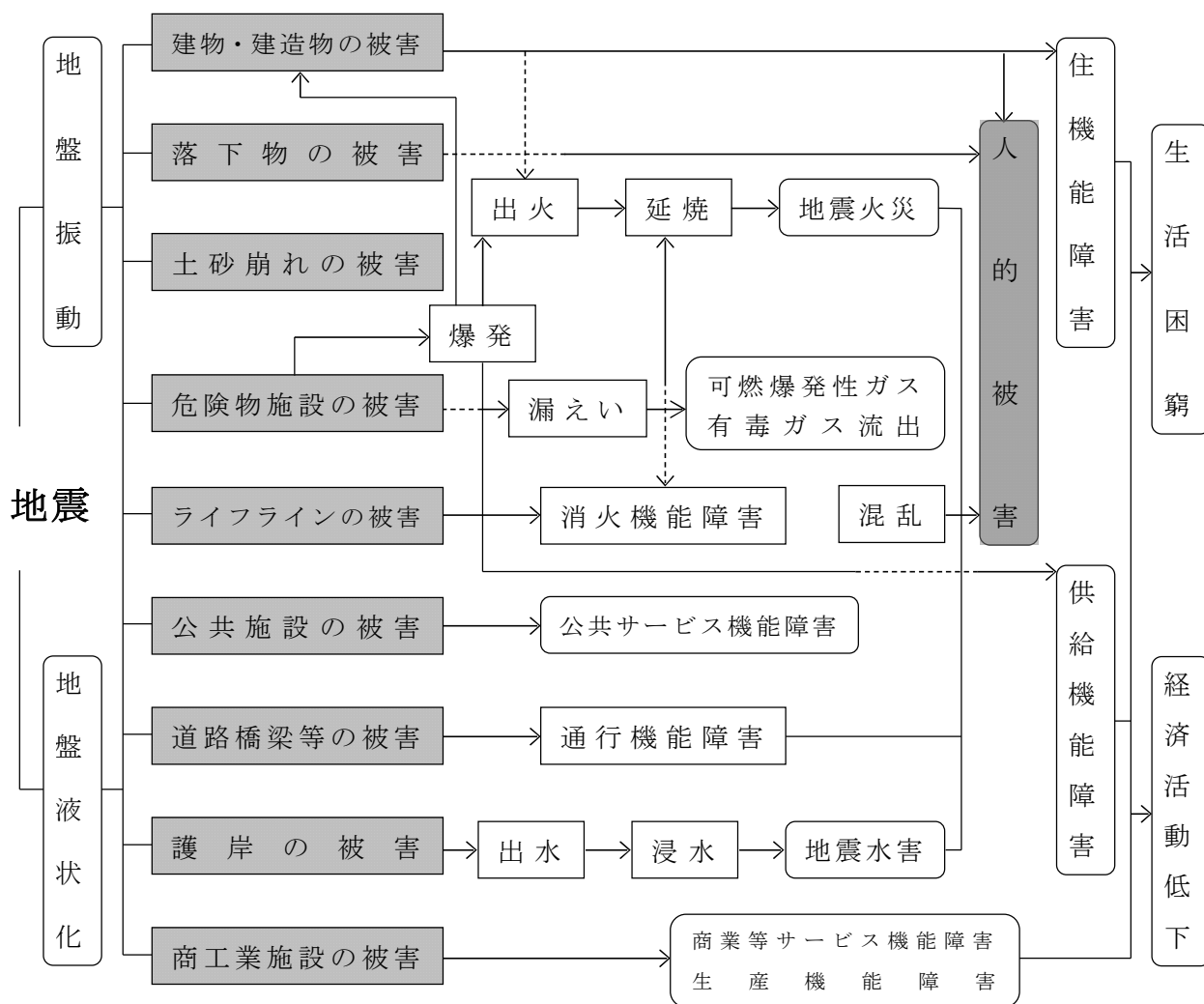
第5章 雑則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

《 地震関連図 》



消防庁：防災アセスメントに関する調査報告書（1983 より加工）

《 気象庁震度階級 》

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1.5	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。		
2.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5.0	5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5.5	5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6.0	6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6.5	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		